# 第２次東近江市環境基本計画

**（中間見直し）**

東近江市が持つ豊かな自然と市民の営みが有機的につながり、

市民が豊かさを感じる循環共生型社会

令和４年（2022 年）３月

東近江市

# 目　次

序章 中間見直しについて ..... 1
１ 中間見直しの概要 ..... 2
２ 中間見直しの骨子 ..... 3
第１章 計画の基本的事項 ..... 5
１ 計画の背景 ..... 6
（１）市の概要 ..... 6
（２）計画策定の経緯 ..... 7
２ 基本的事項 ..... 8
（１）計画の位置づけ ..... 8
（２）計画策定のポイント ..... 9
（３）環境基本条例の基本理念 ..... 10
（４）計画の推進主体 ..... 11
（５）計画の期間 ..... 12
（６）計画の構成 ..... 12
第２章 環境の現況と課題 ..... 13
１ 環境面の現況と課題 ..... 14
２ 経済面の現況と課題 ..... 20
３ 社会面の現況と課題 ..... 23
４ 課題の多面性 ..... 25
第３章 東近江市の目指す将来像と基本方針 ..... 27
１ 東近江市の目指す将来像 ..... 28
（１）環境面の将来像 ..... 29
（２）経済面の将来像 ..... 30
（３）社会面の将来像 ..... 30
２ 基本方針 ..... 31
第４章 将来像を実現するための取組 ..... 35
１ 取組の体系 ..... 36
２ 基本施策と具体的な取組 ..... 37
（１）地域資源の活用 ..... 37
（２）地域資源の見直し、保全・再生 ..... 47
（３）地域資源をつなぐ仕組みづくり ..... 55
第５章 重点プロジェクト ..... 59
１ 再生可能エネルギー普及プロジェクト（地域資源の活用） ..... 60
（１）小規模地域分散型のバイオマス熱供給システムの構築 ..... 60
（２）市民によるＢＤＦ、太陽光発電・熱、小水力発電の普及 ..... 62
２ 新たな木の産業創出プロジェクト（地域資源の活用） ..... 64

（１）家具をはじめとする商品開発と産業化 64
３ エコケアライフへの転換プロジェクト（地域資源の活用） 66
（１）食・エネルギー・ケアの自給圏づくりの推進 66
（２）集いの場によるエネルギーシェアの普及 68
（３）資源ごみ回収、家庭ごみ分別によるリサイクル及びリデュースの促進 69
４ 森おこしプロジェクト（地域資源の見直し、保全・再生） 72
（１）東近江市 100 年の森づくり地域ワークショップの実施 72
（２）森林整備の合意形成の推進 74
５ 生物多様性の保全・再生プロジェクト（地域資源の見直し、保全・再生） 76
（１）生物多様性を身近に感じるスポット調査及び拠点整備 76
（２）鳥獣害対策の推進 78
６ 森里川湖のつながり保全・再生プロジェクト（地域資源の見直し、保全・再生） 80
（１）森里川湖エコツーリズムの推進 80
（２）愛知川の復活 82
７ つなぐ場づくりプロジェクト（地域資源をつなぐ仕組みづくり） 84
（１）東近江市環境円卓会議と東近江三方よし基金の連携 84
８ 人材育成プロジェクト（地域資源をつなぐ仕組みづくり） 87
（１）幼保小中高向け森里川湖のつながり継承と拠点整備 87
第６章 計画の推進 95
１ 計画を推進する各主体の役割 96
（１）市民及び事業者 96
（２）市 96
（３）東近江市環境円卓会議 96
２ 計画の進捗管理 97
（１）計画（PLAN） 97
（２）実行（DO） 97
（３）点検（CHECK） 97
（４）改善（ACTION） 97
３ 計画の推進方策 98
（１）進捗状況の公開 98
（２）個別計画との調整 98
（３）計画や取組の周知、広報 98
（４）予算措置 98
資料 99
東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例（環境基本条例） 100
東近江市環境審議会諮問、答申 105
東近江市環境審議会委員 107
第２次環境基本計画の策定経過 108

東近江市における地球地域温暖化対策シナリオ..... 109
用語解説..... 120

# 序章　中間見直しについて

## 1　中間見直しの概要

### ■計画の概要

「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例（平成18年東近江市条例第７号。以下「環境基本条例」という。）」に基づき、「良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画」として、市民、事業者及び市がそれぞれの立場で良好な環境を確保し、市民の健康で文化的な生活を確保していくため、平成29年（2017年）３月に第２次環境基本計画を策定しました。東近江市の自然資本や人工資本、人的資本、社会関係資本、文化資本を地域資源として守り有効活用することを基本に置き、市民、事業者、行政が協働し取組を推進してきました。

策定から５年経過し、昨今の環境問題や社会情勢の急激な変化に応じ、施策の進捗状況等を踏まえて中間見直しを行います。

### ■計画の期間

平成29年度（2017年度）から令和７年度（2025年度）までの９年間

中間年：令和３年度（2021年度）

### ■社会情勢の変化

令和２年（2020年）10月に、国が令和32年（2050年）に脱炭素社会を実現する（カーボンニュートラル）ことを宣言し、令和３年（2021年）４月には温室効果ガス排出量を令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比46％減とする方針を国内外に示しました。この方針を受けて、各省庁が具体的な施策を検討、予算化を進めています。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、生活様式にも変化がみられてきています。

### ■見直しの考え方

本市の現行計画では、温室効果ガス排出量を令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比58％減とすることを目標値としており、国の目標値46％を上回ることや、令和32年（2050年）脱炭素社会に向け『脱炭素ロードマップ』（令和３年（2021年）６月　国・地方脱炭素実現会議）で示される施策の方向性からかけ離れたものでなはいことから、基本方針や基本施策における構成や大きな改定は行わず、それを着実に実現するための方策を再検討します。

## 2　中間見直しの骨子

これまでの取組（平成 29 年度（2017 年度）から令和２年度（2020 年度））の検証等を踏まえて、より積極的に推進することとしている重点プロジェクトの課題への修正と、国等から発信されている新たな環境政策で市として取り組むべきものについて反映し見直すこととします。

表序-１　中間見直しの骨子

| 基本目標 | 重点プロジェクト | 重点施策 | 中間見直しのポイント |
|---|---|---|---|
| 1　地域資源の活用 | 再生可能エネルギー普及プロジェクト | 小規模地域分散型のバイオマス熱供給システムの構築 | 広葉樹林の保育の取組の在り方<br>針葉樹の間伐材利用促進 |
| | | 市民によりBDF、太陽光発電・熱、小水力発電の普及 | 再生可能エネルギー(太陽光発電以外)の更なる普及促進<br>再生可能エネルギーと地域経済をつなぐ仕組みの意義の普及 |
| | 新たな木の産業創出プロジェクト | 家具をはじめとする商品開発と産業化 | 木材の生産、加工、流通、販売の担い手の確保 |
| | エコケアライフへの転換プロジェクト | 食・エネルギー・ケアの自給圏づくりの推進 | |
| | | 集いの場によるエネルギーシェアの普及 | コロナ禍で集いの場の開催が減少<br>集いの場のエネルギーシェアの意義の普及 |
| | | 資源ごみ回収、家庭ごみ分別によるリサイクル及びリデュースの促進 | リデュースの促進を重視し、市民の意識変化 |
| 2　地域資源の見直し、保全・再生 | 森おこしプロジェクト | 100年の森おこしビジョンの作成 | |
| | | 森林整備の合意形成の推進 | |
| | 生物多様性の保全・再生プロジェクト | 生物多様性を身近に感じるスポット調査及び拠点整備 | 生物多様性の視点での基礎調査や保全活動<br>市民の生物多様性に対する意識を高揚 |
| | | 鳥獣害対策の推進 | 緩衝帯整備後の維持管理の在り方の検討 |
| | 森里川湖のつながり保全・再生プロジェクト | 森里川湖エコツーリズムの推進 | エコツーリズムで活用する地域資源の保全の取組の普及 |
| | | 愛知川の復活 | |
| 3　地域資源をつなぐ仕組みづくり | つなぐ場づくりプロジェクト | 東近江市環境円卓会議と東近江三方よし基金の連携 | |
| | 人材育成プロジェクト | 幼保小中高向け森里川湖のつながり継承と拠点整備 | 中学、高校、大学生と継続した取組 |
| 全体を通して | | | 取組の普及、取組団体を増やし充実<br>国の新たな環境政策を市として取り組むべきものを反映。<br>計画完了時には、専門家の支援を受けて評価軸の達成状況を試算が必要。 |

# 第１章 計画の基本的事項

計画の背景、計画の位置づけ、計画策定のポイント、環境基本条例の基本理念、計画の推進主体、期間、構成などについて示します。

## １　計画の背景

### （１）　市の概要

本市は、滋賀県の南東部の湖東平野中央部に位置し、近畿圏と中京圏の中間に当たります。東西に長く、東は三重県との県境に接しており、総面積 388.37 平方キロメートルの市域を形成しています。その市域の 56%を森林が占め、東部に御池岳や御在所岳など 1,200 メートル級の山々が連なり、西は琵琶湖に面し、その大部分は沖積平野で占められています。また、鈴鹿山脈を源とする愛知川が市域の中央部を流れ琵琶湖に注いでいます。道路は、名神高速道路をはじめ国道８号、国道 307 号、国道 421 号、国道 477 号等の主要幹線が通過しています。鉄道は、近江鉄道及びＪＲ琵琶湖線が通っており周辺市町及び京阪神を結んでいます。

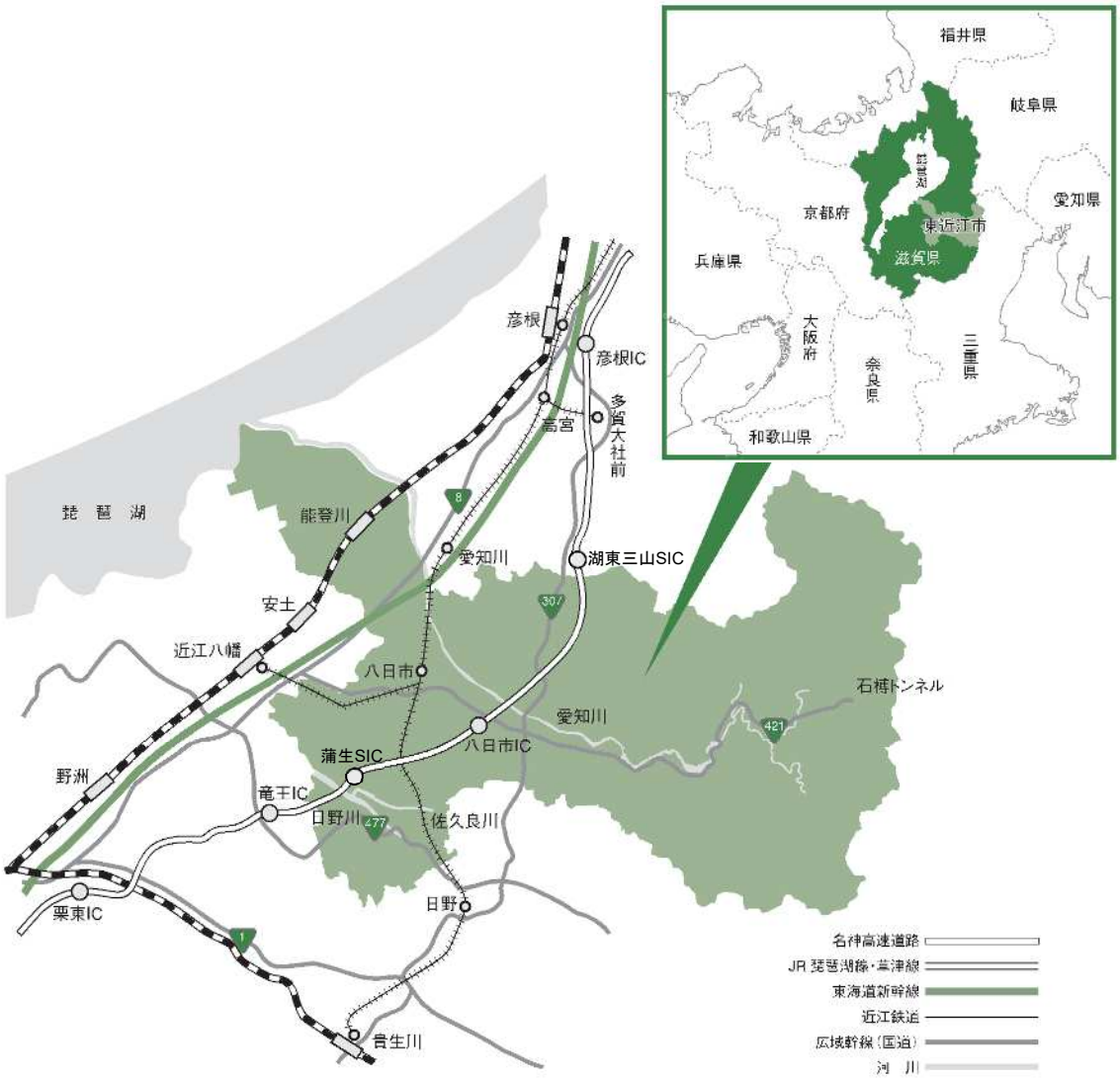


図１-１　位置図

## （２） 計画策定の経緯

### ア　第１次計画の策定

本市では、平成 18 年（2006 年）３月に制定した環境基本条例の理念に基づき、平成 21 年（2009 年）３月に「東近江市環境基本計画」（以下「第１次計画」という。）を策定しました。第１次計画では、『結いのせせらぎが明日につづくまち』を目指す環境都市の姿として、「循環」、「共生」、「参加」及び「創出」を基本理念に、①みんなが安全で快適に生活できるまち（生活環境）、②自然や生きもののにぎわいと共生のまち（自然環境）、③歴史や文化を生かした美しい景観と個性のあるまち（歴史・文化的環境）、④地球のことまで考えて行動し、資源循環の見えるまち（地球環境）、⑤市民や事業所など、それぞれができることをみんなで取り組めるまち（協働）の５つの望ましいまちの環境像を掲げ、市民の参加と協働により様々な環境施策に取り組んできました。

### イ　環境円卓会議の開催

第１次計画では、市民、市民団体、事業者及び行政が対等の立場で参加し、共通のテーブルで環境への取組を協議、推進する組織として、「ひがしおうみ環境円卓会議」（以下「環境円卓会議」という。）の設置を位置づけています。これを受けて、市内外で活躍するキーパーソン 26 名で構成する環境円卓会議を平成 22 年（2010 年）２月から平成 23 年（2011 年）３月にかけて 10 回開催し、「2030 年東近江市の将来像」をとりまとめました。

この「2030 年東近江市の将来像」は、環境省の「環境共生型の地域づくりに向けた検討会」で報告され、今後の我が国の環境政策の方向性を示す「低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる社会の構築」（平成 26 年（2014 年）７月中央環境審議会意見具申）に示された社会像のモデル的な位置づけとなる高い評価を得ています。

### ウ　地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定

平成 20 年（2008 年）６月に改定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 26 年度（2014 年）から平成 30 年度（2018 年）までの５年間に、地球温暖化対策として本市の行政が取り組む施策を示した「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を、平成 26 年（2014 年）12 月に策定し、平成 31 年（2019 年）３月には第２期計画を策定しました。

表１-１　第２次東近江市環境基本計画の策定までの経緯

| 年　月 | 内　　容 |
|---|---|
| 平成18年（2006年）3月 | 東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例（環境基本条例）の制定 |
| 平成21年（2009年）3月 | 東近江市環境基本計画の策定 |
| 平成23年（2011年）3月 | 2030年東近江市の将来像（2010年度版）の策定 |
| 平成26年（2014年)12月 | 東近江市地球温暖化対策実行計画(事務事業編）の策定 |
| 平成31年（2019年）3月 | 第2期東近江市地球温暖化対策実行計画(事務事業編）の策定 |

## ２　基本的事項

### （１）　計画の位置づけ

第２次東近江市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、環境基本条例に基づき、「良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画」として、市民、事業者及び市がそれぞれの立場で良好な環境を確保し、市民の健康で文化的な生活を確保していくためのものです。また、「第２次東近江市総合計画」の基本構想に掲げられる、目指すべき将来都市像を実現するために、施策を推進する役割も担っています。

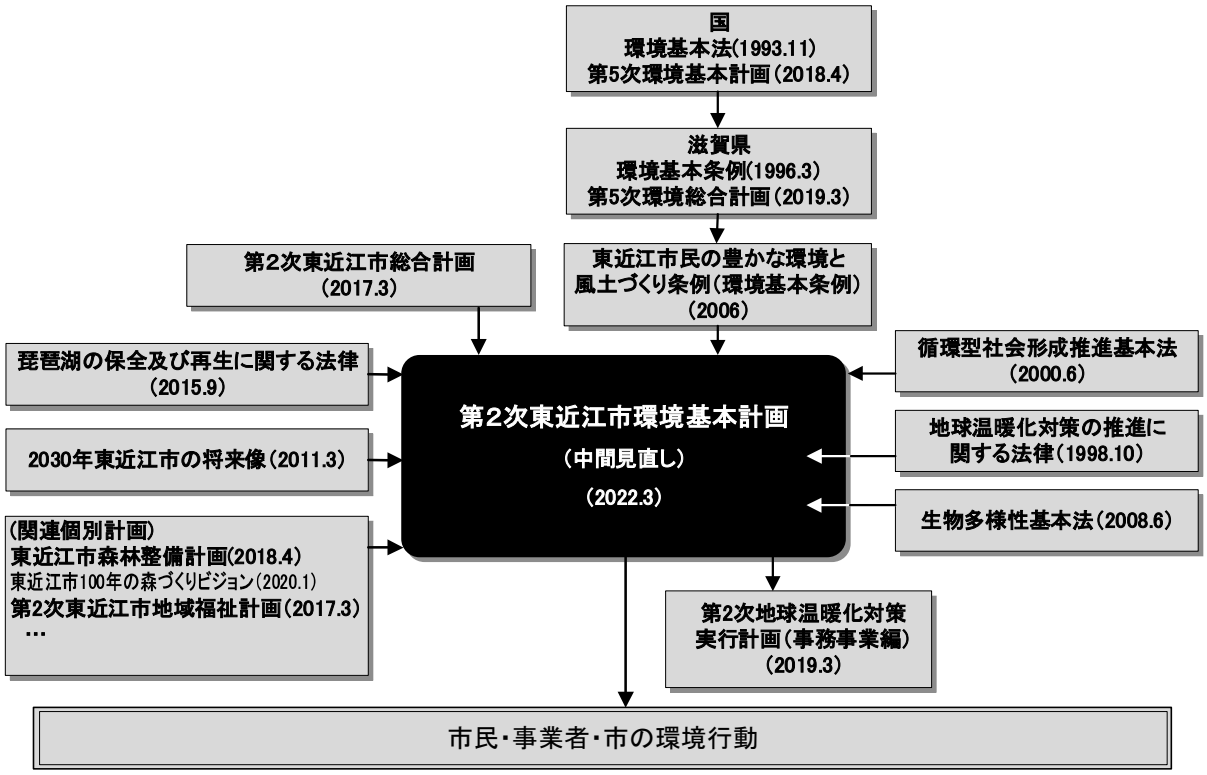


図１-２　本計画の位置づけ

## （２） 計画策定のポイント

本計画を策定する際の主なポイントは、次の４つです。

### ア　環境・経済・社会の統合的向上の具体化

これまでの本市の環境政策は、環境基本条例の理念に沿って、低炭素、資源循環、自然共生、歴史文化、安全及び協働のそれぞれの個別部門の範囲で課題解決を念頭においた施策を実施してきました。しかし、本市が現在抱える諸課題は、平成 30 年に策定された国の第五次環境基本計画にもあるように環境・経済・社会で相互に関連しており、複雑化しています。さらに、パリ協定などにも対応することが求められています。このため、今後の環境政策は、経済や社会的課題の解決にも効果をもたらすように、安全安心を確保するための政策や地域に根ざす歴史文化政策を基盤としつつ、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を促進します。

### イ　脱炭素社会、循環経済、分散型社会の視点

本市においても新型コロナウイルスによる感染症及びそれに伴う経済活動への影響が生じています。このような状況下、令和２年（2020 年）４月７日に決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「持続可能で強靭な脱炭素社会への移行」を進める施策が位置づけられました。また同年７月 17 日に閣議決定された「統合イノベーション戦略 2020」においては、コロナ後の反転攻勢と社会変革に向け、デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の推進とともに、「脱炭素社会、循環経済、分散型社会の設計」が求められています。

### ウ　各地域での住民による持続可能な地域づくりの重視

本市の環境を保全するためには、まちづくり協議会や自治会などの身近な地域単位における取組が重要です。地球環境問題も、地域の環境が無数につながり、相互に依存、影響しあって地球環境が構成されていることを考えると、地域単位における取組は地球環境問題への対応の基礎となります。また、日常生活そのものが環境負荷の原因となっている今日、ライフスタイルの見直しも課題となっており、市民が生活と環境との関わりについて認識を深めつつ足元から取組を進める上で、身近な地域が環境保全への取組の重要な場と捉えています。このため、今後の環境政策を進める上では、各地域における住民主体の環境に配慮した持続可能な地域づくりを重視します。

### エ　地域の特性と地域のつながりを生かす

本市は、鈴鹿山脈から琵琶湖までを一級河川愛知川という１つの水系でつながるとともに、日野川流域の一部を含めた水でつながり、森、里、川及び湖といった多様な姿を見せる自然豊かなまちです。この森里川湖を土台に、本市の特性を物語る様々な産業、街並み、歴史、文化、景観、生き物などの地域資源があります。このような多様な地域資源を活用し、地域の自然とのつながりや地域に暮らす多様な人のつながりを大切にした自然共生のまちづくりを目指します。

## （３） 環境基本条例の基本理念

環境基本条例では、第３条で豊かな環境と風土づくりについての基本理念を掲げています。

**東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例（環境基本条例）の基本理念**

良好な環境の保全は、市域の生活環境と自然環境が、人の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることに鑑み、次に掲げる基本理念により推進するものとする。

＜生活環境＞

**■人の生存基盤として安全かつ快適性を確保**

市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を享受することができるような生活環境を確保するとともに、人の生存基盤である良好な環境が将来にわたって維持されるよう図らなければならない。

＜自然共生＞

**■生物多様性の保全**

生態系を構成しているあらゆる生物は、自然の中で共生していることを認識し、生物多様性の保全を図るとともに、多様で良好な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されなければならない。

＜歴史・文化的環境＞

**■美しい景観形成と伝統文化、歴史的遺産の保全・活用**

快適な地域環境を創造するため、水、緑、歴史、文化等、地域の地理的、歴史的及び文化的特色のある個性を生かした美しい景観の形成を図るとともに、伝統文化、歴史的遺産が保全され、並びに活用されることなどにより、良好な環境の保全が適切に行われなければならない。

＜低炭素・資源循環＞

**■環境への負荷の少ない循環型社会の構築**

地球資源の有限性と地球環境の重要性を認識し、自らの行動や事業活動を環境面から見直し、地球環境保全を視野に入れ、省資源、省エネルギーの徹底や資源リサイクルの推進などを行うことにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指さなければならない。

＜協働＞

**■協動による環境文化の推進**

良好な環境を確保するため、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、協働して環境保全型社会の実現に取り組むことにより、環境文化の推進を図らなければならない。

図１-３　環境基本条例の理念

## （４） 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市内で生活や事業を営む全ての市民、事業者及び市とします。各主体の環境基本条例に基づく役割は、次のとおりです。

また、各主体は取組を推進する上で、産官学民のパートナーシップのもと、それぞれが能力、役割及び責任を理解し合い尊重しつつ、協働しながら本計画を進めます。

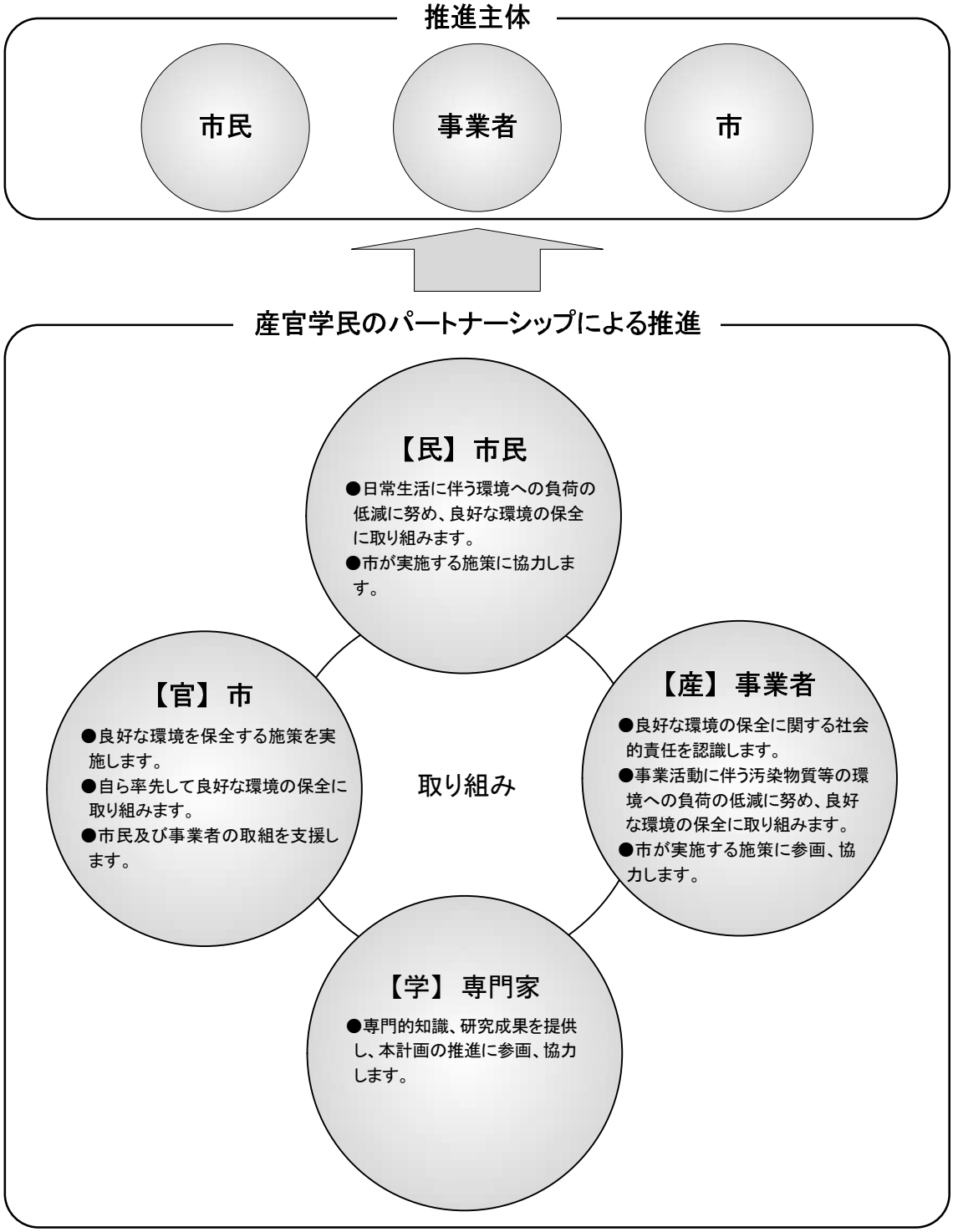


図１-４　計画の推進主体

## （５） 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から令和７年度（2025 年度）までの９年間としています。環境問題や社会情勢の急激な変化に応じて、中間年の令和３年度（2021 年度）に見直しを行うこととします。

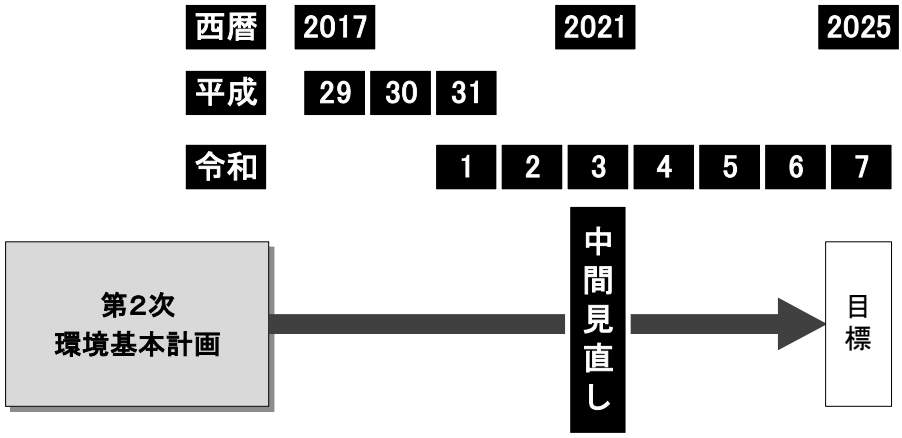


図１-５　計画の期間

## （６） 計画の構成

本計画の構成は下図のとおりです。

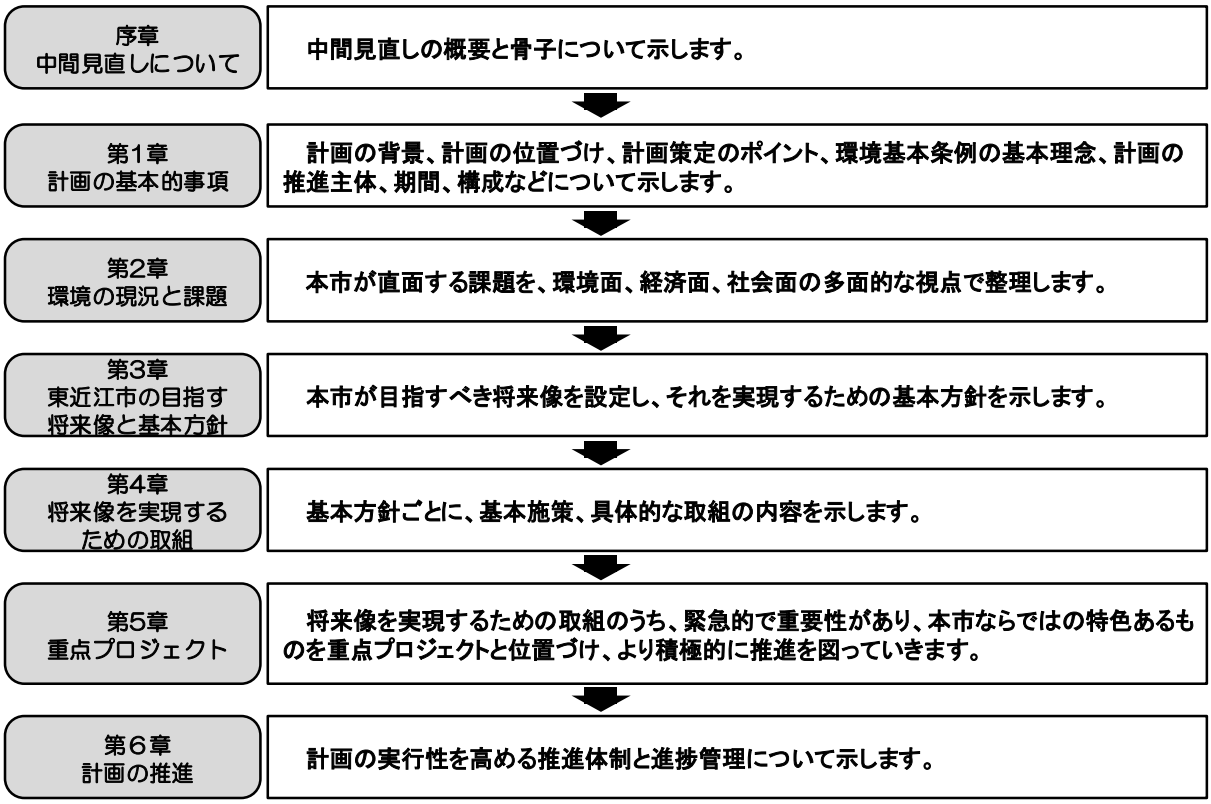


図１-６　計画の構成

# 第２章 環境の現況と課題

本市が直面する課題を、環境面、経済面、社会面の多面的な視点で整理します。

## １　環境面の現況と課題

環境面の現況では、①循環型社会への移行、②暮らしの安全基盤の確保、③脱炭素社会の実現、④多様な自然環境の維持、⑤生物多様性の回復、⑥歴史・文化資源の継承と活用の６つの主要課題があります。

### ア　廃棄物（循環型社会への移行）

我が国の経済社会は、化石燃料を始めとする有限な地下資源の大量消費の上に成り立っています。本市のごみ排出量は、平成 29 年度（2017 年度）より増加傾向で令和元年度（2019 年度）は 33,966 トン、市民１人１日当たりの排出量は 816 グラム（令和元年（2019 年）参考：滋賀県 837 グラム／全国値：918 グラム）です。

本市では、資源循環を進めるために、ビン、缶類、古紙、ペットボトル、廃食油など一般廃棄物を分別回収しています。また、市内には、新聞、雑誌、ダンボール、古着、ビンなどを集団回収し、資源化に取り組んでいる地域があります。また、食とエネルギーの自立を目指し、農家やＮＰＯ、市民団体、企業及び市民が連携し、本市から全国に広がる地域資源循環の地域モデル「菜の花エコプロジェクト」のほか、生ごみを堆肥にしたり、家庭ごみを分別リサイクルするなど、先進的に取り組んでいる地域もあります。しかし、リサイクル率は年々減少し令和元年度（2019 年度）は 10%に留まっており、地域資源循環型の社会を目指し、更にリデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の３Ｒ を推進していく必要があります。

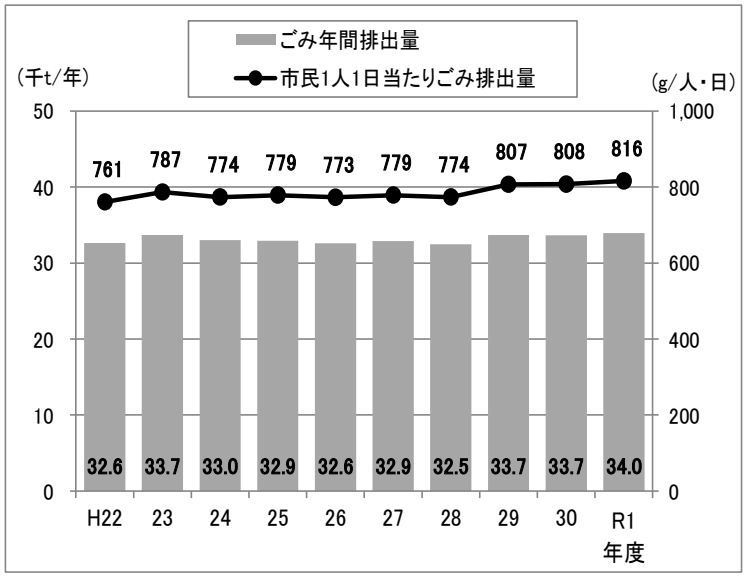


図２-１　ごみ排出量の推移
（平成 22 年度（2010 年度）~令和元年度（2019 年度））
資料：東近江市のごみ状況（令和元年度（2019 年度）版）

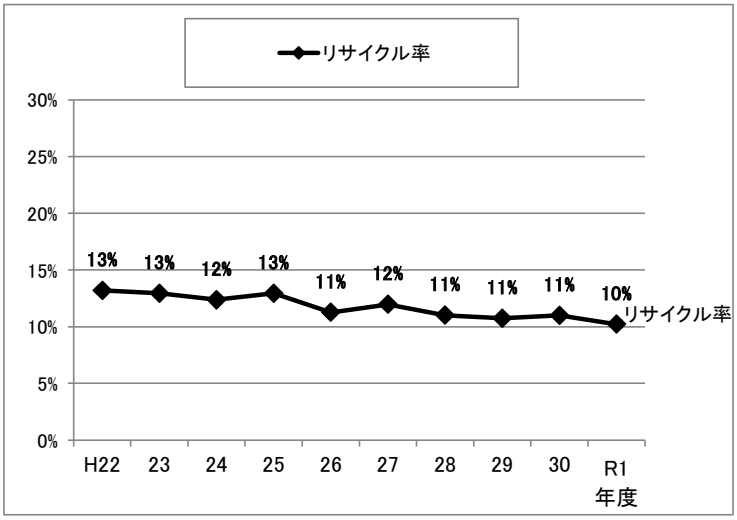


図２-２　リサイクル率の推移
（平成 22 年度（2010 年度）~令和元年度（2019 年度））
資料：東近江市のごみ状況（令和元年度（2019 年度）版）

### イ　生活環境（暮らしの安全基盤の確保）

生態系や人の暮らしの安全基盤を確保するために、河川、大気、地下水、河川底質（土壌）及び騒音の環境調査を継続して実施し、基準値以下を確認しています。

更に、県がＰM2.5 や光化学スモッグの注意報等を発令した場合、関係部署を通じ注意喚起を行っています。

また、事業所からの環境事故や公害発生を未然に防ぐために工場パトロールを行い、排水、煙道、悪臭の調査及び指導を実施しています。今後も、「澄んだ空気」や「健全な水循環」等を保全するため、環境調査を継続して、公害や化学物質による影響がある場合は対策を施していく必要があります。

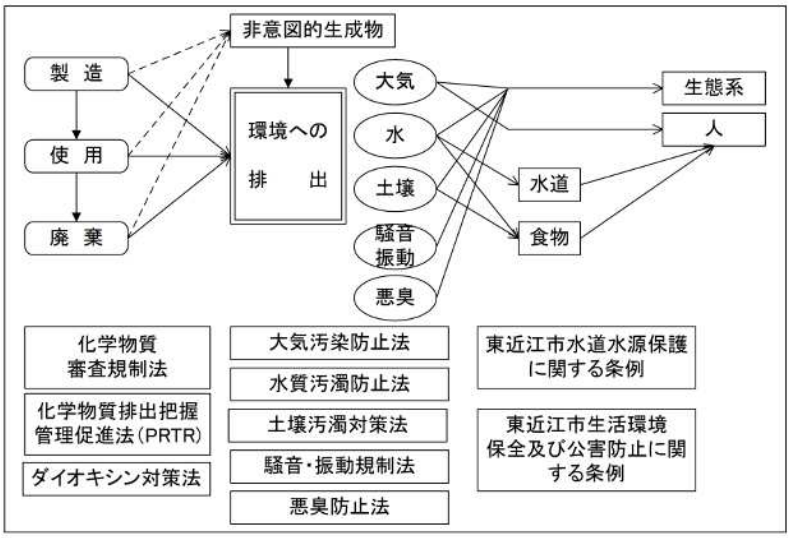


図２-３　基盤としての安全に関する法令、市条例

### ウ　温暖化（脱炭素社会の実現）

本市の平成 30 年度（2018 年度）の温室効果ガス排出量は、1,113 千 t-$CO_2$ で、産業部門 61%、業務部門 11%、家庭部門 12%、運輸部門 16%の内訳で、年々減少傾向です。

温室効果ガス排出量の増加等に伴い、年平均気温は上昇し、滋賀県の年平均気温は、100 年間で約 1.35℃上昇しています。

本市においても温暖化が進行しており、農業では水稲の高温障害をはじめ、病害虫の多発、生育時期のずれなど、温暖化の影響と考えられる現象が発生しています。また、河川の水温上昇により、アユの産卵期の遅れやビワマスの卵のふ化率低下など、繁殖に影響する可能性も滋賀県水産試験場から報告されています。更に、大雨の増加やヒートアイランド現象による熱中症患者の増加な

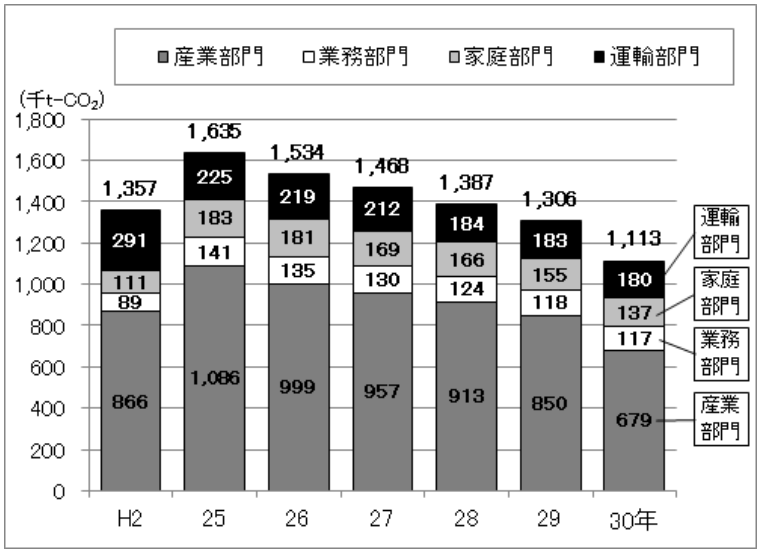


図２-４　温室効果ガス排出量
（平成２年（1990 年）~平成 30 年（2018 年））
資料：滋賀県推計

ど、温暖化が原因ではないかと考えられる様々な影響が表れつつあります。

温暖化防止に向け、温室効果の原因である二酸化炭素等の排出を抑える低炭素社会の実現は、人類共通の課題であり急務です。気候変動による環境への影響を防止するため、最新の環境技術や仕組みの普及、再生可能エネルギー、省エネルギーの更なる推進及び脱自動車依存社会への対応などとともに、一人一人の暮らし方、働き方の見直しも問われています。

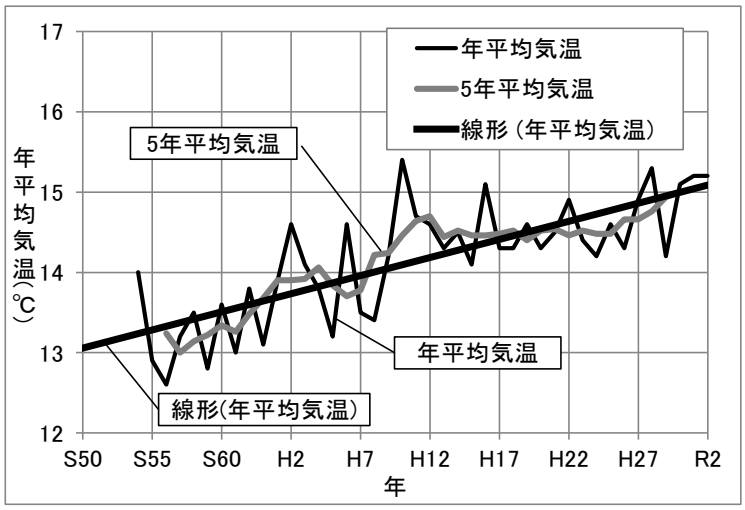


図２-５　東近江観測所における年平均気温の経年
（昭和 54 年（1970 年）～令和２年（2020 年））
資料：気象庁（過去の気象データ：滋賀県東近江観測所）

近年、日本でも世界でも、記録的な高温や台風等の強大化、豪雨、大洪水、大規模な山火事、深刻化する干ばつなど、気候変動の影響が顕在化し、被害者や死者数も増大しています。このような危機的な状況に、政府は令和２年（2020 年）11 月に「気候非常事態宣言」を出し、緊急行動を呼びかけました。

### エ　自然環境（多様な自然環境の維持）

本市は、湖東平野の中央部に位置しています。東側には三重県境にそって鈴鹿山脈があり、西側は琵琶湖に面し、その大部分は沖積平野で占められています。また、市内のほぼ中央を流れる愛知川（41.1 キロメートル）や、蒲生平野をうるおす日野川（46.7 キロメートル）をはじめ、蛇砂川（26.9 キロメートル）、大同川（18.6 キロメートル）、佐久良川（15.8 キロメートル）など総延長１キロメートルを超える河川 44 本をはじめとする大小の河川が多く流れ合流し琵琶湖に注いでいます。湖岸近くには、県内で西の湖に次いで大きな内湖である伊庭内湖があります。また、市内には里山も多く、古くから人々の暮らしや歴史文化との関わりがあります。

このように、森里川湖という日本人のふるさとの原風景ともいえる自然に恵まれた風景を多く見ることができます。また、愛東、湖東、蒲生地区を中心に、農業用のため池が多く残っており、固有の貴重な動植物が生息している可能性があります。

森林は、市の面積の 56%を占めており、鈴鹿山脈をはじめとする市域東部の山地部から山麓、丘陵にかけて「鈴鹿国定公園」に指定されています。また、市中央部から琵琶湖にかけての沖積平野には、聖域として保護された社寺林、薪や炭の燃料材に活用された河辺林、水辺沿いの湿生林などの多様な植生が生育しています。これらの大半は、古くからの人的な管理のもとに成り立った二次的自然であり、特に愛知川沿いの河辺林は、環境省の「ふるさといきものの森 100 選」に選定されています。今後も本市の自然環境の基盤である森里川湖を保全し、多様性のある自然の構造を維持していく必要があります。

### オ　動植物（生物多様性の回復）

（動物）

森里川湖という多様な自然環境と豊かな植生に恵まれた市内では、生態系ピラミッドの頂点に位置するイヌワシやクマタカなどの猛禽類をはじめとして、特別天然記念物のカモシカなど多種多様な野生動物が生息しています。特に、里山や内湖には、絶滅危惧種や希少種、固有種に指定されているような貴重な動物も多く、ほかの地域では見つかりにくいモリアオガエルなどの両生類、ハリヨやホトケドジョウなどの魚類も確認されています。植物と同様に、動物の生息基盤である森里川湖を適正に利用し、保全管理していく必要があります。

（植物）

本市は、日本のほぼ中央に位置することから、冷温帯地域に分布するブナ、ミズナラ、ヤマボウシなどと暖温帯地域に分布するコジイ、ヤブツバキ、クロバイなどが見られます。更にイワナシ、オオイワカガミ、タニウツギなど日本海側に分布する植物とイロハモミジ、スズカアザミ、ミヤコアオイなど太平洋側に分布する植物が見られます。そのほかにも、鈴鹿山脈から琵琶湖まで、標高、地形及び地質においても異なる環境が多く存在することから、森里川湖で表２－１のような複雑な植物相となっています。

近年、人々の暮らしの変化をはじめとする世の中の遷移や基盤整備事業の進展などにより、森里川湖のつながりや自然が本来持つ恵みが弱まっています。本市の自然の大半は、人々が古くから利用や管理してきた森林、農地、河川など、人間活動の影響を受けて形成、維持されてきた二次的自然です。このため、在来種を保全するためにも、環境との調和に配慮して農林水産業の活性化を図り、市面積の約 80%を占める森林、農地、水辺等の保全を図ります。特に、二酸化炭素を吸収する森林は地球温暖化防止機能や土砂災害防止機能、生物多様性保全機能など多面的な機能を有していることから、市域の 56%を占める森林の保全・再生を図る必要があります。

貴重種については、平成 12 年（2000 年）に建部北町の河辺林において森の再生事業中に、近畿地方では絶滅したと思われていたハイハマボッスが発見されました。また、甲津畑町に生育する絶滅危機増大種のセツブンソウは、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」によって生育地が保護されています。今後も新たな植物の発見が期待できることから、森林整備や基盤整備、ため池改修など自然環境を改変する際には、事前に環境調査を実施して生物多様性の維持や向上を図ることが必要となっています。

地域の自然環境に悪影響を及ぼすとされる特定外来植物については、オオカワヂシャ、オオフサモ、アレチウリ及びオオキンケイギクが市内の各地で見られるようになりました。とりわけ、琵琶湖周辺で生育の拡大を続けているナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイについては、行政とボランティアの共同で駆除活動が行われています。また、要注意外来植物であるオオフサモ、キショウブ、コカナダモ、チクゴスズメノヒエ、ホテイアオイなど数多くの指定種が市内全域で見られます。外来植物について市民の理解が深まっていないために、安易に自然界へ放たれることもあり、突然思わぬ場所で確認されることがあります。今後は、生物多様性の向上のために、持ち込まない、持ち出さないという啓発が必要です。

表２-１　区域別の特徴的な植物の概要

| 区域 | | 植物の概要 |
|---|---|---|
| 森 | | 急峻な岩場では、シャクナゲ、ドウダンツツジ、ヤマグルマなどが見られます。積雪の多い地域では、チャボガヤ、ハイイヌガヤ、ツルシキミなど地を這う植物が見られます。石灰岩地ではセツブンソウ、オニシバリ、コタニワタリなどが、花崗岩地ではヒメコマツやネズミサシなど、それぞれの環境に適応した植物が見られます。<br>御池岳の山頂一帯には、貴重なオオイタヤメイゲツ林が広く発達しています。また、御在所岳付近には、わずかだがブナの自然林も残っています。頂上一帯のツツジ科植物のアカヤシオやベニドウダンなどの低木林が見られます。 |
| 里 | 水田 | 環境に配慮した農業が行われているあぜ道には、オグルマやコゴメカゼクサが見られます。稲刈りを終えた水田にはキカシグサ、シソクサ、ヒメミソハギ、ホシクサ、ミズマツバ、ミズワラビなど水田特有の植物が目立つようになります。 |
| | 社寺林 | 市内に多く残る社寺林にはケヤキ、タブノキ、カゴノキ、ナナミノキ、リンボク、カラタチバナ、ナガバジュズネノキ、ヤナギイノコヅチなどが見られますが、今ではその地域の植生が残る貴重な環境として注目されています。また、樹齢百年以上という巨木も多く、市の保護樹木や保護樹林をはじめ、県の有用広葉樹母樹林に指定されている社寺林もあります。 |
| | 平地林 | 河辺林も含めてツチアケビ、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウ、オニノヤガラ、シロテンマ、クロヤツシロラン、シロシャクジョウ（当市の分布は日本の北限と推測される）、ヒナノシャクジョウなど、葉緑素をもたないムヨウランの仲間が多数確認されていることは特筆すべきことです。かつては腐生植物と呼ばれていましたが、最近の研究で土壌の菌と共生していることが判り、菌従属栄養植物と呼ばれるようになりました。 |
| | 貧栄養湿地 | 東海丘陵要素であるクロミノニシゴリ、トウカイコモウセンゴケ、ヘビノボラズをはじめ、ミミカキグサの仲間、イシモチソウ、モウセンゴケなど、珍しい食虫植物が見られます。また、イヌハナヒゲの仲間や氷河期の遺存種とされるヤチスギランなども見られ、稀少種の宝庫となっています。 |
| | 草地 | 毎年草刈りが行われる中山間地域の水田地帯やため池周辺の草地では、スズサイコ、キキョウ、リンドウ、ワレモコウなど草地の植物が見られます。 |
| 川 | 河辺林 | 愛知川と日野川の流域に点在する竹林の中には、落葉広葉樹のエノキ、ケヤキ、ムクノキなどが見られます。かつて愛知川の河辺林は昆虫の宝庫として名を馳せた時代があり、研究者を魅了してきました。その昆虫に付随して植物の調査も行われ、多くの報告書が残されていますが、今となっては過去の自然環境を知ることのできる貴重な資料となっています。<br>建部北町に位置する河辺林には、コナラ、アベマキ、ナラガシワも多く、秋にはどんぐりの森となります。また、平地にもかかわらず山地性植物の多いことも特徴で、高木のシナノキ、イタヤカエデ、ハリギリなどの林床には、キクザキイチゲ、イチリンソウなど鈴鹿が起原と思われる植物が多数見られます。一方、アラカシ、カゴノキ、タブノキなど暖地性の常緑樹も混生しています。 |
| | 河原 | 愛知川の河原にはツルヨシをはじめ、カワラサイコ、カワラナデシコ、カワラハハコ、カワラマツバ、カワラヨモギ、ヤマジノギクなど河原特有の植物が群生していますが、大規模な河川改修が行われた地域では激減しています。 |
| | ため池 | 市内に多く残るため池ではタヌキモの仲間やウキシバ、ミズニラなどが見られ、農業用水路ではホソバミズヒキモ、ガガブタ、ミズオオバコなどの水草が見られます<br>ため池の改修時に保全策が講じられましたが、現在生育確認のできないヒメビシがあります。 |
| 湖 | 原野 | 滋賀県には全国に例のないヨシ群落保全条例があるように、その重要性は周知のとおりです。そのヨシ帯の中にはオオマルバノホロシ、オニナルコスゲ、サデクサ、ドクゼリ、ノウルシ、ヒメナミキなどが見られ、近畿地方有数の原野の植物の宝庫となっています。 |
| | 琵琶湖岸 | 砂浜には、海浜植物であるハマダイコンとハマヒルガオが見られます。このハマヒルガオは海辺に生育するハマヒルガオと同種とされていますが、最近の遺伝子解析などによってその違いが明らかになりつつある興味深い植物です。 |

また、近年の鳥獣害被害については、鈴鹿山脈や里山周辺では、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルによる農産物への被害は、緩衝帯、侵入防止柵の設置等の対策により年々減少しています。しかし、ニホンジカによる人工林被害及び山地の自然植生に対しては多大な影響も現れています。市内全域の里地では、ハクビシンやアライグマが野菜や果樹等への農作物被害に加えて家屋被害等を与えています。また、琵琶湖におけるカワウについては、本市の漁場に隣接する伊崎半島に県下有数の大きな営巣地があり、琵琶湖及び愛知川流域においてアユやホンモロコ等魚類の食害が深刻です。

今後は、ハンターの減少による捕獲数低下を防ぐためにその養成や捕獲個体の有効利用と適正処分を図る必要があります。また、侵入防止柵の整備は一部を除き完成しつつありますが、河川沿いに被害の拡散が見られることから新たに整備が必要な地区も出てきています。侵入防止柵が整備済みの地区では、緩衝帯の整備を継続する等の維持管理作業の重要性を啓発していく必要があります。

### カ　歴史・文化（歴史・文化資源の継承と活用）

滋賀県は、山々が琵琶湖の周辺を取り囲み、豊かな自然環境の中で奥深い歴史文化が連綿と紡がれてきました。そんな滋賀県にあって、鈴鹿山脈から琵琶湖まで広大な市域を持つ本市では、「日本史年表」のダイジェスト版ともいえるほど、古代から現代まで、多彩な歴史上の出来事が刻まれています。

市域の歴史文化の特徴は、水に注目するとその姿が見えてきます。本市は東西に長く、東は三重県境の鈴鹿山脈から西は琵琶湖に至ります。この間鈴鹿山脈を水源とした愛知川や日野川が市域を流れ、人の生活を育んできました。

特に愛知川は、水源から琵琶湖に注ぐ河口まで一貫して本市域を流れ、その所々で表情を変えます。鈴鹿の山々からいくつもの川が集まり、愛知川本流となりますが、水源地である奥永源寺の森林から始まり、平野に出るあたりでは１万３千年前、国内最古級の土偶が出土した縄文時代草創期の相谷熊原遺跡が所在し、この頃すでに人々の生活が営まれていたことが分かります。その対岸では中世以来臨済宗大本山永源寺が愛知川の清流に臨んで信仰を今に伝えます。平野部に出ると扇状地が広がり、地表を流れていた河水は伏流するため、かつては農業に適さなかったため商売が栄え、中世の山越え商人や八日市場など街道を介して多くの人と物が行き来しました。

やがて、河水は中山道（現在の国道８号）付近の標高で地表に湧出して田畑を潤し、ここから琵琶湖までは豊かな稲作地帯となります。農村集落では豊かな農業生産を背景に、江戸時代には全国で活躍する近江商人を輩出しました。さらに琵琶湖岸に至ると、内湖に面した集落は、琵琶湖の航路と陸路との接点として繁栄しました。

一方、日野川流域でも弥生時代から集落が営まれ、古墳時代になると前期の雪野山古墳から、中期の木村古墳群、後期の八幡社古墳群へと途切れることなく古墳が造営されていきます。続く、白鳳時代には宮井廃寺などの古代寺院が建立され、渡来人の先進技術を採用しながら、蒲生野と呼ばれる地域を開拓し、人々の生活は広がっていきました。

本市の歴史文化の豊かさを示す一つの指標として指定文化財の数があげられます。令和３年３月現在で、国指定等文化財 171 件、県指定等文化財 46 件、市指定文化財 200 件を数えます。しかし、先祖から受け継がれてきたこれらの文化財は、自然環境や社会情勢の変化に伴い、取り巻く環境が大きく様変わりしつつあります。

近年の地球温暖化や生活様式の変化によって里山が荒廃するなど、文化財が守られてきた環境への影響も現れてきています。天然記念物に指定されている動植物では、樹勢が衰退したり、生息域が変りつつあることが確認され、市指定名勝の百済寺境内や永源寺境内では、カエデが紅葉せず落葉したり、紅葉の時期がずれ込んだりというような影響も出ています。こうした環境の変化は、暮らしの中で大切に受け継がれてきた文化財の継承にも影響を与える恐れがあります。近年、文化財は地域の資源として、地域が主体となって活用することが期待されています。文化財を守り、受け継ぎ、活用するためにも、文化財を取り巻く環境を適切に守り維持していくことが求められています。

## ２　経済面の現況と課題

経済面では、①地域産業による地域資源の活用、地域産業の後継者の確保、②市外での消費、化石燃料等購入による資金流出の抑制、③農林水産業の後継者の確保と農林地等の適正管理の３つの主要課題があります。

### ア　地域産業（地域資源の活用、地域産業の後継者の確保）

本市は中部圏と関西圏の中間に位置し基幹となる道路網整備により、電気機器やＩＴ関連工場などの企業や事業所が操業し、主に製造業の企業を誘致し地域雇用を拡大してきました。しかし、これらの製造業は、グローバルな経済の動向を受けやすい業種です。

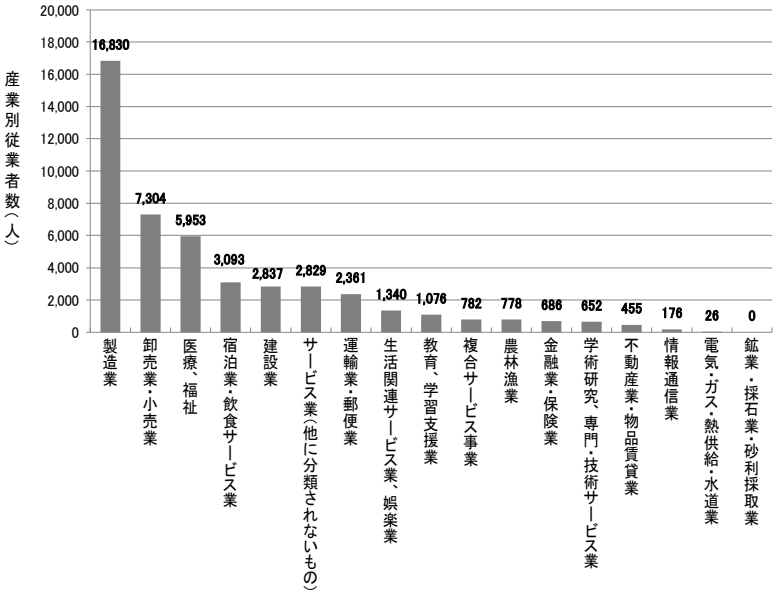


図２-６　産業別従事者数（平成 28 年（2016 年））

資料：平成 28 年(2016 年)経済センサス－活動調査

本市の地域経済循環を安定させるために、製造業だけでなく、森林、農地、自然エネルギー、歴史文化資源などの地域資源を活用した地域産業の発展による雇用の拡大とともに後継者の育成や確保が必要となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、地域経済が停滞していることから、地域産業の新たな事業展開や販路拡大が求められています。

### イ　経済循環（市外での消費、化石燃料等購入による資金流出の抑制）

平成 27 年度（2015 年度）の地域住民が消費する額は、市内で消費される額と比較し 416 億円多く、消費が市外に流出しています。更に、化石燃料、電力等エネルギーの購入で市外へ流出する資金は総生産額 4,309 億円の約５％に相当する 218 億円に達しています。このため、地域資源を活用した地域産業の活性化、再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進により、市外での消費、エネルギーの購入による資金の流出を抑制することが求められています。

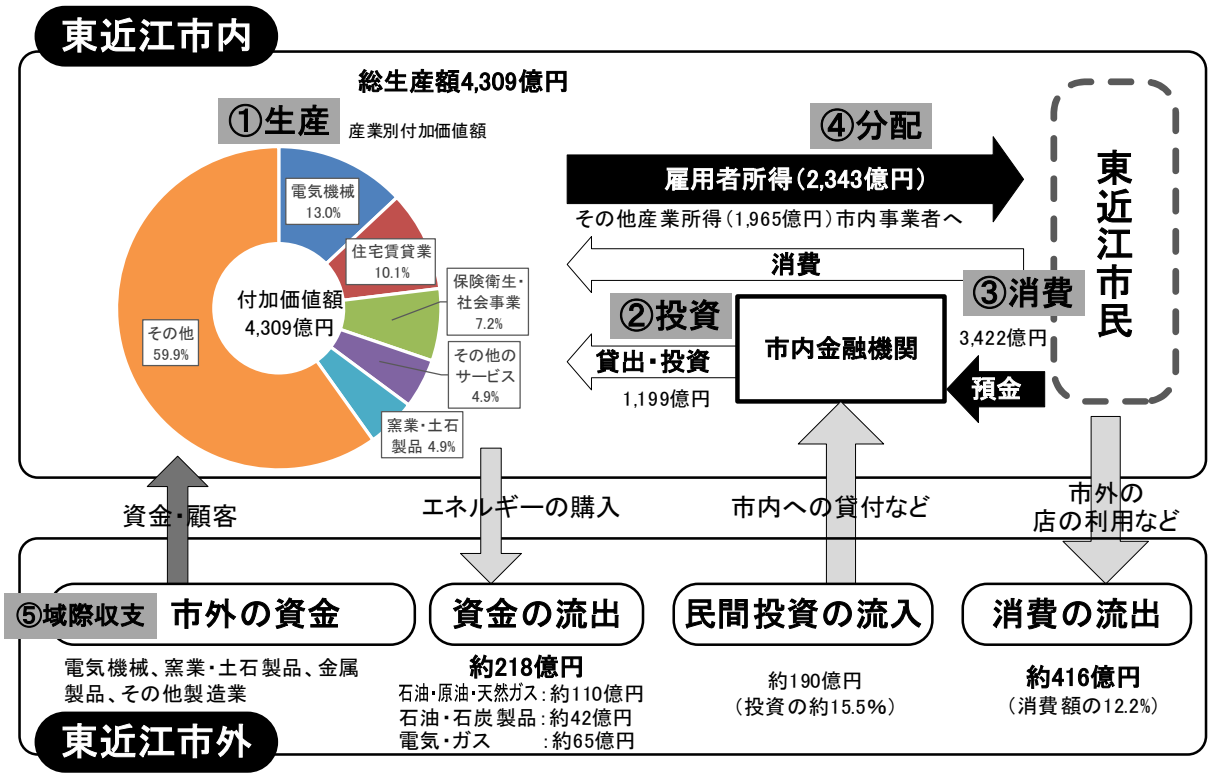


図２-７　東近江市の地域経済循環図(平成 27 年（2015 年))

資料：環境省、株式会社価値総合研究所

本市では、再生可能エネルギーの普及に取り組み、太陽光発電システム設置奨励金制度を設け、令和２年度（2020 年度）末現在で 1,723 戸に 7,230 キロワットの導入を促進してきました。市内には、同年度末現在で 114,790 キロワット（うち 10 キロワット以上 93,560 キロワット）の太陽光発電が導入され県内トップクラスです。また、市民の協働による市民共同発電所も多くあり、特に「東近江市 Sun 讃プロジェクト」の一環として平和祈念館に設置した市民共同発電所などは、地域経済の活性化にも資するため売電益を出資者に地域商品券で還元していることが評価されています。

また、「あいとうエコプラザ菜の花館」では、住民や事業者が収集した廃食油からＢＤＦを製造し利用しています。更に、平成 22 年度（2010 年度）から獣害対策をきっかけに集落

ぐるみで森林整備を行い、搬出した広葉樹から中間的就労で薪を生産する「薪プロジェクト」が行われています。

このように、本市では様々な形で再生可能エネルギーの普及に取り組んでいますが、更なる拡大が求められています。

### ウ　農林水産業（農林水産業の後継者の確保と農林地等の適正管理）

本市には8,390ヘクタールの農地があり、整備された農地で稲作に小麦や大豆を組み合わせた土地利用型農業が市内全域で行われています。そのうち環境付加価値の高い農産物を生産するために、農薬や化学肥料の使用を減らした「環境こだわり農産物」が約2,500ヘクタールで栽培されています。しかし、農産物価格の低下や高齢化、後継者不足による離農、小規模農家の集落営農への参加、大規模経営体への農地の集約等により、農家数は平成27年（2015年）から令和２年（2020年）の５年間で863戸減少し、2,788戸となっています。また、耕作放棄地は、増加傾向となっています。今後、農業情勢が大きく変化していくことが予想され、この変化に対応できる農地管理や農業のあり方が重要となっています。

本市の森林面積は21,843ヘクタール（国有林680ヘクタール を含む。）で、うち人工林率は約 33%と滋賀県の平均値と比較すると若干低い値です。市内の森林の多くが永源寺、愛東及び湖東地区の鈴鹿山脈の山間部に存在し、湖東平野を潤す重要な水源の役割を果たしています。しかし、近年の森林や林業を取り巻く状況は厳しく、生活様式の変化、木材需要の低迷や価格の下落などから、林業経営が成り立たなくなってきています。また、林業後継者の不足から手入れが出来ない森林が増加しているほか、野生鳥獣による森林被害も急増しています。

琵琶湖に面する能登川地区の集落や一級河川愛知川をはじめとする河川では昔から淡水漁業が行われていますが、平成30年（2018年）（漁業センサス）の市内漁業就業者は19人、漁業だけを専門にしている自営漁業者は８人にまで減ってきています。

このように、農林水産業は縮小傾向、後継者不足の現状ですが、経営の多角化や法人化などの新しい動きも始まっています。

また、平成22年（2010年度）の市内の純移輸出額を見ると、農林水産業は市外から資金を獲得している強みのある産業です。このため、更なる農林水産業の活性化と後継者の確保が求められています。

## ３　社会面の現況と課題

社会面では、①人口減少、超高齢化、少人数世帯化の対策、②集落活動の維持、人と人とのつながりの創出、③コロナ禍への対応の３つの主要課題があります。

### ア　人口、世帯数（人口減少、超高齢化、少人数世帯化の対策）

本市の人口、世帯数は、令和２年（2020 年）10 月時点で 113,798 人、45,336 世帯です。本市の人口は、平成 17 年（2005 年）をピークに減少傾向が続いています。更に、高齢者（65 歳以上）が全人口に占める比率が高まっています。平成 27 年（2015 年）で 24.7%でしたが、令和 12 年（2030 年）には 29.8%に増加すると予想されます。今後は、人口減少及び超高齢化に伴い、農業生産活動の停滞や集落機能の低下が懸念されるとともに、保全、管理されない森林、農地が拡大する恐れがあります。

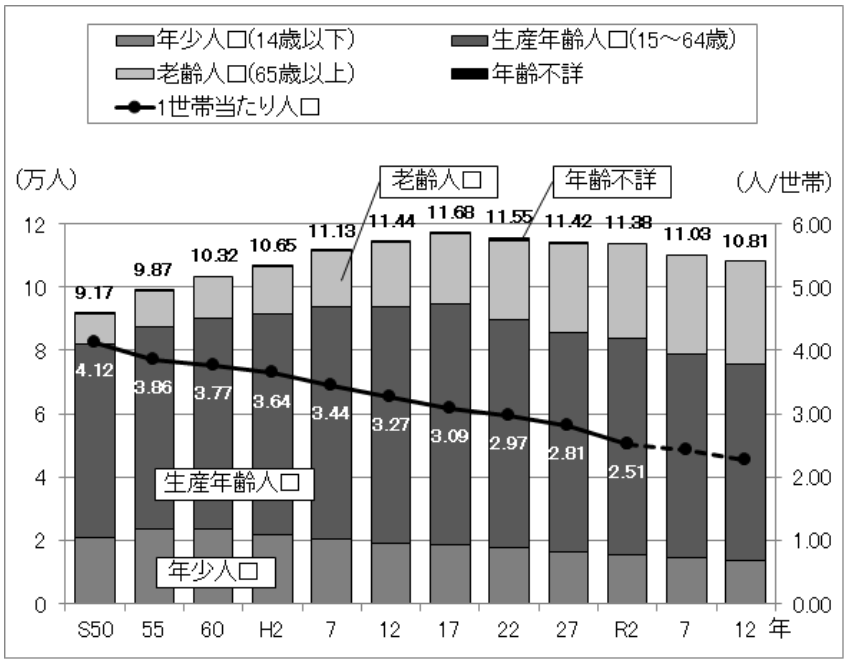


図２-８　人口・１世帯当たりの人数

資料：平成 27 年までは国勢調査、令和２年は住民基本台帳（令和２年 10 月１日時点）、令和７年以降は、人口ビジョン（令和２年３月）

また、平成 12 年（2000 年）で１世帯当たりの人数が 3.27 人でしたが、令和２年（2020 年）には 2.51 人と世帯の規模が小さくなっており、この傾向は今後も強まると予想されます。人口減少に伴って環境負荷が低減すると考えがちですが、世帯を構成する人数が少ないほど１人当たりのエネルギー消費量や家庭ごみ排出量は増加するとの報告もあります。

今後、人口問題に取り組むとともに、人口減少、超高齢化及び世帯の少人数化などにより予測される環境課題を軽減するための取組が求められています。

### イ　地域コミュニティ（集落活動の維持、人と人とのつながりの創出）

人口減少、超高齢化の進行に伴い、集落の活動の維持が困難となるところが出てきています。さらに、地域コミュニティの中で行われてきた助け合いなどの人と人とのつながりも希薄化しています。

本市では、地域ぐるみで農地、農業用水等の保全管理活動を行う農村まるごと保全向上対策に市内 157 組織（令和２年度（2020 年度））が取り組まれており、農村集落において地域コミュニティの維持強化が図られているところです。

また、地域自治組織として 14 地区にまちづくり協議会が設立され、地域課題の解決と地域の個性を生かしたまちづくりが行われています。まちづくり協議会が、各地区のコミュニティセンターの指定管理を行うことで、コミュニティセンターを拠点とした、地域住民による支え合い活動を行う自立的な活動組織が誕生しています。

今後も、地域の個性を生かしたまちづくりを更に進めていくためには、自治会、各種団体、ＮＰＯ等の地域活動に関わる多様な主体が協働による取組を進めることが必要です。そして、地域共同管理の担い手となるためには、他分野連携、コーディネーター、資金調達、進捗管理などの推進体制を構築することが求められています。

### ウ　新型コロナウイルスの影響（コロナ禍への対応）

令和２年（2020 年）から新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大し、国内においても令和４年（2022 年）３月まで３回の緊急事態宣言が発出される事態となりました。感染拡大を防止するため、一人一人が日常生活の中で新しい生活様式の実践が求められており、環境政策も生活様式の変化に対応する必要があります。例えば、廃棄物に関しては、こまめな手指消毒や衛生用品の使用によって発生する廃棄物に対し、廃棄時に感染拡大を予防するための適切な方法を周知・徹底する必要があります。食品関係では、テイクアウト利用増加に伴う容器包装廃棄物の増加や、需要の変化による食品ロスの一時的な増加も予想されます。廃棄物の収集・運搬・処分については、従事者の感染等によりその対応が止まることがないようにしなくてはいけません。地球温暖化対策に関しては、こまめな換気のために冷暖房負荷が増加すると考えられます。また、営業時間の短縮やテレワークやオンラインの拡大によって、照明・冷暖房需要が業務から家庭へ移行するなど、エネルギー消費構造の変化が起きています。公共交通の密を避けるための時差通勤、自転車利用や、自動車利用の増加、宅配利用の増加などによる交通事情の変化も見られます。人との物理的接触を減少させるために様々なイベントが中止されたり、移動を制限されたりすることにより観光需要が縮小しているなかで、釣りやキャンプなど個人レベルで自然と触れ合う活動が、「新しい生活様式」に則ったレジャーとして注目されており、地域の特性を活かした環境・経済・社会の統合的解決に向けて動き始めています。 一方、新型コロナウイルスは野生動物が起源と考えられています。他にも野生動物を起源とする感染症の流行は度々発生しており、こうした野生動物を起源とする感染症に感染するリスクを低減するためには、自然と適切な距離を保ちながら、自然との共生を進めていく必要があります。今後、本

市でもコロナ後の新しい日常による行動の変化に合わせて、新しい環境配慮のあり方の周知をしていく必要があります。

## ４　課題の多面性

本市が現在抱える環境に関わる諸課題は、いずれも経済的な問題、社会的な問題と絡み合った課題となっています。したがって、環境・経済・社会の三側面を配慮した取組が必要とされています。

例えば、二酸化炭素排出量の増加や生物多様性の衰退など環境面の課題は、市民、事業者の経済社会活動の個別の活動にのみ影響を受けて発生しているのではなく、社会活動全体が原因となって現れている事象です。再生可能エネルギーの普及の加速化、省エネルギー対策の拡大、二酸化炭素の吸収源である農林地の保全、自動車依存度を低下させる施策などの二酸化炭素排出量を低減するための様々な取組は、経済・社会全体に作用し、化石燃料等購入による資金流出の抑制、農地や森林を適正管理するための農林業の振興とそれによる担い手の確保、超高齢化社会に対応した公共交通の確立、コミュニティ形成のための集いの場づくりによるエネルギーシェアなど経済・社会の課題解決にも大きく絡み合っています。

本市では、「菜の花エコプロジェクト」、「あいとうふくしモール」、「薪プロジェクト」など、「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化した協働によるまちづくりの取組が行われています。

このように、環境政策の展開に当たっては、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることは当然のことですが、併せて経済や社会活動全体に及ぼす作用をも認識し、経済的及び社会的課題の解決に資する効果が得られるように政策を構築することが極めて重要となっています。

**【環境・経済・社会を統合的に向上させるまちづくりの取組例】**

■菜の花エコプロジェクト

全国に広がる「菜の花エコプロジェクト」は、平成 10 年（1998 年）に本市愛東地区から始まった地域資源循環モデルです。菜の花栽培により食用油を生産し、リサイクルシステムにより廃食油を回収します。回収した廃食油からＢＤＦを精製し、農耕機等に使用して地域の資源として循環させるなど、地域における食とエネルギーの自律と自立を促すプロジェクトです。

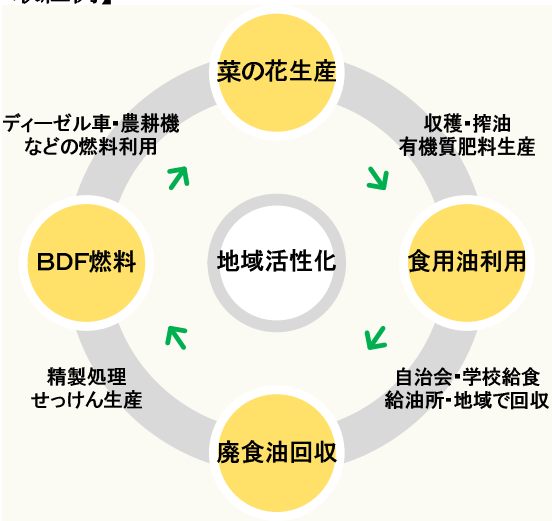


図２-９　菜の花エコプロジェクト

資料：愛のまち星つむぎプロジェクト

■あいとうふくしモール

障害があっても、認知症になっても、どのような症状になっても安心して暮らせる拠点づくりに取り組むプロジェクトです。高齢者施設、障害者施設によるケアの充実、農家レストランによる食の地産地消、太陽光発電所や薪生産、薪ストーブの利用によるエネルギーの自給にもチャレンジして、食・ケア・エネルギーの自給を目指しています。

図２-１０　あいとうふくしモール

■薪プロジェクト

獣害を契機に、かつて薪炭林であった里山の森林整備を集落単位で行い、伐採、搬出される里山の資源木材を回収し、就業していない若者等の中間的就労の場として、薪にして販売を行うプロジェクトです。また、この取組は、薪ストーブ開発にもつながりました。

図２-１１　薪プロジェクト

# 第３章 東近江市の目指す将来像と基本方針

本市が目指すべき将来像を設定し、それを実現するための基本方針を示します。

## １　東近江市の目指す将来像

本計画は、本市が持つ豊かな自然と人々の営みを有機的につなげ、「地域から大都市へ人材、資金が流出する社会構造」から「地域の自給力と創富力を高める地域完結型の構造」へ転換して、「市民が豊かさを感じる循環共生型社会」を創生しようとするものです。

また、同じ琵琶湖流域にある都市へ自然資源、生態系サービス等を提供し、資金、人材などの提供を受け、健全な都市との循環共生を目指すものです。

そのため、本計画の将来像を次のとおりとします。

東近江市が持つ豊かな自然と市民の営みが有機的につながり、

**市民が豊かさを感じる循環共生型社会**

図３-１　東近江市の目指す将来像のイメージ図

環境面、経済面、社会面での将来像を次のように描きます。

## （1） 環境面の将来像

地域ごとの自然との関わりや暮らし、働き方を見直し、その見直しに応じて物質やエネルギーの循環が図られ、森里川湖のつながりや良好な水循環等が再構築されるなど、健全な生態系が維持・回復されています。地産地消と循環をキーワードとしたまちづくりの推進により、循環を基調とする経済社会システムが構築されています。また、森林、農地及び河川を保全、再生及び活用することにより、自然と人との共生が確保されています。ここでの循環は、公害など環境リスクの管理も含め、人に寄与するだけでなく、自然環境や生態系の保全の実現にも資するより大きな視点からの健全性が確保されています。

個別政策分野では、地域資源の活用により温室効果ガスが削減され、気候変動の緩和に貢献しています。また、林業振興により森林整備が進みイヌワシをはじめとした生態系が保全されるなど、自然資本の維持、回復及び持続可能な利用を通じて生態系の状態がより豊かとなります。これらによって、豊かな暮らしを支える食料や水等の供給、気候の安定等の調整など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みである「生態系サービス」を将来にわたって享受できる自然資本が豊かな循環共生型社会が実現しています。

このような将来像を実現すると次のような環境面での豊かさが実現します。

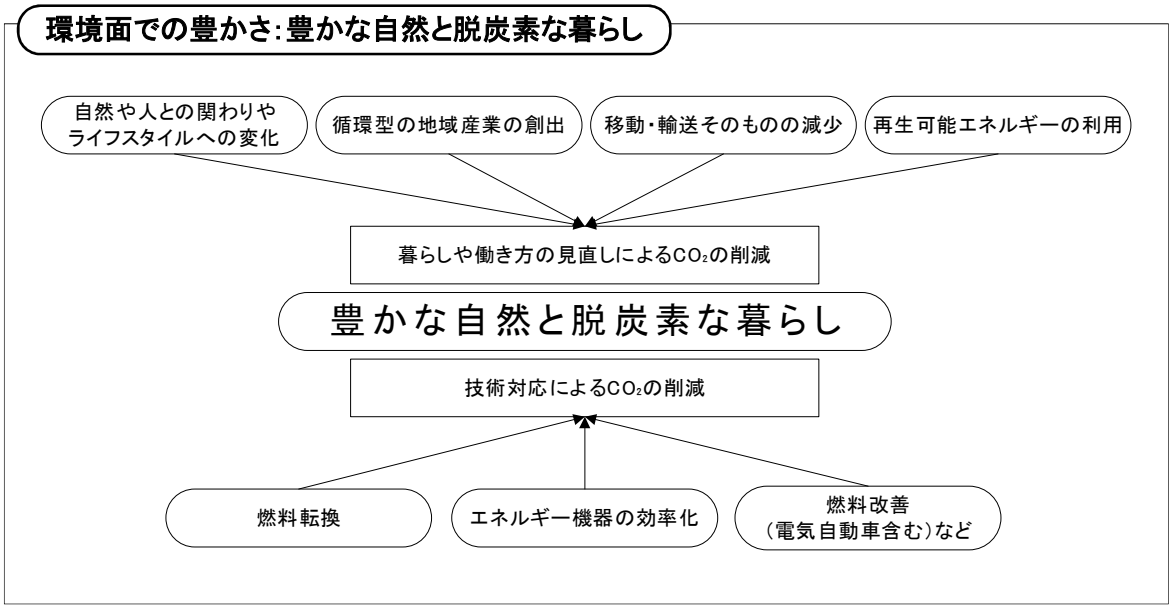


図３-２　環境面での豊かさの概要図

## （２） 経済面の将来像

地域では、住民が主体となって食・エネルギー・ケアの自給圏づくりにより、持続可能な地域循環型の経済社会を実現しています。これにより、消費、エネルギー購入等の市外への支払いが減少し、かつ、市内外を含む様々な地域に環境ブランド商品である農林水産物や加工品等を販売し、市外からの資金を獲得するなどして市内の経済循環が拡大し活性化が図られています。また、自然資本を活用した観光等により、市内外から多くの観光客が農山村地域に訪れています。

また、豊かな自然の恵みを受けつつ、コミュニティを中心とした助け合いにより健康的なエコケアライフが浸透し健康寿命が延伸する結果、医療、福祉及び介護をはじめとする社会保障費の伸びが抑えられています。

地域において、循環を基調とする経済社会システムが構築されていることで、市外消費や化石燃料及び原材料の輸入額が削減され、市内の投資や消費に回っています。

このような将来像を実現すると次のような経済面での豊かさが実現します。

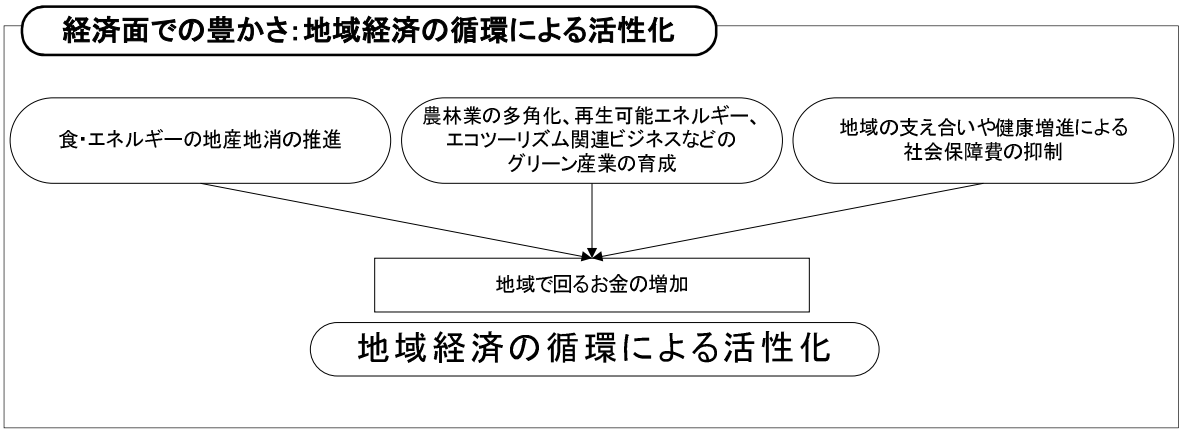


図３-３　経済面での豊かさの概要図

## （３） 社会面の将来像

人口減少と高齢化の進行によって多くの農山村地域では、集落の活動の維持が困難となるところが出てくると予想されていました。しかし、農林業の経営の多角化等による活性化、間伐材や廃材等のバイオマス利用、エコツーリズム関連ビジネスなどによる「人と職の地産地消」の推進により、農山村地域に人が戻りつつあります。人々は、１つの生業のみを営むのではなく、いくつもの生業を身につけ、２つ３つの生業を営みながら地域で生活して、森里川湖を活用した多くの生業が活発となっています。

また、地域においては働き方が見直され、仕事と生活のバランスが保たれた結果、市民、事業者及び行政の協働による持続可能なまちづくり活動が活発になり、コミュニティが再生しています。このように暮らしが変わり、これまで守られてきた地域固有の自然に根ざした食材や伝統料理、木材等による伝統産業、季節ごとの行事といった伝統文化が再認識され、自然の恵みを生かした地域での暮らしが根付いてきています。いわば、地域と人と

のつながりをベースに、人と人とのつながりのある社会となっています。

他方、超高齢化社会や脱炭素化社会に適応した公共交通や地域の支え合いを軸とした交通対策、森里川湖等の自然を適正に利用した生活環境の保全、自然再生の推進等によって、人口減少、高齢化、産業構造の変化に対応したインフラの再構築が図られ、市民が豊かさを感じる暮らしの実現に結びついています。

このような将来像を実現すると次のような社会面での豊かさが実現します。

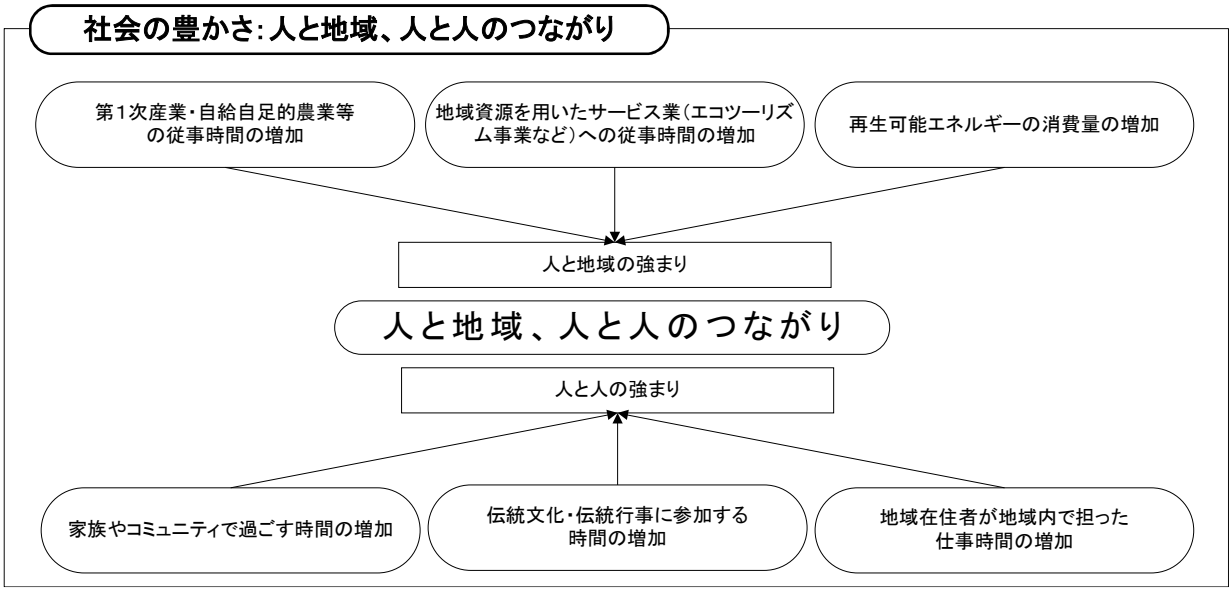


図３-４　社会面での豊かさの概要図

## ２　基本方針

第２章の本市が直面する環境・経済・社会の側面で密接に関係する諸課題を解決し、「環境・経済・社会の統合的向上」を更に進めて、将来像にある「東近江市が持つ豊かな自然と市民の営みが有機的につながり、市民が豊かさを感じる循環共生型社会」の実現を図るための基本方針を示します。

私たちの地域は、①自然資本、②人工資本、③人的資本、④社会関係資本の４つの要素で構成されています。自然資本は、自然を形成する要素や生態系を構成する生物を含む広義の生物圏で、森里川湖、生物などです。人工資本は、人がつくり出したものや仕組みで、建築物、道路、住宅、公園などです。人的資本は、人の能力、人口、健康、教育などです。社会関係資本は、人々が持つ信頼関係や人間関係で、ネットワーク、家族、友人、規範などです。また、この４つの資本が文化資本（伝承される歴史、祭り、生活文化など）を育んできました。これらを総じて「地域資源」と呼ぶことにします。

本計画では、本市の持つ森、里、湖、それらをつなぐ愛知川等の川と、そこで育まれるきれいな水、森林、農地、生物、輝く太陽などといった豊かな自然資本をベースに、将来像の実現に向けて、私たちが自然と共に生きていることを意識し、地域資源の保全、再生及び活用を行っていきます。また、その際、環境・経済・社会は、別々の問題ではなく、ひとつの統合された地域の

問題として捉えることにより、「市民が豊かさを感じる循環共生型社会」を構築するため、「１　地域資源の活用」、「２　地域資源の見直し、保全・再生」、「３　地域資源をつなぐ仕組みづくり」の３つの基本方針を設定します。

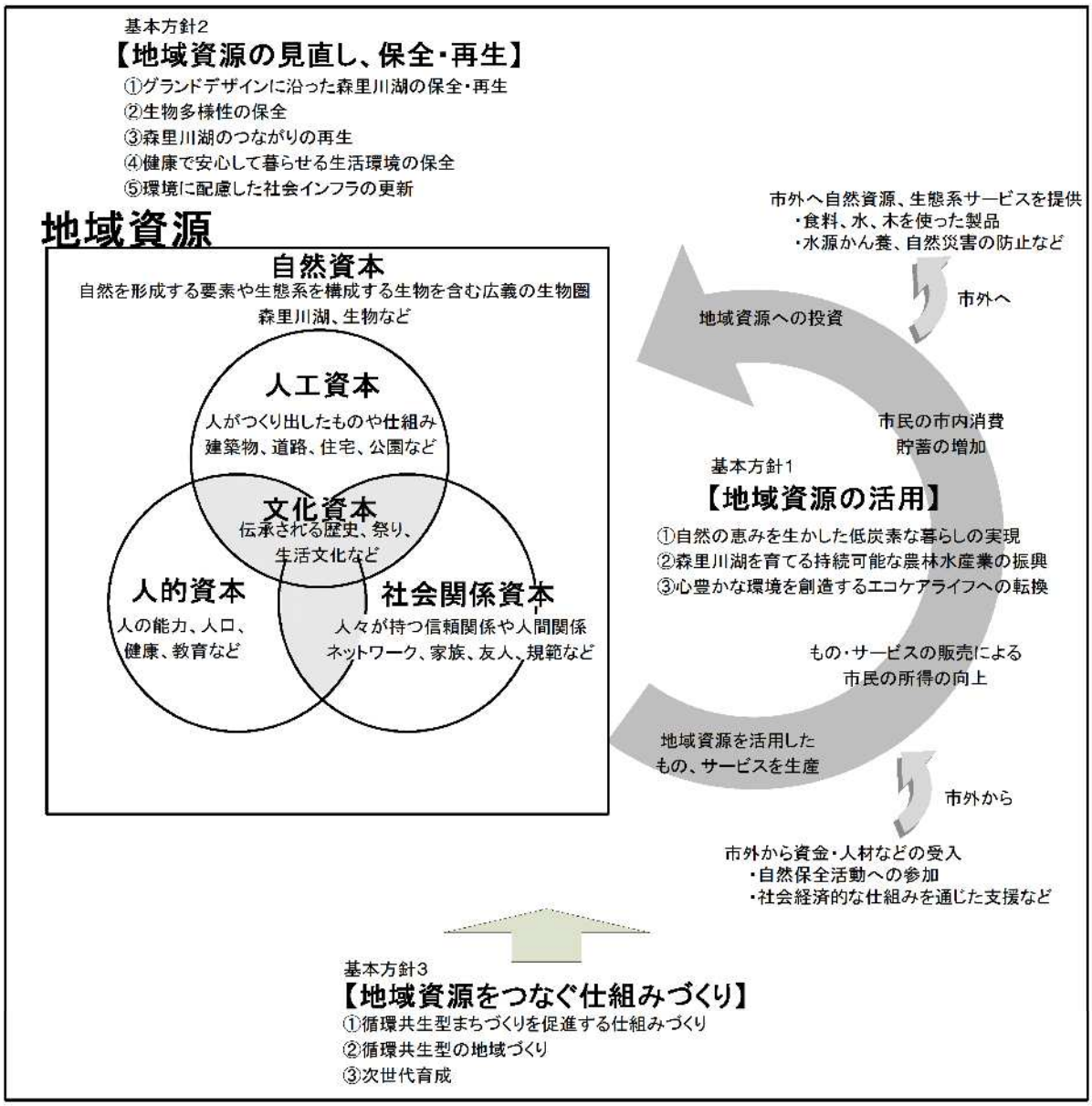


図３-５　基本方針の概要

### 基本方針１　地域資源の活用～地域資源の活用による豊かな地域づくり～

自然と人とのつながりによって生み出される食料や木材等の生産物、特色ある居住環境、更に土壌の流出防止や洪水調整機能等の多面的機能を有する森林や農地など、環境は我々のいのちと暮らしの基盤です。しかし、世の中の遷移により人口減少、高齢化、温暖化の進行、エネルギー問題、農林業の衰退による里地里山の荒廃など、様々な問題が顕在化してきています。

このため、①自然の恵みをいかした脱炭素な暮らしの実現、②森里川湖を育てる持続可能な農林水産業の振興、③心豊かな環境を創造するエコケアライフへの転換を推進します。

このように地域資源循環と自然と人の共生を基調に地域資源を活用し、持続可能な社会の実現と地域の魅力向上を図り、豊かな地域づくりを目指します。

**基本方針２　地域資源の見直し、保全・再生**

**～地域資源の見直し、保全・再生による地域の価値を高める地域づくり～**

社会やライフスタイルの変遷によって、森里川湖の利用や管理の縮小等により、本市の環境が持つ本来の恵みを十分に享受できなくなっています。更に、公害等による環境リスクも懸念されています。また、これまで整備されてきた社会インフラについては、人口減少や超高齢化社会に対応した更新が求められています。

このため、①グランドデザインに沿った森里川湖の保全・再生、②生物多様性の保全、③森里川湖のつながりの再生、④健康で安心して暮らせる生活環境の保全、⑤環境に配慮した社会インフラの更新を推進します。

このように、地域資源を見直し、あるべき姿に保全・再生し、地域の価値を高める地域づくりを目指します。

**基本方針３　地域資源をつなぐ仕組みづくり**

**～地域資源をつなぐ仕組みづくりによる循環共生型の地域づくり～**

環境基本計画を実現するためには、市民、事業者及び市の協働の取組が不可欠です。

このため、①資金調達や協働の仕組みづくりによる循環共生型まちづくりを促進、②循環共生型まちづくりのモデルづくりと自然を楽しめる場づくりなどにより、循環共生型の地域づくりを普及、③これらを動かす次世代育成を行います。

このように、地域資源をつなぐ仕組みづくりにより、地域資源を見直し、保全・再生及び活用を行う「人」と「つながりの場」を育成し、地域資源を活用した環境共生型の地域づくりを目指します。

第１章の計画策定のポイントで示したように、これまで個別部門の抱える課題解決を図る施策を実施してきました。しかし、今日の密接に関係する諸課題を解決するために、これからは、個別分野の政策について３つの基本方針に即し連携して、市民、事業者及び市の協働で環境・経済・社会の向上の実現を加速化させます。このように、「低炭素、資源循環及び自然共生政策の統合的アプローチ」で、経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらせるように環境政策を発想、構築することに新しい意義があります。

推進に際しては、事業連携から全庁横断的な政策連携の取組を図ります。

図３-６　東近江市における環境基本計画の概要図

# 第４章 将来像を実現するための取組

本市の目指す将来像に向けた３つの基本方針に沿い推進する施策として基本施策を掲げ、具体的な取組を示します。更に、市民、事業者の取組例を示します。

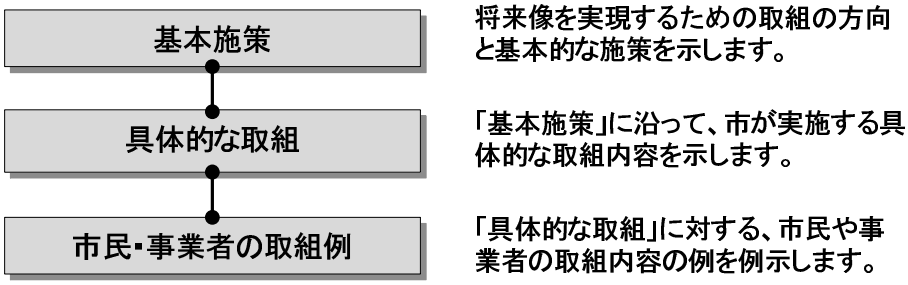

## 1　取組の体系

**目指す将来像**

東近江市が持つ豊かな自然と市民の営みが有機的につながり、
市民が豊かさを感じる循環共生型社会

| 基本方針 | 基本施策 |
|---|---|
| 1 地域資源の活用<br>～地域資源の活用による豊かな地域づくり～ | 1-1　自然の恵みを生かした脱炭素な暮らしの実現<br>• 再生可能エネルギーの普及の加速化、省エネルギー対策の拡大<br>• 脱炭素社会構築に向けた自立・分散型の再生可能・省エネルギーの仕組みの構築 |
| | 1-2　森里川湖を育てる持続可能な農林水産業の振興<br>• 農林水産業による森里川湖の活用<br>• 食、木材の地産地消の拡大<br>• 環境付加価値のあるものづくり |
| | 1-3　心豊かな環境を創造するエコケアライフへの転換<br>• エコケアライフへの転換<br>• 良好な環境創造による快適な居住環境の創出<br>• 廃棄物の減量、資源化の推進 |
| 2 地域資源の見直し、保全・再生<br>～地域資源の見直し、保全・再生による地域の価値を高める地域づくり～ | 2-1　森里川湖の保全・再生<br>• 良好な環境を保つ秩序ある土地利用の維持<br>• 良好な景観の保全<br>• 歴史、文化資源の適正管理とその活用 |
| | 2-2　生物多様性の保全<br>• 生息、生育状況の調査と生息地の保全<br>• 生息実態に基づく効果的な鳥獣害対策の推進 |
| | 2-3　森里川湖のつながりの再生<br>• 流域の連携<br>• 地域の自然環境保全活動の推進<br>• エコツーリズムの推進 |
| | 2-4　健康で安心して暮らせる生活環境の保全<br>• 生活環境の調査と保全 |
| | 2-5　環境に配慮した社会インフラの更新<br>• 需要の減少に対応したインフラの更新<br>• 人口減少、高齢化等に対応した交通インフラの構築 |
| 3 地域資源をつなぐ仕組みづくり<br>～地域資源をつなぐ仕組みづくりによる循環共生型の地域づくり～ | 3-1　循環共生型まちづくりを促進する仕組みづくり<br>• 資金調達の仕組みづくり<br>• 情報の共有、交流、協働の場づくり |
| | 3-2　循環共生型の地域づくり<br>• 循環共生型まちづくりのモデルづくりと普及<br>• 自然を楽しめる場づくり<br>• 市民、事業者、行政の協働のきっかけづくり |
| | 3-3　次世代育成<br>• 人材育成<br>• 子どもの農山漁村体験教育の推進<br>• 環境教育、学習の推進 |

図４-１　第２次環境基本計画の体系図

## ２　基本施策と具体的な取組

### （１）　地域資源の活用

**●基本施策　　1-1　自然の恵みをいかした脱炭素な暮らしの実現**

自然の恵みをいかした再生可能エネルギーの普及や省エネルギー対策の拡大により、脱炭素な暮らしの実現を目指します。また、脱炭素社会に向けて自立・分散型の再生可能・省エネルギーの仕組みを構築します。

**●具体的な取組**

**1　再生可能エネルギーの普及の加速化、省エネルギー対策の拡大**

- 太陽光、風力、水力、バイオマスなどの地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進するための戦略づくりを行います。
- 家庭への再生可能エネルギーの導入を促進するため、環境にやさしい暮らしの普及促進事業（導入支援事業）を実施します。
- 学校など公共施設について、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 菜の花エコプロジェクトの啓発を行い、廃食油の回収やＢＤＦの利用拡大を図ります。
- 資源循環の取組として廃食油回収事業「エコともチケット」を推進します。
- 森林資源の活用について検討し、木質バイオマスの熱利用や熱源供給の拡大を図ります。
- 電気、ガス、ガソリンなどの化石エネルギー消費を抑えるため、省エネルギーの取組を応援します。
- 東近江市独自の環境マネジメントシステム「えこ・すまいる」により、省エネルギーを推進します。
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上と再エネ・創エネ設備の導入、充放電設備を普及します。
- 断熱改修の促進等を通じた既存住宅・建築物の省エネ改修を促進します。

## 2 脱炭素社会構築に向けた自立・分散型の再生可能・省エネルギーの仕組みの構築

- 化石燃料に過度に依存せず、カーボンニュートラル燃料の利用を進め、最大限再生可能エネルギーを導入できる地域構造を実現するための仕組みを構築します。
- 地域の特性に応じたデジタル技術も活用し、効率的な再生可能エネルギー導入や未利用資源の熱利用等による地域の脱炭素化と地域循環を推進します。
- コージェネレーションシステムや蓄電システム、スマートハウスなど、地域での省エネ促進の体制を検討します。
- 地球温暖化や人口減少社会における、まちづくり推進体制づくりを支援します。
- 公共交通、自転車の利用を促進します。

### ●市民･事業者の取組例

- 地域特性を考慮した再生可能エネルギーの需給の仕組みづくりを試みます。
- 住宅や事業所への太陽光発電、太陽熱利用、薪ストーブ等の設備など、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 廃食油は、市が行っている回収に協力します。
- 省エネルギー性能の高い機器（高効率照明や空調、給湯器など）を導入します。
- コージェネレーションシステム、蓄電システム、スマートハウス等の導入による省エネルギーを進めます。
- 温暖化防止活動推進員などによる省エネルギー診断や相談を利用して、暮らしの省エネルギー化に努めます。
- 既築住宅・建築物の更新（建替え）・改修時には省エネ性能向上（断熱性等）や自家消費型の太陽光発電の導入、高効率ヒートポンプ給湯・空調機器等の電化設備・高効率ガス給湯機器・停電自立型の燃料電池等を組み合わせて導入することにより、ＺＥＨ/ＺＥＢ化を進めます。
- 新たに導入される自家用車・社用車はできるだけ環境への負荷が低い車とします。
- 見える化された情報に基づき、ポイント制度、ナッジ、アンバサダー等により、市民の前向きで主体的な意識変革や行動変容を促し、地域の脱炭素や成長を自分事化できるようにします。
- 建物の屋根等に設置し屋内・電動車で自家消費する太陽光発電の導入に努めます。
- ゼロカーボンアクション 30 を実行します。

**■現在行っている活動例**

■菜の花エコプロジェクト(P.26 記載)
■市民共同発電所
市民共同発電所は、市民による出資や寄付を財源として地域が主体となって設置した発電所です。「東近江市 Sun 讃プロジェクト」など市民共同発電所の設置による売電益を地域商品券で還元し、地域経済の活性化を目指してエネルギーの自給率アップと低炭素社会への仕組みづくりに取り組んでいます。
■薪プロジェクト(P.26 記載)

## ●温室効果ガスの削減目標「東近江市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」

平成 27 年（2015 年）フランス、パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議では、工業化前と比して世界の平均気温の上昇２℃を十分に下回る水準に抑制し、1.5℃以内に抑えるよう努力するという長期目標を国際社会で決められ、日本もこれを批准しました。この目標達成のために、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収を均衡させるように削減すると定め、排出を実質ゼロにする脱炭素化社会・経済のビジョンを打ち出しています（パリ協定）。我が国においては、「地球温暖化対策計画」が令和３年（2021 年）10 月に閣議決定され、中期目標として温室効果ガス排出量を令和 12 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減、長期目標として 2050 年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、「令和 32 年（2050 年）カーボンニュートラル」を目指しています。

本市としては、国の地球温暖化対策計画で記載されている対策・施策の削減効果を見込みつつ、電力の安定供給と安全性を同時に達することを前提とし、市が持つ豊かな自然と人々の営みを有機的につなげ、地域の自給力と創富力を高める地域完結型の社会構造への転換、更なる省エネと再生可能エネルギーの導入促進を通じて、令和 7 年度（2025 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 52%（令和 12 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 58%）の温室効果ガスの排出削減を、そして、令和 32 年度（2050 年度）には温室効果ガス（$CO_2$）実質排出ゼロを目指します。

表４-１　温室効果ガスの削減目標

| | 中期目標<br>令和 7 年度（2025 年度） | 長期目標<br>令和 32 年度（2050 年度） |
|---|---|---|
| 基準年度比(平成 25（2013）年度比) | 52% | $CO_2$実質排出ゼロ |

※令和 12 年度（2030 年度）温室効果ガス削減目標 58%（1990 年比では 50%）

表４-２　部門別の主な削減対策

| | 先端技術などによる削減 | 地域社会の構造転換などによる削減 |
|---|---|---|
| 家庭 | エネルギー機器の高効率化，断熱水準の改善、系統電力の排出係数の減少 | 世帯当たりの人数の増加、ライフスタイルの変化、薪ストーブ・太陽熱給湯器等の導入、住宅のパッシブ化、再生可能エネルギーの利用 |
| 業務 | 事業所のエネルギー機器の高効率化、断熱水準の改善、系統電力の排出係数の減少 | 第３次産業生産額の増減（排出の少ない部門への転換）、薪ストーブ・太陽熱給湯器等の導入、事業所のパッシブ化、再生可能エネルギーの利用 |
| 産業 | 製造工程の機器の効率化、専業農家の大規模集約化、農作業・製造工程でのエネルギー構成の変化（産業の燃料転換）、系統電力の排出係数の減少 | 第１、２次産業生産額の増減（エコ産業への転換）、農業経営の多角化、地産地消の推進、農作業・製造工程での再生可能エネルギーの利用 |
| 交通<br>（旅客、貨物） | 自動車の燃費改善、電気自動者の普及、系統電力の排出係数の減少 | 温室効果ガス排出の少ない交通機関へのモーダルシフト、環境に配慮した運転、ＢＤＦの利用拡大、地域内輸送の効率化、再生可能エネルギーの利用 |
| 2025 年全体の削減率に占める割合 | 19%（52%削減のうち） | 33%（52%削減のうち） |

## ●基本施策　1-2 森里川湖を育てる持続可能な農林水産業の振興

食や木材の地産地消の拡大や環境付加価値のあるものづくりを行い、持続可能な農林水産業の振興に森里川湖を活用します。

### ●具体的な取組

#### 1 農林水産業による森里川湖の活用

- 持続的な活用を行うため、市内の森林資源量や成長量、利用可能量を把握するための調査を行います。
- 森林整備を促進するため、森林所有者や森林管理者の特定を推進します。また、森林境界の明確化を促進します。
- 健全な森林を守り育てるため、森林整備に必要な森林所有者や森林管理者に対し、適切な森林整備を啓発します。
- 持続的に森林整備ができるように、集落単位での合意形成の体制づくりを推進します。
- 林業経営の集約化による効率的な森林管理を推進します。
- 林業関係団体による森林整備及び保全活動を支援します。
- 鈴鹿山脈の森林保全に林業施業者、加工・販売業者などの関係機関や自治体と連携して取り組みます。
- 売れる米づくりと水田を有効活用した麦、大豆、野菜等の産地づくりを推進します。
- 米の品質向上と販路の拡大を図ります。
- 農場農産物のブランド化及び加工品開発並びに農商工連携を図ります。
- 農業イベントや農業セミナー等を開催し、消費者との交流及び農業情報の提供を進めます。
- 漁場環境づくりを支援します。
- 水産資源の特産品化を推進します。
- カワウ防除対策を推進します。

#### 2 食、木材の地産地消の拡大

- 地産地消の啓発を行います。
- 学校給食及び直売所への地場農産物の供給拡大を推進します。
- 地域資源循環型農業を推進します。
- 東近江市産木材の利用を図ります。

## ３ 環境付加価値のあるものづくり

- 付加価値の高い環境こだわり農業を推進します。
- 環境保全型農業の取組を支援します。
- 伐採、搬出した木材の家具や建築内材、紙製品、薪など、付加価値の高い利用を推進します。
- 伐採木を余すところなく有効利用するために、多段階利用を進めていきます。
- 東近江市産木材の利用促進を図るため、「東近江市 100 年の森づくりビジョン」に準じて、公共建築物等における地域産木材の利用を推進します。
- 環境に配慮した農林水産物や加工品をブランド化し、消費の誘発を支援します。

### ●市民･事業者の取組例

- 集落ぐるみの里地、里山等の保全活動に協力します。
- 間伐、植林及び育林に努めます。
- 農場農産物のブランド化と加工品の開発を行います。
- 認定農業者の認定を積極的に受けます。
- エコファーマーの認定を積極的に受けます。
- 環境保全型農業の推進や減農薬、低化学肥料などによる農産物の生産、購入に努めます。
- 地場野菜、加工品などを積極的に購入することにより、地産地消や旬産旬消を進めて地域の農業を守ります。
- 市民農園などを利用し農にふれる暮らしに努めます。
- 間伐材や県内産木材を積極的に利用します。
- 地域産材を使った商品を積極的に利用します。
- 環境付加の高い商品及びサービスを選ぶようにします。
- 森林の間伐、植林及び育林を進めるとともに、森林管理のための講習会や森林ボランティアへ参加します。
- 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策への参加により、農地・水・農村環境保全向上活動に協力します。
- 河川、内湖、ため池の清掃や維持管理活動に参加します。

**■現在行っている活動例**

■地域ぐるみの森林整備
小規模森林所有者が多い本市において、獣害対策をきっかけに集落単位での森林整備の合意形成を推進し、森林経営計画を策定して補助事業を活用し森林整備に取り組んでいます。
■環境こだわり農産物
化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の５割以下に削減するとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証したものです。
■kikito プロジェクト
身近な森林の課題を自分たちの力で解決するために、間伐材を森林所有者から一般的な取引価格よりも高値で買取りし、地元企業と連携協力して付加価値の高い紙・木製品等の企画・販売など、森を介して「経済(お金)」と「人」と「心」 をつなぎ、地域の経済循環の創出につながる取組を展開しています。また、ほかにも、企業、消費者が森づくりに参加できるような仕組みづくりにも取り組んでいます。
■地域おこし協力隊
人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていくことを目的とした制度です。地域住民と連携しながら地域資源を活用した生業づくりを行っています。
■Mitte
東近江市の魅力を伝えるため、地産地消をテーマにバラエティ豊富に取り揃えた東近江市本庁舎本館1F のデイリーフード＆グローサリーストアです。

## ●基本施策　1-3　心豊かな環境を創造するエコケアライフへの転換

高齢化と生産年齢人口の減少時代に対応するため、コミュニティを中心とした助け合いの仕組みを促進して、自然との共生や健全な資源循環にも資する脱炭素型ライフスタイル（「エコケアライフ」）への転換を図ります。

### ●具体的な取組

#### 1 エコケアライフへの転換

- 高齢化や脱炭素社会に向けて、公共交通機関の利用促進施策を推進します。
- エコ通勤など、マイカーからの利用転換を啓発します。
- 商店街や企業と連携し、公共交通機関の利用促進に取り組みます。
- グリーンスローモビリティ等の移動手段を検討します。
- あらゆる商品、サービスの温室効果ガス排出が「見える化」され、ＡＩによる自動選択も含め、市民がライフスタイル（ワークスタイル、働き方も含む。）の中で、自然と脱炭素に貢献する製品、サービスの使用など脱炭素行動を選択できるように努めます。
- 衣食住、移動、買い物など日常生活において脱炭素につながる行動をします。
- 食育による健康づくりを推進します。
- 多様な世代が集まる「集いの場」や「福祉サロン」などを推進することにより、地域文化の継承や暮らしの支え合いを実現するとともに、エネルギーシェアを促進します。

#### 2 良好な環境創造による快適な居住環境の創出

- 結婚や出生を機として「あゆみの樹」をプレゼントし、緑を増やします。
- 街の木植樹や花いっぱい運動を進める緑の街づくり事業を推進します。
- 緑の募金活動とその還元事業である生活環境緑化（苗木配布）を推進します。
- 公共施設の緑化、屋上緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を推進します。
- 保護樹木及び保護樹林の指定に取り組みます。
- 緑のカーテンなど身近にできる地球温暖化防止活動を啓発します。
- 再生産が可能であり、炭素を貯蔵する木材の積極的な利用を促進します。

#### 3 廃棄物の減量、資源化の推進

- 正しいごみの出し方や分別方法の啓発を図ります。
- 地域資源の回収・分別活動を推進します。
- 生ごみの減量化及び堆肥化を推進します。
- 食品ロスの削減を推進します。

**●市民･事業者の取組例**

- ■ バスや鉄道などの公共交通機関を積極的に利用するとともに自転車や徒歩による移動を心掛け、ノーマイカーデー（自動車やバイクによる通勤の自粛）に協力します。
- ■ 環境に配慮した物品の購入に努めます。
- ■ エネルギーシェアとなる集いの場の創出を図ります。
- ■ 市街地の水辺や緑地などを活用するとともに、維持管理に協力します。
- ■ 家庭や事業所の敷地内での生け垣づくり、屋上緑化、壁面緑化及び緑のカーテンづくりを積極的に行います。
- ■ マナーを守って公園緑地を利用します。
- ■ 地域の公園、緑地の整備や管理にボランティアとして参加します。
- ■ 遊休地や休閑地を花壇や緑地として活用できるように協力します。
- ■ 保護樹木、保護樹林など、貴重な緑の保全に協力します。
- ■ ごみの減量化と再資源化に協力します。
- ■ 調理くずや食べ残しなどを減らすことにより、生ごみの減量化に努めます。
- ■ コンポストやダンボールコンポスト等を使用した生ごみの堆肥化を実践します。
- ■ エコバッグ及びエコバスケットの持参、包装類の簡素化、リターナブル容器入りの商品などの利用促進により、容器包装を減らします。
- ■ 資源ごみの集団回収に参加及び協力します。
- ■ フリーマーケットなどを活用し、使えるものの有効利用を図ります。
- ■ 消費者や事業者等が連携して、大量に発生する食品ロスの削減を推進します。
- ■ 事業活動に伴い排出される廃棄物を適正な処理業者へ委託するなど、廃棄物の適正処理に努めます。

**■現在行っている活動例**

■集いの場づくり
永源寺福祉の会のえんがわ喫茶、蒲生応援塾の縁側カフェ、各地区の福祉委員の福祉サロンなどで地域住民が集える場づくりを行っています。
■エトコロ
子ども×アート×地域をテーマに、能登川の古民家を拠点として平成 23 年3月から活動開始。同年9月に NPO 法人化。etokoro（エトコロ）の名前の由来は、絵（芸術）を通して子どもを育むという意味合いの絵と子、そして地域の人たちが協力し合いながら子どもを育むえーところ（良いところ）という思いをこめています。
■三方よし研究会
患者さん本位の視点に立った医療、保健、福祉、介護の切れ目のないサービスの提供体制を構築するため、関係機関の機能分担と連携のあり方を検討しています。「患者よし、機関よし、地域よし」の三方よしを目指して、平成 19 年度から、毎月 1 回、圏域内の病院、診療所、介護施設、公共機関などの関係者が一堂に集まり「顔の見える関係づくり」を行っています。愛東、永源寺、蒲生地区では、より身近な地区限定の三方よし研究会を行っています。
■TeamNorishiro
働きたくても働けない若者たちを地域の宝物として廃ろうそく、木くず及びくん炭からオリジナル着火剤製造などの事業に取り組んでいます。多様な主体と連携し、事業に共感する応援団を増やしています。
■あいとうリサイクルシステム
琵琶湖の石鹸運動に呼応して生活系から発生するごみの減量化、資源化を行っています。この活動が発展し、自治会と団体、行政が協働で行う「あいとうリサイクルシステム」が確立しました。以来、今日まで回収品目を追加しながら住民協働によるリサイクルの推進を図っています。その後、トレーの回収を追加、現在7品目 11 種類の回収を行っています。
■ダンボールコンポスト
各地区のまちづくり協議会等による東近江市内各地域で、ダンボールコンポストの取組が盛んに行われています。
■共同利用型コンポスト
蒲生地区まちづくり協議会エコランド部会では、既に蒲生岡本町はじめ 10 箇所あまりの自治会で設置済の手づくりコンポストと、生ごみ堆肥を生かした野菜づくりの取組を行っています。
■一般社団法人中野ヴィレッジハウス
空き家だった築 200 年の塩蔵を改築し、地域のふれあい活動の場としてオープン。カフェや習字、英会話、お菓子作り教室などさまざまな教室や催しを開催し、子どもから高齢者まで誰もが集える居場所づくりに取り組んでいます。

## （２） 地域資源の見直し、保全・再生

### ●基本施策　2-1 森里川湖の保全･再生

国土利用計画や都市計画マスタープランなどのもと、森里川湖の良好な環境を保つ秩序ある土地利用を維持するとともに、美しい景観や歴史・文化資源の保全を図り、地域の価値を高めるまちづくりを推進します。

### ●具体的な取組

#### 1 良好な環境を保つ秩序ある土地利用の維持

- 関連する個別計画に沿って森里川湖を利用し、保全管理します。
- 東近江市森林整備計画に沿って健全な森林資源の維持造成を行い、望ましい森林の姿に誘導します。
- 森林の持つ多面的機能を効果的に発揮させるため、水土保全機能等を重視する環境林や木材生産を重視する経済林（人工林）など、森林の分類（ゾーニング）を進めます。
- ゾーニングした森林において、長期間にわたる将来を見据えた適切な森林整備を推進します。
- 現状の森林の機能評価を行い、本来持つ自然の恵みと強さをいかした森林整備を行い安全な地域づくりを推進します。
- 耕作放棄地対策を推進し、農地の有効利用を図ります。
- 農地を適正に利用して、農地の持つ水源かん養機能や洪水調整機能などをいかします。
- 市民農園、体験農園、観光農園など市民が農業と接することができる場づくりを進めます。
- 安全で良好な河川環境を整えます。
- 河川、内湖、ため池、それらに隣接する湿地、林縁部などの特殊な環境について、生物多様性を育む貴重な環境であることを再評価し、適切な保全整備を推進します。

#### 2 良好な景観の保全

- 東近江市景観計画に基づき、地域ごとの景観特性に応じた規制及び誘導に努めます。特に優れた箇所は、景観形成重点地域及び重点地区に指定し、景観の保全に努めます。

## ３ 歴史、文化資源の適正管理とその活用

- 地域の未指定文化財を調査し、文化財に指定します。
- 歴史、文化資源の魅力を明らかにし、地域づくり及び観光事業に活用します。
- 伝統的建造物群保存地区の修理、修景を支援します。
- 地域の生活、生業が形作る景観である文化的景観の修理、修景を支援します。

### ●市民･事業者の取組例

- 周辺環境と調和した土地利用を心がけます。
- 耕作放棄地を再生利用します。
- 森林の間伐や植林及び育林を進めるとともに、森林管理のための講習会や森林ボランティアへ参加します。
- 適切な森林施業の確保のための集約化と作業路網の整備について森林組合等を中心に計画的かつ組織的な施業の実施を図ります。
- 河川、内湖及びため池の清掃や維持管理活動に参加します。
- 基準を遵守し、周辺の自然環境や景観、街並みと調和するように、色や形、配置などに配慮します。
- 敷地内や周辺の緑化、美化に努め、景観の向上に努めます。
- 郷土の祭りなどの伝統行事や文化財を大切にします。
- 工事の実施前における埋蔵文化財の調査や保護、保存などに協力します。
- 歴史、文化資源を活用したまちづくり活動を行います。
- 歴史、文化資源を活用した観光や物産品を企画、販売します。

## ●基本施策　2-2 生物多様性の保全

自然と人とのつながりの再生を図り、地域での生物多様性に支えられた豊かな生活を実現するため、かつての里山文化に見られたような生物多様性と地域の生活、生業との豊かな関係性の構築を目指します。

### ●具体的な取組

#### 1 生息、生育状況の調査と生息地の保全

- 動植物をはじめとする生物多様性やそれに関する活動などの基礎調査、研究を行い、生物多様性に富む自然資本の重要性を広く社会に周知します。
- 生物多様性の保全・再生への対応を推進するための計画策定に取り組みます。
- 昔から東近江にすむ固有、在来の生きものを守るために、①保護、増殖、②生息、生育地の回復（シカ駆除等）、③外来種の駆除を行います。
- 農業や燃料採取など様々な人間活動の場として人の手で管理されることにより環境が維持されてきた里山里地の管理を継続するため、農地・水・環境の保全や里山保全等を行う組織、団体への支援を行います。
- 自然の動植物を活用した生物多様性の啓発事業を行い、地域等による保全活動を促します。
- 外来生物の持ち込みに対して啓発を行うため、広報します。また、特定外来生物の調査や駆除について、県や関係団体と連携して防除に努めます。
- 生態系に影響を与える地球温暖化防止対策や大気環境、水質汚濁、土壌汚染、有害物質などの監視を行うとともに発生源対策を検討します。

#### 2 生息実態に基づく効果的な鳥獣害対策の推進

- 森里川湖の生物多様性を維持するために、有害鳥獣の生息実態に基づく効果的な対策を推進します。
- ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の個体数管理のため、捕獲を推進するとともに、捕獲者の育成やジビエ料理など活用も含めた対策を促進します。
- カワウ防除対策を推進します。

### ●市民･事業者の取組例

- まちづくりや地域の取組として、動植物の保全活動を行います。
- 生ごみや未収穫作物などの適切な管理、追い払いの徹底、集落ぐるみによる森林整備などにより、有害鳥獣による被害を減少させます。
- 微妙なバランスのもとに成り立っている生態系や農林水産業などへ影響を与える可能性のある外来生物への意識を高めて調査、監視に協力するとともに、特定外来生物については、外来生物法を遵守して飼育、栽培、保管、運搬等を禁止します。

**■現在行っている活動例**

■特定非営利活動法人遊林会
里山保全活動団体“遊林会”は、1998 年から河辺いきものの森で活動をはじめ、「木を伐って森を守る！」を合言葉に茂りすぎた樹木・竹の伐採や下草刈り、落ち葉かき、炭焼きなど森の保全にかかわるさまざまな活動を展開しています。
■NPO 法人蒲生野考現倶楽部
“たんけん、はっけん、ほっとけん”を合言葉に活動している．「里山の知恵が地域を創る」をコンセプトに里山研究と感性を育む体験活動を展開しています。また豊かなフィールドを環境学習に生かし、地域の自然や文化を生かした「賑わい空間づくり」を進めています。

## ●基本施策　2-3 森里川湖のつながりの再生

流域等の様々な単位で連携し、森里川湖などにおける水循環や生態系のネットワークを始め、地域の自然と人とのつながりや地域の人と人とのつながりの再生を図ります。森里川湖のつながりを発見、発掘、保全できるようエコツーリズムを推進します。

### ●具体的な取組

#### 1 流域の連携

- 流域の環境再生に関する情報収集、調査をします。
- 鈴鹿から琵琶湖までの自然と、それに関わる人とのつながりを強化します。
- 愛知川の豊かな生態系や水の浄化機能を取り戻し、本来の河川としての機能、魅力を復活させ愛知川の再生を図ります。

#### 2 地域の自然環境保全活動の推進

- 伊庭内湖などの保全活動を推進します。
- 環境関連協議会の活動を支援します。
- 身近な自然環境である里山の保全と、市民による里山保全活動を支援します。
- 多様な主体の連携により里地、里山、里湖等の保全・管理に取り組みます。

#### 3 エコツーリズムの推進

- 東近江市エコツーリズム推進全体構想に基づき、エコツーリズムの理念の共有と普及を図ります。
- 森里川湖の地域資源を活用したエコツアーの実施を推進します。
- 森里川湖の地域資源の保全・再生につながるエコツアーの仕組みを構築します。
- エコツーリズムを推進する体制の構築と人材の育成を図ります。

### ●市民･事業者の取組例

- 流域の環境再生に関する情報収集、調査に参加、協力します。
- 地域の自然に親しみ、自然環境の保全再生に協力します。
- 自然体験などの場の提供や機会を設けます。
- 水辺や緑地など森里川湖の地域資源を活用するとともに、維持管理に参加･協力します。
- 森里川湖の地域資源を活用したエコツアーや体験イベントに参加します。
- 地域の魅力の発見や発信に努めます。

**■現在行っている活動例**

■東近江市観光協会
四季の彩りと地域に伝わる歴史文化を満喫しながら「気軽に歩く」、ボランティアガイドが地域の見所を解説、案内するハイキングツアーなど、地域資源をいかした着地型観光ツアー「東近江ちいさなたびいち」を企画、運営しています。
■東近江市エコツーリズム推進協議会
東近江市の循環共生型まちづくりに資するため、東近江市の地域資源である豊かな自然環境や歴史文化を活用し、その価値についての気づきを与え、更には資源に対する保全意識を高める東近江市ならではのエコツーリズムを推進しています。
■ただいまステイ東近江運営委員会
農泊を運営する組織です。農泊は農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」 のことです。 地域資源を観光コンテンツとして活用し、インバウンドを含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図ります。
■にぎわい里山づくり
里山づくりを実施する里山保全活動団体等を申請により、「にぎわい里山づくり団体」として認定するとともに、認定団体に対する必要な財政上の措置、助言、指導を行っています。

## ●基本施策　2-4　健康で安心して暮らせる生活環境の保全

大気環境、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染、有害物質などの監視を行うとともに、発生源への対策を行うことにより公害の発生や苦情を未然に防ぎます。日常生活や事業活動などから生じる様々な環境への負荷を限りなく低減していくことにより、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

### ●具体的な取組

#### 1 生活環境の調査と保全

- 河川水質、大気、自動車騒音等の環境調査を実施します。
- 公害の発生源を調査してパトロールや指導をします。
- 事業所に対してパトロールや指導をします。
- 地下水を汚染等から守る啓発を行います。
- 市民、事業者に環境事故防止を啓発します。

### ●市民･事業者の取組例

- 水質汚染、大気汚染、悪臭、騒音、振動などに対する規制を遵守します。
- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 環境事故を発生しないように努め、万一、発生した場合は、被害が拡大しないよう速やかに対応します。

## ●基本施策　2-5 環境に配慮した社会インフラの更新

高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化し、維持管理や更新に要する費用が大幅に増加すると予想されます。今後、人口減少、高齢化、インフラ老朽化、脱炭素社会への適応、ＩＣＴ の進歩、財政制約等の課題を考慮して、環境に配慮した公共施設、交通、上下水道等の社会インフラを更新します。

### ●具体的な取組

#### 1 需要の減少に対応したインフラの更新

- 人口減少、産業構造の変化等による需要の減少に対応して、上下水道などインフラを再構築する際には、省エネルギーや再生可能エネルギーなど必要に応じて導入を検討していきます。
- 滋賀県が管理する湖南中部浄化センター及び東北部浄化センターの下水汚泥のバイオガス化・燃料化する汚泥処理施設の更新を構成市として推進します。
- 浄化槽法等で定められている水質基準を遵守するため、各処理施設の機能保全を図りながら、適正な維持管理に努めます。
- 老朽した用排水路などを補修及び更新し、施設の長寿命化を図る団体を支援します。

#### 2 人口減少、高齢化等に対応した交通インフラの構築

- 近江鉄道の利便性向上を図ります。
- 低床バス導入や駅舎バリアフリー化に対して支援します。

### ●市民･事業者の取組例

- バスや鉄道などの公共交通機関を積極的に利用します。
- 車の新規購入や買い替え時には、環境への負荷が低い車を選ぶようにします。

**■現在行っている活動例**

■コミュニティバスへのBDF利用
ちょこっとバスで、軽油にBDFを混合して運行しています。
■近江鉄道のサイクルトレイン
近江鉄道では、区間と乗車時間が区切られてはいますが、乗車運賃のみで自転車の積込みができる「サイクルトレイン」を運行し、鉄道と自転車を組み合わせた交通に取り組んでいます。
■自動運転車両（グリーンスローモビリティ）の運行
奥永源寺地域において、電気自動車による自動運転を行っており、低炭素化に取り組んでいます。

## （３） 地域資源をつなぐ仕組みづくり

**●基本施策　3-1 循環共生型まちづくりを促進する仕組みづくり**

地域資源（人、もの、お金）を活用した循環共生型まちづくりを促進するため、民間ベースでは資金が流れにくい分野を対象とした資金調達の仕組みの構築を目指します。更に、情報の共有、交流、協働の場を構築して実施します。

**●取組の方針&具体的な取組**

### 1 資金調達の仕組みづくり

- 新たな資金調達の仕組みづくりを行う「東近江三方よし基金」の活動を支援します。

### 2 情報の共有、交流、協働の場づくり

- 市民、事業者、行政等が集い、循環共生型まちづくりに関して自由に意見交換や活動のできる場づくりを『東近江市環境円卓会議』において推進します。
- 市民、行政、事業者等の間に立って、そのつなぎ役として中立的な立場で、それぞれの活動支援やコーディネートを行う中間支援活動の体制強化に努めます。
- 協働ラウンドテーブルなど、協働で取り組むことのできる仕組みづくりを推進します。

**●市民･事業者の取組例**

- 地域事業等への寄付や投資に取り組みます。
- 協働ラウンドテーブルなど、協働できる場に参画します。
- 環境共生型まちづくりの評価に参加します。

## ●基本施策　3-2 循環共生型の地域づくり

自然豊かな循環共生型の地域づくりを普及するため、そのモデルづくりや自然を楽しめる場づくりを推進し、それぞれの地域ごとの個性をいかした地域づくりを進めます。また、協働によるまちづくりに関する情報を発信、共有するとともに、協働による環境活動のきっかけづくりを演出します。

### ●具体的な取組

#### 1 循環共生型まちづくりのモデルづくりと普及

- 「菜の花エコプロジェクト」、「あいとうふくしモール」、「薪プロジェクト」など市内の循環共生型まちづくりの市内への啓発と、視察研修等により発信します。
- 公共施設に環境技術を導入して、循環共生型のモデルづくりを行います。

#### 2 自然を楽しめる場づくり

- 森に人が集まる場所づくり事業（里山保育）を推進します。
- 市民による生態系調査、豊かな自然を活用した環境学習、子どもの森里川湖の中での遊び体験などを実施し、自然を身近に感じる機会を増やします。
- 河川などの整備において、生態系の保全、人と自然の共生に配慮した視点により実施します。
- 地域の自然で安心して遊べる環境づくりを目指します。

#### 3 市民、事業者、行政の協働のきっかけづくり

- 広報ひがしおうみ、市民活動情報誌、市ホームページ、東近江スマイルネット等、様々な媒体を活用して、循環共生型まちづくりに関する行政、市民活動団体等の活動情報を発信し、地域の情報を共有します。
- 市民環境団体と連携しながら環境活動への啓発に努め、協働による環境活動への高揚に繋げます。
- 脱炭素に向けた市民の行動変容を促します。

### ●市民･事業者の取組例

- 市内の先進的な循環共生型まちづくりを視察して、地域で普及します。
- 循環共生型まちづくりに関する情報を発信します。
- 事業者のＣＳＲ活動として環境保全活動を積極的に行います。
- 地域の環境ボランティアの活動、学区や自治会など地域単位での活動、河川清掃や環境美化などの環境保全活動に参加、協力します。

## ●基本施策　3-3　次世代育成

農林業の担い手や環境リーダーの育成、地域資源を活用した体系的な環境教育、環境学習及び自然体験の推進などにより、市内全体に環境に対する保全意識を高め、自発的に行動できる次世代を育成していきます。

### ●具体的な取組

#### 1 人材育成

- 農業の担い手育成と支援を水田農業活性化協議会等と連携して推進します。
- 新規就業者等の担い手を育成します。
- 森林施業や森林経営計画を策定できる人材を育成します。
- 森林組合や林業事業体の育成について関係機関が連携して支援を行い、技術習得、技術向上に向けた研修や指導を行います。
- 林業振興を目的とした地域おこし協力隊を導入し、活動を支援します。
- 環境保全団体、自然観察指導員、生物環境アドバイザーなどの、環境活動を行う人材の発掘、育成を継続します。
- 子どもたちの体験の場づくりと青年層等のリーダーの養成を行います。

#### 2 子どもの農山漁村体験教育の推進

- 人と自然とのつながりの大切さを認識できるよう、エコツアーや各種体験コンテンツを造成します。
- 農山漁村の暮らしを体験できる民泊事業を推進します。

#### 3 環境教育、学習の推進

- 「河辺いきものの森」や「あいとうエコプラザ菜の花館」、「愛郷の森」をはじめ、地域資源を活用した環境教育を推進します。
- 学校給食へ地場農産物の使用を促し、食農教育を推進します。
- 保育園、幼稚園、認定こども園及び小、中学校では早い時期から環境問題に高い関心と行動力を持つ子どもたちを育てるために、地域ごとに特色ある環境学習や自然体験の機会を増やしていきます。

## ●市民･事業者の取組例

- 環境活動を行うリーダーを育成する研修に積極的に参加します。
- 保育園、幼稚園、認定こども園及び小・中学校が進める環境教育について理解、協力するとともに、新たな環境教育教材について提案します。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 食育や農山漁村体験に関するイベントに積極的に参加します。
- 家庭、職場、学校などで食育について考え、実践します。
- 小学校４年生を対象とした森林環境学習「やまのこ」事業に参加します。

**■現在行っている活動例**

■東近江さとやま Nannies
幼児に身近な自然の楽しさを体験してもらう本市の「里山保育」を、多くの子どもに体験させてあげたいという想いで市民が立ち上げた団体です。市と協働によって里山保育を実施しながら、自らも里山保育の指導者となって活躍できるよう取り組んでいます。

# 第５章 重点プロジェクト

本計画では、将来像を実現するための取組のうち、緊急的で重要性があり、本市ならではの特色あるものを重点プロジェクトと位置づけ、より積極的に推進を図っていきます。

具体的には、８つのプロジェクトで 14 の取組があり、方針ごとに分類は次のとおりです。

また、14 の取組ごとに、本計画で設定した将来像に近づいているかどうか実感できる代表的な取組を指標として示します。

**1 地域資源の活用**

**再生可能エネルギー普及プロジェクト**
- 小規模地域分散型のバイオマス熱供給システムの構築
- 市民によるBDF、太陽光発電・熱、小水力発電の普及

**新たな木の産業創出プロジェクト**
- 家具をはじめとする商品開発と産業化

**エコケアライフへの転換プロジェクト**
- 食・エネルギー・ケアの自給圏づくりの推進
- 集い場によるエネルギーシェアの普及
- 資源ごみ回収、家庭ごみ分別によるリサイクル及びリデュースの促進

**2 地域資源の見直し、保全・再生**

**森おこしプロジェクト**
- 東近江市100年の森づくり地域ワークショップの実施
- 森林整備の合意形成の推進

**生物多様性の保全・再生プロジェクト**
- 生物多様性を身近に感じるスポット調査及び拠点整備
- 鳥獣害対策の推進

**森里川湖のつながり保全・再生プロジェクト**
- 森里川湖エコツーリズムの推進
- 愛知川の復活

**3 地域資源をつなぐ仕組みづくり**

**つなぐ場づくりプロジェクト**
- 東近江市環境円卓会議と東近江三方よし基金の連携

**人材育成プロジェクト**
- 幼保小中高向け森里川湖のつながり継承と拠点整備

重点プロジェクトの構成

## １　再生可能エネルギー普及プロジェクト（地域資源の活用）

「再生可能エネルギー普及プロジェクト」は、先行する菜の花エコプロジェクトによるＢＤＦの利用、市民による太陽光発電の取組に加えて、森林資源、木材、木製品製造業等から発生する木くずを生かした小規模地域分散型の熱供給システムの構築や、地域で利用できる地域資源を活用した再生可能エネルギーの普及と脱炭素のまちづくりを行います。

### （１） 小規模地域分散型のバイオマス熱供給システムの構築

森林は、かつては周辺住民のエネルギー源として利用されていましたが、現在はその多くが利用されなくなってきました。現在、里山整備による雑木や間伐材を障害者が薪生産に携わる薪プロジェクトが行われています。今後、更なる木質バイオマスの熱利用を促進するため、その供給システムを構築します。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 19～25 年度（2007～2013 年度）　薪ストーブ設置補助　38 件<br>●平成 20 年度（2008 年度）　湖東フラワー薪ボイラー導入<br>●平成 22 年度（2010 年度）　薪の流通試行調査（緑の分権改革推進事業）<br>●平成 23 年度（2011 年度）　永源寺温泉八風の湯チップボイラー導入<br>●平成 23 年度（2011 年度）　薪の需要量、森林管理の意向調査<br>●平成 27 年度（2015 年度）　未利用木材の利用可能性調査（「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業） |
| 取組指標 | 薪遊庭、あいとうふくしモールのような「小規模地域分散型バイオマス熱供給」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　2　→　令和 2 年（2020 年）　3 |
| 中間年における進捗状況 | ●　薪ストーブの設置増加により薪の需要は増加傾向<br>●　中間就労や福祉就労として引きこもりや障害のある方等も活動に参加し、継続して薪の生産・販売を実施<br>●　近年では、里山保全活動のコミュニティビジネス化から、薪事業を始めた団体が出現<br>●　薪原木の多い里山の雑木林の整備は、獣害対策をきっかけに一巡<br>●　伐採後の里山の更新は自然任せになっており、今後、薪原木の供給不足が予想される |
| 現在の課題 | ●薪及びペレット供給施設の拡大<br>●薪、ペレットのストーブ、ボイラー等の導入促進<br>●伐採後の天然更新を促進するために、広葉樹林の保育の取組の在り方や、針葉樹林の間伐材の利用促進 |

| | |
|---|---|
| 今後の展開方針 | 小規模地域分散型バイオマス熱供給システムの構築<br>●市内の伐採木のＣ材や工務店､建具屋等の木材加工業で発生する木くずなど、市域の森林資源の賦存量から適正な供給計画を作成<br>●供給計画とそれに見合った需要を実現するための機器導入を促進<br>●市内の福祉施設等と連携して、薪、チップ、ペレットの生産拠点の整備<br>●ペレットストーブや薪ボイラー等の公共施設への導入<br>●早生樹、広葉樹、未利用材、果樹の剪定枝等のバイオマスの熱利用や熱源供給の拡大<br>●公共インフラ等を活用した太陽光発電、バイオマス発電や小水力発電等の再エネの導入・利用の拡大 |
| イメージ図 | |

## （２） 市民によるＢＤＦ、太陽光発電・熱、小水力発電の普及

本市では、ＢＤＦの推進や市民共同発電所の設置など、早くから市民と行政が連携する再生可能エネルギーの取組が行われてきました。また、市内経済団体による「東近江市 Sun 讃プロジェクト」の取組や公有施設への太陽光発電設備等の設置を行ってきました。これらをはじめとする再生可能エネルギーの取組について、拡大、推進を行います。

<table>
<tr><td>これまでの取組</td><td>●平成 15 年度（2003 年度）　東近江市市民共同発電 1 号機（八日市やさい村）開所
<table>
<tr><th>主な市民共同発電所設置</th><th>設置年月</th><th>容量 kW</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>八日市やさい村</td><td>平成 15 年（2003 年）<br>12 月</td><td>5.99</td><td>平成 31 年<br>（2019 年）<br>3 月撤去</td></tr>
<tr><td>ＦＭひがしおうみ</td><td>平成 22 年（2010 年）<br>1 月</td><td>4.39</td><td></td></tr>
<tr><td>滋賀県平和祈念館</td><td>平成 25 年（2013 年）<br>3 月<br>（平成 26 年（2014 年）<br>3 月増設）</td><td>34.8</td><td></td></tr>
<tr><td>あいとうふくしモール</td><td>平成 25 年（2013 年）<br>5 月</td><td>34.8</td><td></td></tr>
<tr><td>特別養護老人ホーム<br>清水苑</td><td>平成 25 年（2013 年）<br>5 月</td><td>10.6</td><td></td></tr>
</table>
●平成 17 年度（2005 年度）　「あいとうエコプラザ菜の花館」にＢＤＦプラント整備<br>
●平成 17 年度（2005 年度）～太陽光発電システム設置奨励金<br>（1,723 件、7,230kW R3(2021).3.31 現在）<br>
●平成 21 年度（2009 年度）　東近江市 Sun 讃プロジェクトのキックオフ<br>
●平成 22 年度（2010 年度）　太陽発電ＰＪ、小水力発電賦存量調査、ＢＤＦ５％可能性調査（緑の分権改革推進事業）<br>
●平成 24 年度（2012 年度）　公有財産への再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン制定<br>
●平成 27 年度（2015 年度）～コージェネレーションシステム設置奨励金<br>（88 件　R3（2021）.3.31 現在）<br>
●平成 28 年度（2016 年度）～蓄電システム設置奨励金<br>（262 件　R3（2021）.3.31 現在）<br>
●平成 29 年度（2017 年度）～太陽熱温水器設置奨励金<br>（9 件　R3（2021）.3.31 現在）</td></tr>
<tr><td>取組指標</td><td>●「市民共同発電所づくり」の取組</td></tr>
<tr><td>取組指標の拡がり</td><td>取組数　平成 28 年（2016 年）　5,138(6)　→　令和２年（2020 年）　6,120(5)</td></tr>
<tr><td>中間年における進捗状況</td><td>●ＢＤＦ<br>・ちょこっとバスでのＢＤＦ使用台数の減少や、排気ガス規制に伴い重機の</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| | 構造が改良され、林業機材へのＢＤＦの使用がなくなる。<br>・軽油機械へのＢＤＦ利用が困難となったことから、現在、菜の花館でＢＤＦ＋廃食油の混合発電の実証実験を実施<br>●太陽光発電<br>・ＦＩＴ、余剰電力買取制度、市奨励金を活用して、太陽光発電は設置件数・容量も増加して一定普及<br>・市民共同発電所の取組は伸びていない。<br>●小水力発電<br>・小水力発電は賦存調査を実施してきたが設置適地が見つかっていない。 |
| 現在の課題 | ●ＢＤＦ利用の普及拡大<br>●再生可能エネルギーの普及拡大<br>●化石燃料に依存しないライフスタイルへの転換 |
| 今後の展開方針 | ●ＢＤＦ<br>・ＢＤＦ５％精製業者と連携し、ＢＤＦを利用拡大<br>・実証実験の結果を検証して、新しい利用方法を模索<br>●太陽光発電、太陽熱<br>・太陽熱温水器など太陽熱利用システムの普及<br>・防災対策として避難所等への設置の推進<br>・屋根置きなど自家消費型の太陽光発電の普及<br>・地元企業による設備工事の施工<br>●小水力発電<br>・農業用水等への設置と、防犯灯や獣害防止用の電柵、農業用ハウス等への利用を土地改良区等の地域組織と連携して検討<br>・最新の技術の動向を見ながら導入を検討<br>●市民共同発電所<br>・設置場所や大きな資金を持たない人も地域の資金資源循環のしくみづくりに参加できるという市民共同発電所の意義の再確認 |
| イメージ図 | 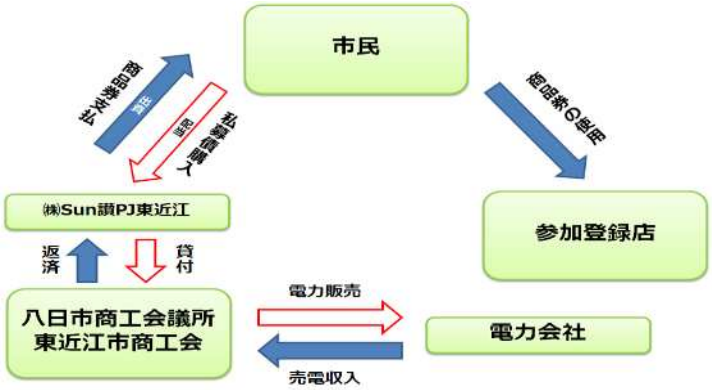 <br>市民共同発電所（東近江市 Sun 讃プロジェクト） |

## ２　新たな木の産業創出プロジェクト（地域資源の活用）

整備された森林は、二酸化炭素の吸収源や炭素の貯蔵につながるとともに、森林から生産された木材の利用は炭素の貯蔵や化石燃料の削減にも寄与します。「新たな木の産業創出プロジェクト」は、市域の 56%を占める森林の整備を促進するため、森林整備から搬出された広葉樹、針葉樹を森林、林業及び木材の加工や販売に係る関係者が連携し、伐採木を余すところなく有効利用するために、多段階利用と付加価値が高い商品の開発、普及啓発を行い新たな木の産業創出を目指します。

### （１）　家具をはじめとする商品開発と産業化

広葉樹の伐採木はチップ以外では薪として利用してきました。今後は、一定条件の伐採木を家具材で利用するなど、木材のブランド化や多段階利用などのサプライチェーンを構築して付加価値を高めます。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 22 年度（2010 年度）　薪の流通試行調査（緑の分権改革推進事業）<br>●平成 23 年度（2011 年度）　薪の需要量・森林管理の意向調査<br>●平成 27 年度（2015 年度）　広葉樹・針葉樹の資源量調査、薪材・家具材の資源量調査（「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業）<br>●令和元年度（2019 年度）　東近江市あらゆる場面で木を使う推進協議会の設立 |
| 取組指標 | ●kikito のような「地域材の循環システムづくり」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　6　→　令和 2 年（2020 年）　9 |
| 中間年における進捗状況 | ●地域産の木材が地域で生産、流通、加工及び販売できる仕組みの構築に向け、令和元年度（2019 年度）に「東近江市あらゆる場面で木を使う推進協議会」が発足し、構成員を中心に広葉樹の原木市、公共施設等の備品、こども園等の木育機材などを普及<br>●本市の製材業者数は、平成元年度（1989 年度）に 29 業者であったが平成 30 年度（2018 年度）には 12 業者と減少<br>●木材業者も平成元年度（1989 年度）47 業者から平成 30 年度（2018 年度）は 14 業者と減少 |
| 現在の課題 | ●伐採木の付加価値向上の仕組みづくり<br>●木材の生産、加工、流通及び販売の担い手の確保 |
| 今後の展開方針 | 家具、紙をはじめとする地域木材を使用した商品開発と産業化<br>●東近江市産の木材を活用した家具・住宅のブランド化、地域サプライチェーンづくり<br>●薪、内装材及び紙製品の普及拡大 |

| | |
|---|---|
| イメージ図 | 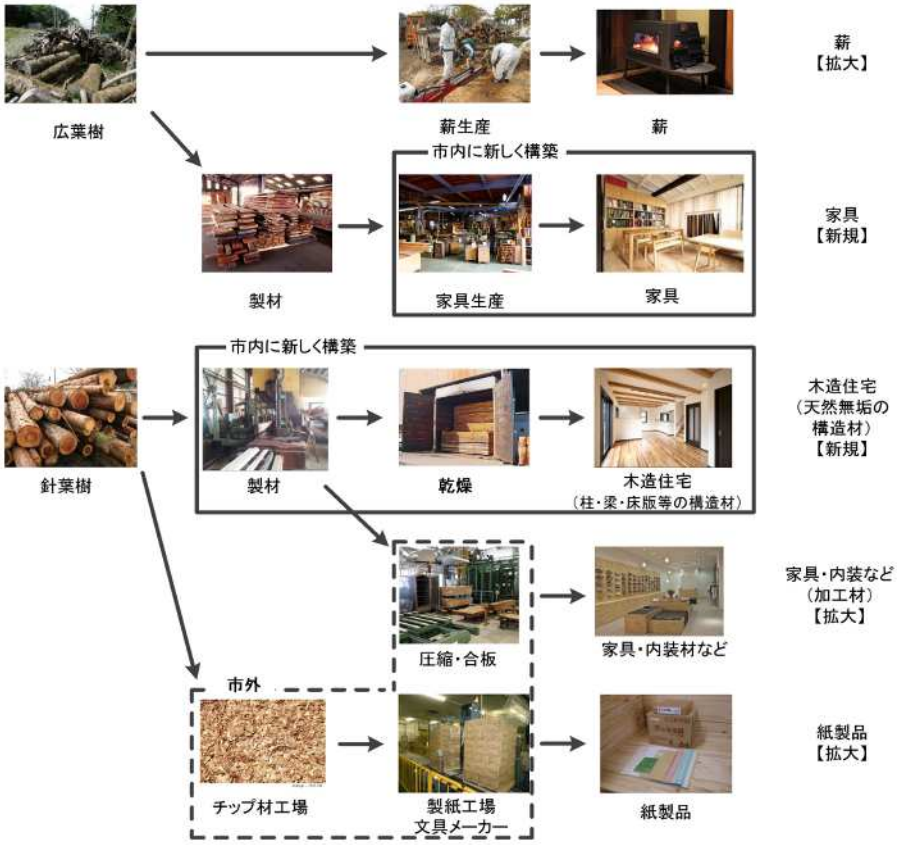 広葉樹<br>薪生産<br>薪<br>薪<br>【拡大】<br>市内に新しく構築<br>製材<br>家具生産<br>家具<br>家具<br>【新規】<br>市内に新しく構築<br>針葉樹<br>製材<br>乾燥<br>木造住宅<br>（柱・梁・床版等の構造材）<br>木造住宅<br>（天然無垢の<br>構造材）<br>【新規】<br>圧縮・合板<br>家具・内装材など<br>家具・内装など<br>（加工材）<br>【拡大】<br>市外<br>チップ材工場<br>製紙工場<br>文具メーカー<br>紙製品<br>紙製品<br>【拡大】 |

## ３　エコケアライフへの転換プロジェクト（地域資源の活用）

「エコケアライフへの転換プロジェクト」は、「2030 年東近江市の将来像」で示された多世代同居などの集いの場、地産地消、資源リサイクルの推進など、食・エネルギー・ケアの自給圏の実現を目指します。これらの施策は、脱炭素につながるだけでなく、地域の活性化と生活弱者に優しい安全・安心なまちづくりにつながるものであり、このような暮らし方を「エコケアライフ」として推進体制の整備を行います。

### （1） 食・エネルギー・ケアの自給圏づくりの推進

菜の花エコプロジェクト発祥地である本市は、その理念を受けて、地域から大都市への人材、資金の流出する社会構造から市民が安全・安心して持続的に暮らす循環共生型社会を実現するため、地域特性を生かした食・エネルギー・ケアの自給圏づくりを推進します。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 10 年度（1998 年度）　あいとう菜の花エコプロジェクトがスタート<br>●平成 21 年度（2009 年度）　ふくしモール構想（地域の安心・安全の拠点づくり）が生まれ、福祉、医療、環境などの関係者が会議をスタート<br>●平成 22 年度（2010 年度）　緑の分権改革の推進<br>●平成 25 年度（2013 年度）　あいとうふくしモールがオープン<br>●平成 27 年度（2015 年度）　蒲生地区まちづくり計画書策定改訂版（住民ニーズの高い「食」「エネルギー」「ケア」を核とした低炭素田園都市形成計画） |
| 取組指標 | ●菜の花プロジェクトのような「資源循環型の食とエネルギーの自律と自立」の取組<br>●あいとうふくしモールのような「食・エネルギー・ケアの自給圏づくり」の取組 |
| 取組指標の拡がり | ●資源循環型の食とエネルギー自立の取組<br>取組数　平成 28 年（2016 年）　1　→　令和２年（2020 年）　2<br>●食・エネルギー・ケアの自給圏づくりの取組<br>取組数　平成 28 年（2016 年）　2　→　令和２年（2020 年）　7 |
| 中間年における進捗状況 | ●自立と自律で持続可能な資源循環型の菜の花プロジェクトは、近年では農泊や田園体験でエコツーリズムの推進のほか、地域を支える担い手の移住支援を進めている。近年、土壌改良材として販売が増えるもみ殻くん炭は、農地への炭素貯留の視点からも注目。<br>●将来の新しい地域の担い手である移住者の受け入れを県・市・JA・公社・市民団体で構成する東近江市愛東・湖東地域新規就農促進協議会「なこーど」で応援して成果が出現。<br>●食・エネルギー・ケアの自給圏づくりをまちづくり基本方針に、蒲生地区まちづくり協議会は活動を推進して、総務省主催の「平成 29 年度（2017 年度）ふるさとづくり大賞」の団体表彰を授賞。コミュニティビジネスを行うがも |

| | |
|---|---|
| | う夢工房が様々な取組を展開。<br>●あいとうふくしモールにプラスして愛のまち合同会社、中野ヴィレッジハウス、新たに TeamNorishiro が、中間就労としての薪の生産・販売のほか、施設園芸による展開の検討を開始。<br>●本計画の評価軸である環境･経済･社会の視点から本市の物産を認証する「東近江市　近江匠人認証制度」が令和元年度よりスタートして、現在 13 物産を認証。 |
| 現在の課題 | ●循環共生社会実現のための自給圏づくり<br>●環境にやさしいライフスタイルへの転換 |
| 今後の展開方針 | 地域特性を生かした食・エネルギー・ケアの自給圏づくりを推進<br>●菜の花エコプロジェクトの市内への浸透<br>●あいとうふくしモール、蒲生地区まちづくり協議会の取組の普及<br>●エコライフ転換への啓発、仕組みづくり |
| イメージ図 | 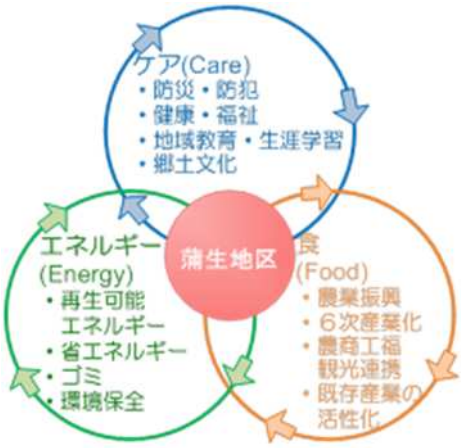 <br>蒲生地区まちづくり計画の中心目標図 |

## （２） 集いの場によるエネルギーシェアの普及

これまでは福祉施策の暮らしの支え合いの取組として、高齢者が集う場づくりが各地域で始まっています。これらの集いの場づくりは、社会関係資本づくりや環境施策ではエネルギーシェアの側面もあります。また、単身世帯が増加することによる二酸化炭素排出量の増加を防ぐため、集いの場づくりを推進します。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 17 年度（2005 年度）～東近江市あったかサロンづくり事業の開始<br>●平成 25 年度（2013 年度）～各地区まちづくり協議会等による縁側カフェ等の実施 |
| 取組指標 | ●「集いの場づくり」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　20（7+13）　→　令和２年（2020 年）　42（20+22） |
| 中間年における進捗状況 | ●地域のニーズや市などの活動紹介等を受けて、市域全体に集いの場の取組は普及。 |
| 現在の課題 | ●単身世帯が増加することによる二酸化炭素排出量の増加<br>●地域コミュニティの希薄化<br>●その場所への移動手段として車を使用され、結果としてエネルギーシェアよりも$CO_2$排出量が多くなる場合もある<br>●コロナ禍により機会の減少が見込まれる。 |
| 今後の展開方針 | 集いの場によるエネルギーシェアの普及<br>●暮らしの支え合いの実現<br>●エネルギーシェア、再生可能エネルギーの導入 |
| イメージ図 | <br>**集いの場**　　（ふれあいサロン） |

### （３） 資源ごみ回収、家庭ごみ分別によるリサイクル及びリデュースの促進

資源ごみ回収、家庭ごみの分別収集は、合併前の市町で収集方法、回数、内容など様々な違いがあったが、全市で可燃ごみの収集回数を週２回に増やすなど市民の利便性の向上を図りながら資源回収品目を市内全域に拡大し、拠点回収、ステーション回収により再資源化を行い、市街地であることからごみステーション設置が困難な一部の地区ではアルミ、スチール缶回収は地域団体によるリサイクル活動と清掃センターにおける不燃ごみからの資源回収を並行することで資源化を行ってきました。

その後も新たな回収品目を加えリサイクルを進めてきたことから、今後は、品目の拡大以上にリサイクル率の向上を目指すこととし、生ごみの堆肥化や危険物の別回収、また、食品ロス対策の啓発を通じてリサイクルの促進とともにリデュースへの取組を推進します。

また、国際的な関心が高まっているマイクロプラスチックは、回収が困難で分解されず琵琶湖や海を漂うもので、その原因となるプラスチック製品等の生産や使用を減らし、身近な課題としては、ごみの排出抑制（リデュース）やごみのポイ捨て防止への啓発が必要となります。

これまでの取組

●地区別ごみの分別及び収集形態

| | | 八日市 | 永源寺 | 五個荘 | 愛東 | 湖東 | 能登川 | 蒲生 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 燃えるごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 燃えないごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 資源びん | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 廃乾電池 | | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| アルミ缶 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| スチール缶 | | ○ | 不燃 | ○ | ○ | ○ | ○ | 不燃 |
| 金属類 | | 不燃 | 不燃 | ○ | ○ | ○ | ○ | 不燃 |
| 古紙類 | 新聞 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ |
| | ﾁﾗｼ | ◎ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ |
| | 雑誌 | ◎ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ |
| | ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ | ◎ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ |
| 古着類 | | ◎ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ |
| 白色ﾄﾚｲ | | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 紙ﾊﾟｯｸ | | ◎ | ○ | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ |
| 廃食油 | | ◎ | ◎ | ○ | ○ | △ | ◎ | ○ |
| 使用済蛍光管 | | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ | ◎ | ◎ |

○ ステーション収集　◎ 拠点回収　△ まちづくり協議会等による収集(拠点)

●平成 16 年度（2004 年度）～　ペットボトルの回収開始

●平成 16 年度（2004 年度）～　リサイクル促進補助金の要綱整備

●平成 16 年度（2004 年度）～　生ごみ処理容器購入補助金の要綱整備

●平成 16 年度（2004 年度）～　グリーンパトロール

●平成 17 年度（2005 年度）～　さわやか環境づくり協議会による子ども達への啓発活動（環境キャラバン隊、小２エコクラブ）

●平成 19 年度（2007 年度）～　白色トレイ、紙パック収集開始

| | |
|---|---|
| | ●平成 22 年度（2010 年度）～　ダンボールコンポストの推進<br>●平成 24 年度（2012 年度）～　古着収集開始<br>●平成 25 年度（2013 年度）～　雑紙収集開始<br>●平成 25 年度（2013 年度）～　買い物袋持参キャンペーン<br>●平成 26 年度（2014 年度）～　使用済み小型家電リサイクルボックスを設置<br>●平成 27 年度（2015 年度）～　自宅前粗大ごみ有料収集開始<br>●平成 29 年度（2017 年度）～　アルミ缶・スチール缶全地区収集開始<br>●令和元年度　（2019 年度）～　愛東・湖東地区の中部清掃組合編入により、ごみ処理の全地区統一化 |
| 取組指標 | ●「生ごみの堆肥化、資源ごみの回収」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　18　→　令和２年（2020 年）　22 |
| 中間年における進捗状況 | ●令和元年よりごみ処理を中部清掃組合に統一し、ごみ袋、ごみ出しルールが市内で統一。<br>●１日・１人当たりのごみ量は年々増加傾向で、平成 28 年度（2016 年度）に 774g であったが令和元年度（2019 年度）には 816　g と増加、また市全体の年間のリサイクル量は平成 28 年度（2016 年度）に 3,579t であったが令和元年度（2019 年度）には 3,081　t と減少。<br>●生ごみたい肥化の取組はまちづくり協議会が中心となって普及し、地区数も増加。また、東近江市さわやか環境づくり協議会では市民一人一人の環境に配慮したエコライフを促進するために、東近江市内の子ども達への環境啓発や地球温暖化防止活動を行い、その一環として段ボールコンポストを普及。 |
| 現在の課題 | ●道路や河川への不法投棄や散在性ごみの未然防止、早期発見及び監視強化が必要。<br>●市民の環境美化意識の向上のため、環境啓発や環境教育活動の充実が必要。<br>●穴のあけられていないカセットボンベやスプレー缶等の危険物回収が必要。<br>●市民一人一人がごみの減量化や正しい分別に取り組み、再資源化への高い意識を持つことが必要。<br>●３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の地域ぐるみによる推進の継続・拡大が必要。 |
| 今後の展開方針 | ●カセットボンベやスプレー缶等の危険物回収を進める。<br>●子ども達への環境学習において、リサイクル、リデュース及びポイ捨てへの啓発を実施。<br>●清掃活動及び清掃活動の啓発を通じて、市民生活に起因するプラスチックごみの現状やマイクロプラスチックの影響について広報。<br>●プラスチック資源循環促進法に基づいてプラスチックの資源循環体制の構築に向けて分別収集及び処理方法について検討・実施 |

| | |
|---|---|
| | ●不法投棄箇所の監視・取締りや不法投棄監視員によるパトロールを強化<br>●資源回収や資源分別活動を推進<br>●生ごみの減量化や堆肥化を推進<br>●食品ロス削減を推進<br>●環境負荷や廃棄物の発生を抑制するためにごみの発生抑制を行うリデュースの促進を重視<br>●ごみの分別や再資源化の仕組みや流れを知らせることによって、市民の資源循環への関心を高める。 |
| イメージ図 | 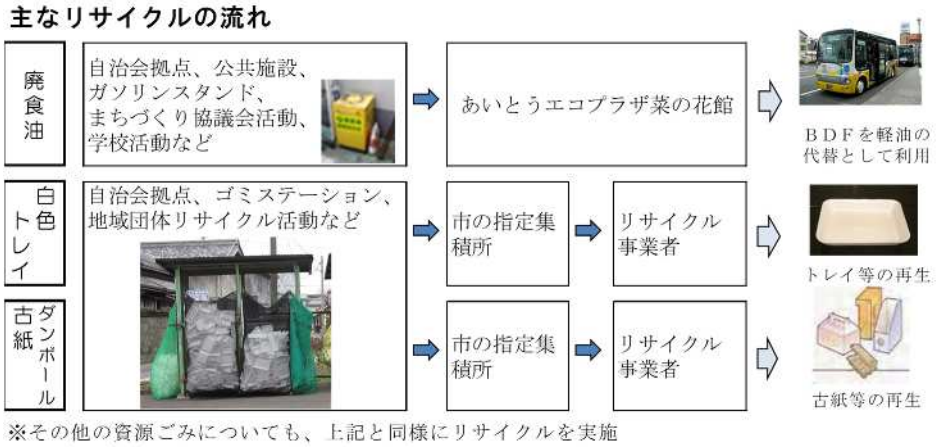 |

## ４　森おこしプロジェクト（地域資源の見直し、保全・再生）

森林は、多面的な機能（木材生産、水源かん養、生物多様性保全、二酸化炭素の吸収等）を持っています。しかし、市内でも手入れの行き届かない森林が増えるなどさまざまな課題が生じています。これらの課題の解決し、市域の 56%を占める森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため「東近江市 100 年の森づくりビジョン」を策定しました。ビジョンの実現に向けて、多様な主体の参加による 100 年先を見据えた健全な森林づくりを進めます。

### （１） 東近江市 100 年の森づくり地域ワークショップの実施

林業の課題を地域住民や関係者が実感できる集落単位で地域の森林情報を共有し、将来に向けた森林づくりや資源利用などを話し合う「東近江市 100 年の森づくり地域 ワークショップ」を開催し、森林整備のためのゾーニングを取り入れた集落単位の森づくり方針策定を支援します。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 25 年度（2013 年度）　東近江市森林整備計画　樹立<br>●平成 27～28 年度（2015～2016 年度）　永源寺地区森林資源調査<br>●令和元年度（2019 年度）　「東近江市 100 年の森づくりビジョン」策定 |
| 取組指標 | ●「地域ぐるみの森林整備」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　0　→　令和２年（2020 年）　3 |
| 中間年における進捗状況 | ●今後 100 年先を見据えて、東近江市の森林、林業政策を計画的に、かつ実践的に進めるための指針として、「東近江市 100 年の森づくりビジョン」を令和２年（2020 年）１月に策定<br>●奥永源寺を対象に集落ごとに「100 年の森づくり地域ワークショップ」を開催し、これまでに３地区で方針を策定<br>●集落のビジョン策定を通じて森林所有者間の合意形成が進み、森林経営計画の策定面積が増加 |
| 現在の課題 | ●地区外地権者との合意形成 |
| 今後の展開方針 | ●集落単位での「100 年の森づくり方針」策定の推進 |

| | |
|---|---|
| イメージ図 | <br>イメージ図の最終段階で差替 |

## （２） 森林整備の合意形成の推進

小規模森林所有者が多い本市において着実な森林整備を進めるため、集落単位での森林整備の合意形成を推進します。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 24 年度（2012 年度）～森林経営計画策定<br>●平成 24 年度（2012 年度）～森林整備<br>●平成 25 年度（2013 年度）　湖東の森づくり支援事業（「補助事業を活用した集落ぐるみでの森林整備マニュアル」策定、集落単位での森林図、森林簿の整理）<br>●平成 25 年度（2013 年度）　東近江市森林整備計画　樹立<br>●平成 27～28 年度（2015～2016 年度）　永源寺地区森林資源調査<br>●平成 27 年度（2015 年度）　集落単位での広葉樹、針葉樹等の資源量調査（「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業）<br>●令和元年度（2019 年度）　「東近江市 100 年の森づくりビジョン」の作成 |
| 取組指標 | ●「地域ぐるみの森林整備」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　18　→　令和２年（2020 年）　27 |
| 中間年における進捗状況 | ●里山エリアは獣害対策をきっかけに、市や森林組合の支援を受けて、各集落で森林経営計画を策定し森林整備が一巡。<br>●奥山エリアは、森林境界の明確化が困難で合意形成ができず経営計画が頭打ちになっていたが、市と森林組合と連携し集落単位でワークショップを開催し、各集落の 100 年の森づくり方針の策定を推進<br>●方針の策定後は、市、森林組合の支援を受け、森林経営計画を策定し森林整備を推進 |
| 現在の課題 | ●集落単位での森林整備の合意形成の加速化 |
| 今後の展開方針 | 森林整備の合意形成の推進<br>●「補助事業を活用した集落ぐるみでの森林整備マニュアル」を活用して、集落単位での森林整備の普及啓発と合意形成を推進<br>●合意形成に不可欠な森林所有境界の明確化<br>●森林整備後の維持管理に対する支援、活用方法の協議 |

| | |
|---|---|
| イメージ図 | 集落での合意形成と推進体制の構築<br>所有者調査<br>境界明確化<br>森林経営計画書<br>森林経営計画書の作成<br>森林の整備<br>整備後の管理 |

## ５　生物多様性の保全・再生プロジェクト（地域資源の見直し、保全・再生）

「生物多様性の保全・再生プロジェクト」は、市民が生物多様性を充分に理解した上で、その豊かさを生活に取り入れることを目指し、森林（ファザーフォレスト）から琵琶湖（マザーレイク）までの流域政策の基礎となる生物多様性調査と鳥獣害対策を市民と協働で推進します。

### （１）　生物多様性を身近に感じるスポット調査及び拠点整備

本市は、鈴鹿山脈から琵琶湖までの広大な市で多様な自然資源が多くあり、これまで「お魚探検隊」や「サテライト観察会」などを行い、また、市民による環境活動も熱心で各地域で自然体験、保全活動が行われています。しかし、生物多様性にかかる視点での調査保全の取組が進んでいない状況であり、市民とともに生態系の調査保全に取り組みます。また、取組を継続的なものにするため、その拠点整備を行います。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 13 年度（2001 年度）　河辺いきものの森　オープン<br>●平成 19 年度（2007 年度）　お魚探検隊<br>●平成 27 年度（2015 年度）　森の博覧会サテライト観察会の開催<br>●平成 28 年度（2016 年度）～いきもの調査隊（市民参加型生物多様性調査）<br>●平成 30 年度（2018 年度）～栗見プロジェクトでの琵琶湖岸保全<br>●令和元年度　（2019 年度）　「100 年後に残したい鈴鹿の森」の選定<br>●令和 3 年度　（2021 年度）　「100 年後に残したい鈴鹿の森」の追加選定 |
| 取組指標 | ●里山保全活動団体遊林会、清流を守る会、愛知川の源流を守る会のような「生物多様性の保全活動や調査」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　2　→　令和２年（2020 年）　4 |
| 中間年における進捗状況 | ●河辺いきものの森では、保全活動や自然体験の取組が継続されており、令和２年度（2020 年度）の植生調査では多様性が高度化<br>●森では、市民、専門家、事業者、行政が連携し「生物多様性の保全を重視した森づくりプロジェクト」が始動<br>●愛知川では、「小さな自然再生」の取組が始まり、市民、専門家、事業者、行政が連携した保全活動、自然体験の取組や、専門家と市民が連携し環境ＤＮＡ調査を実施<br>●伊庭内湖では、ヨシ保全や水鳥観察会を通じ、生物多様性を目指す取組を推進 |
| 現在の課題 | ●生物多様性の視点での基礎調査や保全活動が行えていない。<br>●市民の自然や生物多様性に対する意識の喚起 |

| | |
|---|---|
| 今後の展開方針 | 生物多様性を身近に感じるスポット調査及び拠点整備<br>●河辺いきものの森などの拠点施設で、市民が本市の自然環境の生物多様性とその重要性に気付ける機会をつくる。<br>●「希少種の保全」「外来種の駆除」「獣害対策」「植生回復」の４つの視点を持って、市民が行うスポット調査、モニタリング調査を展開。<br>●基礎調査データを整理し、市民が自然の中で人の営みがあることを意識する取組を実施。<br>●生物多様性を市民のものとし、エコツーリズムをはじめとする森里川湖のつながり保全・再生のための取組につなげていく。<br>●生物多様性調査の集積や人材育成の拠点整備<br>●生物多様性に富む自然資本の重要性を広く社会に周知し、その保全・再生への対応を推進するための計画策定の取組 |
| イメージ図 | <br>人と自然をつなげる拠点整備<br>（河辺いきものの森、<br>（仮称）布引の森）<br> <br>市民が行うスポット調査 |

## （２） 鳥獣害対策の推進

本市では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カラス等の野生鳥獣による農作物被害が発生しています。また、近年はハクビシンやアライグマ等の外来獣による被害も発生しており深刻な問題となっていることから、鳥獣害対策による農作物被害の防止や生態系の保全が急務となっています。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 16 年度（2004 年度）～侵入防止柵の設置<br>●平成 16 年度（2004 年度）～有害鳥獣の捕獲<br>●平成 18 年度（2006 年度）～緩衝地帯の整備<br>●平成 26 年度（2014 年度）　東近江地域鳥獣被害防止計画 |
| 取組指標 | ●有害鳥獣害対策につながる「生物多様性の保全活動や調査」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　30　→　令和２年（2020 年）　42 |
| 中間年における進捗状況 | ●市の支援を受けて侵入防止柵の設置や緩衝地帯整備が進み、農作物獣害被害額は減少 |
| 現在の課題 | ●野生鳥獣や外来獣による被害が深刻化<br>●森林ではシカによる食害被害が出ており、森林保全の対策が必要 |
| 今後の展開方針 | 地域、行政、鳥獣捕獲実施隊が連携した獣害対策の推進。<br>●鳥獣被害防止計画に基づいた侵入防止柵や緩衝地帯の整備を実施<br>●地元集落等による侵入防止柵や緩衝帯の適正な維持管理<br>●集落ぐるみで「えさ場価値の引き下げ」や「追払い活動」の実施<br>●鳥獣捕獲実施隊による、有害鳥獣の個体数管理や捕獲の実施を継続。<br>●捕獲鳥獣を有効活用することも重要であるため、加工業者等と連携し利活用できるように検討。<br>●整備後の緩衝帯は、下草刈りなどの維持管理を行わないと再び森林化してしまうが、人手不足で維持管理が難しい集落もあり、維持管理の在り方の検討 |

| | |
|---|---|
| イメージ図 | <br>個体数管理の実施と侵入防止柵及び緩衝帯の適正な維持管理 |

## ６　森里川湖のつながり保全・再生プロジェクト（地域資源の見直し、保全・再生）

本市は、古くから鈴鹿山脈から琵琶湖までの多様な生態系が有する自然資源を持続的に活用することによって、豊かな生活と多様な文化などの地域資源を育んできました。ところが近年、その多様で豊かな自然資源に対する関わりが薄れてきたことにより、生物多様性の衰退や美しい自然景観の崩壊が生じてきています。この自然資源をはじめとした地域資源を再評価し、保全・再生する仕組みの一環として、「森里川湖のつながり保全・再生プロジェクト」では、エコツーリズムと愛知川の復活を推進します。

### （１） 森里川湖エコツーリズムの推進

東近江市は、森里川湖の原風景を未来に継承するためにエコツーリズムを推進します。そのため自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を来訪者に伝える地域のガイド人材の育成など推進の仕組みづくりを行います。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 27 年度（2015 年度）　東近江市エコツーリズム勉強会<br>鈴鹿 10 座の選定<br>●平成 28 年度（2016 年度）　東近江市エコツーリズム推進協議会　設立<br>●平成 29 年度（2017 年度）　鈴鹿 10 座の保全・活用プランの策定<br>鈴鹿 10 座エコツーリズムガイドの養成<br>●令和元年度（2019 年度）　東近江市エコツーリズム推進全体構想策定に着手<br>●令和 2 年度（2020 年度）　鈴鹿 10 座エコツーリズムガイドの養成（第 2 期）<br>●令和元年度（2019 年度）　「100 年後に残したい鈴鹿の森」の選定<br>●令和 3 年度（2021 年度）　東近江市エコツーリズム推進全体構想認定（予定）<br>「100 年後に残したい鈴鹿の森」の追加選定 |
| 取組指標 | ●森里川湖を活用した「エコツーリズム」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　1　→　令和 2 年（2020 年）　12 |
| 中間年における進捗状況 | ●東近江市エコツーリズム推進協議会を中心に、本市の自然、歴史、文化など地域資源の再評価、保全、活用を検討、推進体制やローカルルールの検討を行い、森里川湖エコツーリズムを推進して、各地のエコツーリズムの実施団体が増加 |
| 現在の課題 | ●森里川湖を活用したエコツーリズムの仕組み構築<br>●エコツーリズムに活用する地域資源の保全の取組の普及<br>●団体や人材の不足<br>●理念の共有や普及<br>●拠点機能の不足 |

| | |
|---|---|
| 今後の展開方針 | 市や地域が一体となったエコツーリズムの推進<br>●東近江市森里川湖のエコツーリズムガイドの養成<br>●認定エコツアーの仕組みづくり<br>●エコツアー推進のための拠点の充実 |
| イメージ図 | |

## （２） 愛知川の復活

鈴鹿山脈から琵琶湖までを市域とする本市の中心には、一級河川愛知川が流れていますが、現在はかつてのにぎわいのある空間でなくなっています。源流から河口までの水系を管轄する本市として、愛知川の豊かな生態系や水の浄化機能を取り戻すことは、愛知川に賑わいを取り戻し、森里川湖のつながりを保全・再生するものであり、河川管理者である県と連携して愛知川の再生に取り組みます。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 25 年度（2013 年度）　愛知川清流会　設立<br>●平成 27 年度（2015 年度）～県で開催される「愛知川流域保全連携会議」に参画<br>●平成 27 年度（2015 年度）　「東近江の川を活かす！森里湖（うみ）のつながり―地域再生と続く世代の未来を拓く―」シンポジウム開催<br>●平成 28 年度（2016 年度）　エコツアー実施「子どもたちに伝えたい川のたのしさ」、ビワマス産卵調査<br>●平成 29 年度（2017 年度）　プロのガイディング視察<br>●平成 30 年度（2018 年度）　ワークショップ「魚のにぎわいを回復させるための愛知川での川づくりを考える」（県と連携）<br>●令和元年度（2019 年度）　愛知川内水面漁業振興協議会の設置<br>湖岸から上流までの観察会実施、講演会「水辺の小さな自然再生」（県と連携）<br>●令和 2 年度（2020 年度）　川の生物の産卵環境に注目した観察会<br>環境円卓会議「愛知川の再認識といまみんなでできること」　オンラインシンポジウム開催 |
| 取組指標 | ●里山保全活動団体遊林会、愛知川の清流を守る会、愛知川の源流を守る会等による「生物多様性の保全活動や調査」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　5　→　令和２年（2020 年）　9 |
| 中間年における進捗状況 | ●平成 30 年度（2018 年度）から専門家や行政の支援を受けて、昔の愛知川の環境の再評価や、シジミ、アユ、ビワマスを指標生物とし、観察会や「水辺の小さな自然再生の取組」などの市民活動が活発化。<br>●専門家と市民が連携し現在行われている環境ＤＮＡ調査は、愛知川のにぎわいを取り戻すための取組に関する基礎データとして期待。<br>●令和元年度（2019 年度）に愛知川内水面漁業振興協議会が設立し、愛知川の復活を目指し、漁業振興を主題に、濁り、瀬切れ、土砂の供給、人のつながり、防災などの課題について検討。 |

| | |
|---|---|
| 現在の課題 | ●永源寺ダムにより、愛知川への土砂の流出が少なく在来魚介類へ与える影響や濁水の長期化が懸念。<br>●瀬切れの発生によるアユなどの生態系への影響<br>●愛知川と人とのつながりの希薄化<br>●永源寺ダム上下流とも保全再生に向けた取組が重要 |
| 今後の展開方針 | 愛知川の再生<br>●これまでの観察会や「水辺の小さな自然再生の取組」などを通じて、愛知川の生き物に関し市民に情報を発信。<br>●生態系の保全を指標のひとつとして、専門家を交え、愛知川の現状と課題の把握。<br>●治水、利水、防災、漁業等の多様な主体が議論し、愛知川の目指すべき将来像を共有。<br>●議論を踏まえ、今考えられる対策を試行。<br>●試行結果を反映しつつ「(仮称) 愛知川再生計画」を策定して、将来像を実現するための具体策とその役割分担の明確化。<br>●愛知川の歴史・文化の見直し、保全。 |
| イメージ図 | <br>愛知川のにぎわいの再生<br> <br>市民による保全活動 |

## 7　つなぐ場づくりプロジェクト（地域資源をつなぐ仕組みづくり）

「つなぐ場づくりプロジェクト」は、森里川湖を活用し循環共生型社会を実現する取組を支援及び継続するため、関係者が連携する場づくりを推進します。

### （1） 東近江市環境円卓会議と東近江三方よし基金の連携

人間活動により生じる環境問題は、その影響が地球規模にまで深刻化しており、その解決を行政だけの取組で解決するには限界があります。また、少子高齢化の進行など社会構造が変化する中で、地域社会や経済の持続可能性にも課題を抱えています。このようなことから、市民、市民団体、事業者及び行政が対等の立場で参加し、共通のテーブルで環境への取組について協議する「東近江市環境円卓会議」と、環境活動など幅広い分野で市民活動への支援を行う「東近江三方よし基金」が連携して、新たな資金調達の仕組みづくりや環境問題の解決に向けて取り組む団体への支援を行います。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 27 年度（2015 年度）　コミュニティファンドの検討<br>（「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業）<br>●平成 27～28 年度（2015～2016 年度）　東近江市環境円卓会議　進捗管理や評価手法の検討<br>●平成 28 年度（2016 年度）　東近江三方よし基金設立準備<br>「東近江市環境円卓会議 in 能登川」のプレ開催<br>●平成 29 年度（2017 年度）　一般財団法人東近江三方よし基金設立<br>●平成 30 年度（2018 年度）　公益財団法人東近江三方よし基金に移行<br>「東近江市環境円卓会議 in 永源寺」の開催<br>●令和２年度　（2020 年度）　休眠預金を活用した助成事業開始<br>東近江の森と人をつなぐあかね基金助成事業開始<br>「東近江市環境円卓会議～オンライン～」の開催 |
| 取組指標 | ●「ローカルファイナンス」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　2　→　令和２年（2020 年）　5 |
| 中間年における進捗状況 | ●環境円卓会議<br>・２年に１度、重点テーマを設定して、各ステークホルダーによる取組状況や今後の普及に向けた方向性を共有する会議<br>・平成 30 年度（2018 年度）は森を、令和２年度（2020 年度）は愛知川をテーマに開催（平成 28 年度（2016 年度）は伊庭内湖についてプレ開催）<br>●環境円卓会議運営委員会<br>・取組の進捗管理、東近江市環境円卓会議の企画・運営、環境活動を普及。<br>・環境、経済、社会の評価方法を策定。<br>・普及冊子「ｅ～らいふ」の作成、地域担当職員・東近江市さわやか環境づく |

| | |
|---|---|
| | り協議会メンバーへの配布・研修、こらぼ村など市民イベント・公共施設での配布。<br>●東近江三方よし基金<br>・平成 29 年度（2017 年度）設立<br>・寄附、投資（東近江市版ＳＩＢなど）、融資、休眠預金、助成、補助などで資金を調達。行政施策の支援が届きにくい市民活動へ資金提供・伴走支援を実施<br>・令和２年度（2020 年度）までに直接資金提供・伴走支援をした取組数は延べ 72 取組、資金提供額は延べ 16,643 万円。さらに、コーディネートして他団体を通して資金提供をした取組数は延べ７取組、資金提供額は延べ 12,500 万円。<br>●平成 30 年度（2018 年度）　森をテーマとした環境円卓会議後の展開<br>・奥山エリアは、森林境界の明確化が困難で合意形成ができず経営計画が頭打ちになっていたが、市と森林組合と連携し集落単位でワークショップを開催し、各集落の 100 年の森づくりビジョンの策定を推進。ビジョン策定後は、市、森林組合の支援を受け、森林経営計画を策定し森林整備を推進。<br>・地域産の木材が地域で生産、流通、加工、販売できる仕組みの構築に向け、「東近江市あらゆる場面で木を使う推進協議会」が、構成員を中心に広葉樹の原木市、公共施設等の備品、こども園等の木育機材などを普及。<br>・東近江市エコツーリズム推進協議会が、鈴鹿 10 座エコツアーガイドクラブ、遊林会、東近江トレイル実行委員会などと森も含む森里川湖のエコツアーを拡大。<br>・市民、専門家、事業者、行政が連携し「生物多様性の保全を重視した森づくりプロジェクト」が始動。<br>・寄附を原資に森と人をつなぐあかね基金、自然をいかした新・近江商人応援事業、ガバメントクラウドファンディングで東近江市 100 年の森づくりを支援。<br>●令和２年度（2020 年度）　愛知川をテーマとした環境円卓会議後の展開<br>・愛知川では、「小さな自然再生」の取組が始まり、市民、専門家、事業者、行政が連携した保全活動、自然体験の取組や、専門家と市民が連携し環境ＤＮＡ調査を実施。<br>・東近江市版ＳＩＢ事業で、愛知川漁協、遊林会の「小さな自然再生」の取組の資金調達を行うほか、取組の効果の見える化を実施。<br>●その他<br>・まちづくりネット東近江が環境関連も含む地域活動団体の中間支援を実施<br>・まちのわ会議 東近江市協働ラウンドテーブル運営委員会は、環境関連も含む地域課題をテーマにラウンドテーブル（円卓会議）を実施。 |

| | |
|---|---|
| | ・本計画の評価軸である環境・経済・社会の視点から本市の物産を認証する「東近江市　近江匠人認証制度」が令和元年度（2019 年度）よりスタートして、現在 13 物産を認証。この物産をつくる事業者同士がつながりコラボ商品が誕生。 |
| 現在の課題 | ●環境問題を行政だけで解決することの限界<br>●社会構造が変化する中で地域社会や経済の持続可能性<br>●環境問題を解決するための新たな仕組みづくりが必要 |
| 今後の展開方針 | ●地域金融機関、ＮＰＯ、行政等が参加し、資金調達の支援を行う「東近江三方よし基金」の運営支援 |
| イメージ図 | 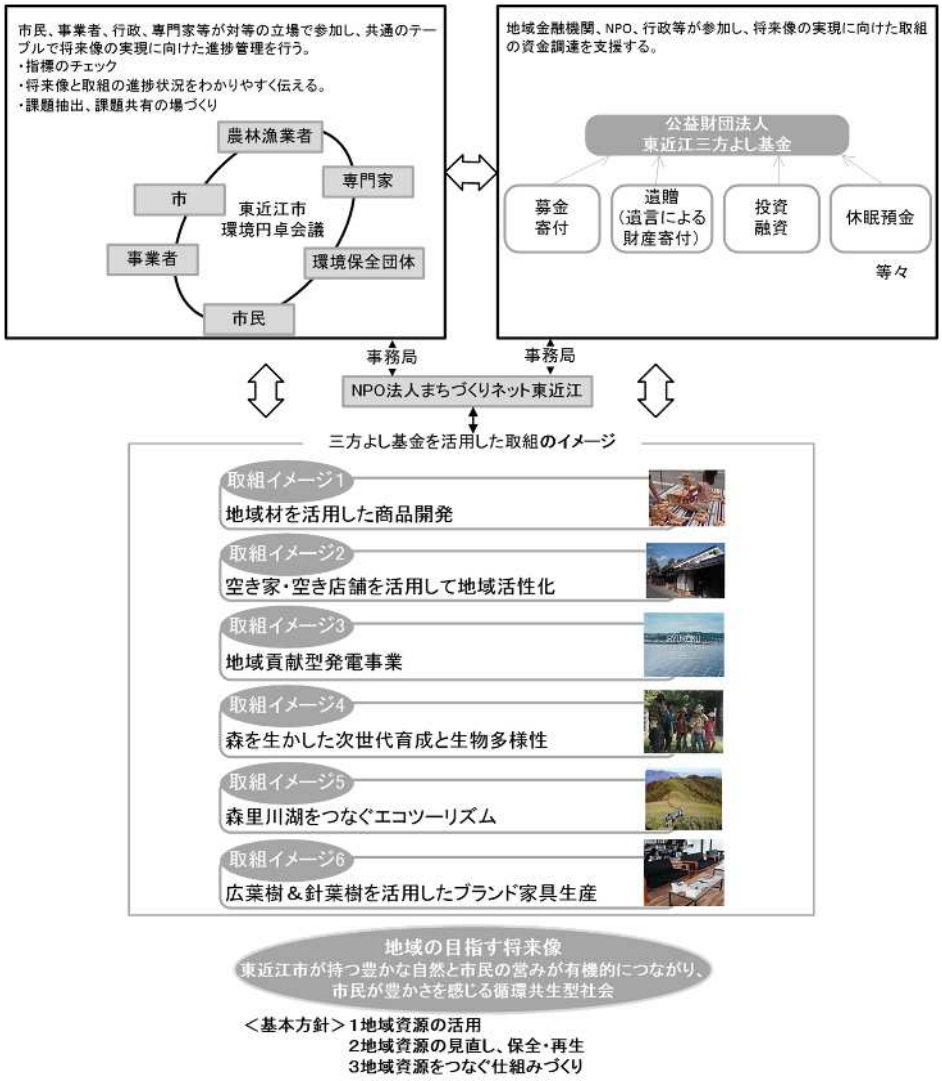 |

## ８　人材育成プロジェクト（地域資源をつなぐ仕組みづくり）

「人材育成プロジェクト」は、森里川湖をはじめとする地域資源を保全・再生及び活用するため、次世代の人材育成を推進します。

### （１） 幼保小中高向け森里川湖のつながり継承と拠点整備

河辺いきものの森は、本市にある里山河辺林で、市と里山保全活動団体が協働して保全と活用を行っています。その保全した里山を総合学習や環境学習の場として利用して、年間約12,000 人（うち市民約 5,200 人）に体験の場を提供しています。今後は、「遊林会」の有する総合学習や環境学習のノウハウを活用して、森を主軸に森里川湖のつながりを継承できるグローカルな人材を育成するため、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校及び中学校の園児、生徒等への体験学習、保育士、教諭等へのセミナーを開催します。

| | |
|---|---|
| これまでの取組 | ●平成 10 年度（1998 年度）～河辺いきものの森で里山保全活動開始<br>●平成 13 年度（2001 年度）　河辺いきものの森オープン<br>●平成 27 年度（2015 年度）　「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定<br>里山保育開始 |
| 取組指標 | ●次世代育成につながる「生物多様性の保全活動や調査（再掲）」の取組 |
| 取組指標の拡がり | 取組数　平成 28 年（2016 年）　36　→　令和２年（2020 年）　42 |
| 中間年における進捗状況 | ●幼保園児を対象に、東近江さとやま Nannies が里山保育、市が環境キャラバン隊を実施。<br>●小学生を対象に、河辺いきものの森で遊林会が、蒲生地区で蒲生野考現倶楽部、市が小２エコ倶楽部を実施。<br>●八日市南高校は市の地域資源を活用して授業を展開<br>●滋賀県立大学（政所茶）、龍谷大学（伊庭、政所茶）、関西大学（エコ倶楽部）は、本市の地域資源を活用して人材育成を展開。<br>●社会人を対象に、東近江市エコツーリズム推進協議会がエコツアーのガイド、遊林会が里山保全のボランティア、愛のまちエコ倶楽部が田舎もん体験等の農業者を育成。<br>●毎年、永源寺地区にある「愛郷の森」でやまの子キャンプを開催しており、これに参加した子どもたちが大学生となりキャンプリーダ-としてボランティアで参加。 |
| 現在の課題 | ●河辺いきものの森は、本市にある里山河辺林で、里山保全活動団体「遊林会」が市と協働して保全・活用を展開。<br>●河辺いきものの森や（仮称）布引の森を総合学習や環境学習の場として利用して、年間約 12,000 人に体験の場を提供。<br>●「遊林会」の有する総合学習や環境学習のノウハウを活用して、森を主軸に森里川湖のつながりを継承できるグローカルな人材の育成。 |

| | |
|---|---|
| | ●現在は小学校生以下を対象とした取組が大半であり、今後は中高大、社会人へと継続した取組が必要。 |
| 今後の展開方針 | 年齢に応じた森里川湖の学ぶ機会の提供と拠点整備<br>●未就園児～社会人まで、段階的な体験学習の場の提供。<br>●保育士、教諭等の指導員のセミナーを開催。<br>●人材育成の拠点整備<br>●若者の環境活動への参加促進 |
| イメージ図 | <br>遊林会の環境学習<br> 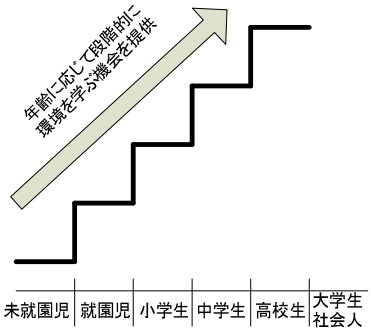 <br> |

## 【重点プロジェクトの進捗管理】

本環境計画の進捗管理は、重点プロジェクトの 14 の取組ごとに、本計画で設定した将来像「東近江市が持つ豊かな自然と市民の営みが有機的につながり、市民が豊かさを感じる循環共生型社会」に近づいているかどうか実感できる代表的な取組を指標として、①代表的な取組の拡がり、②取組や取組を行うキーパーソンのつながり、③評価軸である環境（$CO_2$の削減）・経済（地域経済活性化）・社会（つながりの増加）の到達状況で行うことになっています。

※下線を引いたものが、定量化（$CO_2$、円、時間）の対象

| 重点プロジェクト | | 取組指標 | 環境<br>（$CO_2$削減量） | 経済<br>（地域循環額） | 社会<br>（地域と関わる時間） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1.再生可能エネルギー普及プロジェクト | 小規模地域分散型のバイオマス熱供給システムの構築 | 小規模地域分散型バイオマス熱供給の取組 | 森林の保全<br>薪販売量 | 中間的就労の場<br>薪販売額、社会保障の低減額 | 中間的就労の場の提供<br>中間的就労提供時間 |
| | 市民によるBDF、太陽光発電・熱、小水力発電の普及 | 市民共同発電所づくりの取組 | 発電量 | 償還額（地域商品券流通額） | コミュニティづくり<br>（関係者数＋出資者数）×hr |
| 2.新たな木の産業創出プロジェクト | 家具をはじめとする商品開発と産業化 | 地域材の循環システムづくりの取組 | 森林保全<br>間伐面積、CO2固定量、ウッドマイレージ | 6次産業化<br>売上額、木材買取額 | 森と人との関わり<br>関係者作業時間（伐採、企画会議含む） |
| 3.エコケアライフへの転換プロジェクト | 食・エネルギー・ケアの自給圏づくりの推進 | 資源循環型の食とエネルギー自律と自立の取組 | 農地保全、循環型社会構築<br>BDF生産量、栽培面積 | 6次産業化<br>商品（BDF、燻炭、菜ばかり）販売額、人件費 | コミュニティづくり<br>（関係者数＋見学者数）×hr |
| | | 食・エネルギー・ケアの自給圏づくりの取組 | FECの自給<br>提供食数、フードマイレージ、エネルギー生産量・消費量 | 6次産業化、雇用<br>販売額、サービス提供額、売電償還額 | 高齢者・障碍者・生活困窮者の地域の支え合い<br>（関係者数+出資者数+参加者数）×hr、老人サービス利用時間 |
| | 集いの場によるエネルギーシェアの普及 | 集いの場づくりの取組 | エネルギーシェア<br>エネルギー消費量 | 社会保障費の減<br>事業運営費 | 地域の支え合い<br>（関係者数＋参加者数）×hr |
| | 資源ごみ回収、家庭ごみ分別によるリサイクル及びリデュースの促進 | 生ごみの堆肥化、資源ごみの回収の取組 | 資源リサイクル<br>回収委託処理量、生ごみ削減量 | ごみ処理費の軽減<br>回収委託処理額、焼却費節約額、事業運営費 | 地域の人同士の関わり<br>（関係者数＋参加者数）×hr |
| 4.森おこしプロジェクト | 100年の森おこしビジョンの作成 | 地域ぐるみの森林整備の取組 | 森林保全<br>整備面積、$CO_2$固定量、ウッドマイレージ | 林業振興<br>木材販売額、人件費 | 集落コミュニティ再生<br>森林整備にかける時間（伐採、会議含む） |
| | 森林整備の合意形成の推進 | | | | |
| 5.生物多様性の保全・再生プロジェクト | 生物多様性を身近に感じるスポット調査及び拠点整備 | 生物多様性の保全活動や調査の取組 | 生物多様性の保全<br>森林保全面積<br>エネルギー消費削減 | 環境教育の効率化<br>事業運営費 | 次世代育成・環境学習<br>（関係者数+参加者数）×hr |
| | 鳥獣害対策の推進 | | 生物多様性の保全<br>森林保全面積<br>エネルギー消費削減 | 環境教育の効率化<br>事業運営費 | 次世代育成・環境学習<br>（関係者数+参加者数）×hr |
| 6.森里川湖のつながり保全・再生プロジェクト | 森里川湖エコツーリズムの推進 | エコツーリズムの取組 | 森里川湖の活用保全 | 観光業の振興<br>事業運営費、販売額 | 環境学習<br>（関係者数+参加者数）×hr |
| | 愛知川の復活 | 生物多様性の保全活動や調査の取組（再掲） | 生物多様性の保全<br>エネルギー消費削減 | 環境教育の効率化<br>事業運営費 | 次世代育成・環境学習<br>（関係者数+参加者数）×hr |
| 7.つなぐ場づくりプロジェクト | 東近江市環境円卓会議と東近江三方よし基金の連携 | ローカルファイナンスの取組 | 各重点プロジェクトの支援 | 償還額 | （関係者数+出資者数+参加者数）×hr |
| 8.人材育成プロジェクト | 幼保小中高向け森里川湖のつながり継承と拠点整備 | 生物多様性の保全活動や調査の取組（再掲） | 生物多様性の保全<br>森林保全面積<br>エネルギー消費削減 | 環境教育の効率化<br>事業運営費 | 次世代育成・環境学習<br>（関係者数+参加者数）×hr |

## 取組指標の拡がり、評価軸である環境、経済、社会の達成状況

| 重点プロジェクト | | 取組指標 | 取組の拡がり | 取組数 | | 評価軸(2017-2020) | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | H28（2016） | R2（2020） | 調査変数 | H29-R2（2017-2020） | 環境（環境保全）[CO2削減量]-tCO2 | 経済（地域循環額）[¥]万円 | 社会（地域と関わる時間）[時間]1,000人・時間 |
| 1.再生可能エネルギー普及プロジェクト | 小規模地域分散型のバイオマス熱供給システムの構築 | 小規模地域分散型バイオマス熱供給の取組 | → | 2 | 3 | 薪販売量（パレット） | 556 | 416 | 1,391 | 7 |
| | 市民によるBDF、太陽光発電・熱、小水力発電の普及 | 市民共同発電所づくりの取組 | ↗ | 5,138（6） | 6,120（5） | 発電能力（KW） | 30,772 | 13,397 | 74,946 | 493 |
| 2.新たな木の産業創出プロジェクト | 家具をはじめとする商品開発と産業化 | 地域材の循環システムづくりの取組 | ↗ | 6 | 9 | 木材買取量（t）<br>地域内関係者人数（人） | 1,099<br>685 | － | 21,041 | 55 |
| 3.エコケアライフへの転換プロジェクト | 食・エネルギー・ケアの自給圏づくりの推進 | 資源循環型の食とエネルギー自立の取組 | → | 1 | 2 | BDF生産量（ℓ）<br>見学者数（人） | 52,970<br>7,435 | 139 | 14,713 | 25 |
| | | 食・エネルギー・ケアの自給圏づくりの取組 | ↗ | 2 | 7 | 行事参加数（人） | 6,059 | － | 39 | 12 |
| | | | | | | 事業費（万円） | 3,930 | 3 | 684 | 58 |
| | 集いの場によるエネルギーシェアの普及 | 集いの場づくりの取組（地域の高齢者サロンは含まない） | ↗ | 7 | 20 | 利用者延べ人数（人）<br>運営者延べ人数（人） | 6,500<br>1,340 | −10 | 38 | 21 |
| | | | | 13 | 22 | 参加延べ人数（人） | 256,190 | 192 | 57,829 | 691 |
| | 資源ごみ回収・家庭ごみ分別によるリサイクル及びリデュースの促進 | 資源ごみの回収の取組 | ↗ | 18 | 22 | 資源ごみ回収量（t） | 12,763 | 4 | 7,634 | 359 |
| | | 生ごみのたい肥化の取組 | | | | 生ごみ削減量（t） | 256 | 97 | 1,436 | 9 |
| 4.森おこしプロジェクト | 100年の森おこしビジョンの作成 | 地域ぐるみの森林整備の取組 | ↗ | 0 | 3 | 木材伐採量（㎥）<br>森林整備面積（ha） | 32,983 | 3,182 | 66,624 | 211 |
| | 森林整備の合意形成の推進 | | ↗ | 18 | 27 | | 785 | | | |
| 5.生物多様性の保全・再生プロジェクト | 生物多様性を身近に感じるスポット調査及び拠点整備 | 生物多様性の保全活動や調査の推進 | ↗ | 2 | 4 | 訪問者数（人/年） | 28,148 | −4 | 1,087 | 49 |
| | 鳥獣害対策の推進 | | ↗ | 30 | 42 | － | | | 488 | |
| 6.森里川湖のつながり保全・再生プロジェクト | 森里川湖エコツーリズムの推進 | エコツーリズムの取組 | ↗ | 1 | 12 | 参加者数（人） | 19,427 | － | － | － |
| | 愛知川の復活 | 生物多様性の保全活動や調査の取組（再掲） | ↗ | 5 | 9 | 参加者数（人） | 8,184 | −1 | 1,416 | 21 |
| 7.つなぐ場づくりプロジェクト | 東近江市環境円卓会議と東近江三方よし基金との連携 | ローカルファイナンスの取組 | ↗ | 2 | 5 | ― | － | | 28,963 | |
| 8.人材育成プロジェクト | 幼保小中高向け森里川湖のつながり継承と拠点整備 | 生物多様性の保全活動や調査の取組（再掲） | ↗ | 36 | 42 | 参加者数（人） | 25,663 | −4 | 4,442 | 67 |
| 計 | | | | 149 | 234 | 計 | | 17,411 | 282,771 | 2,078 |

取組指標や取組を行う団体やキーパーソンのつながり

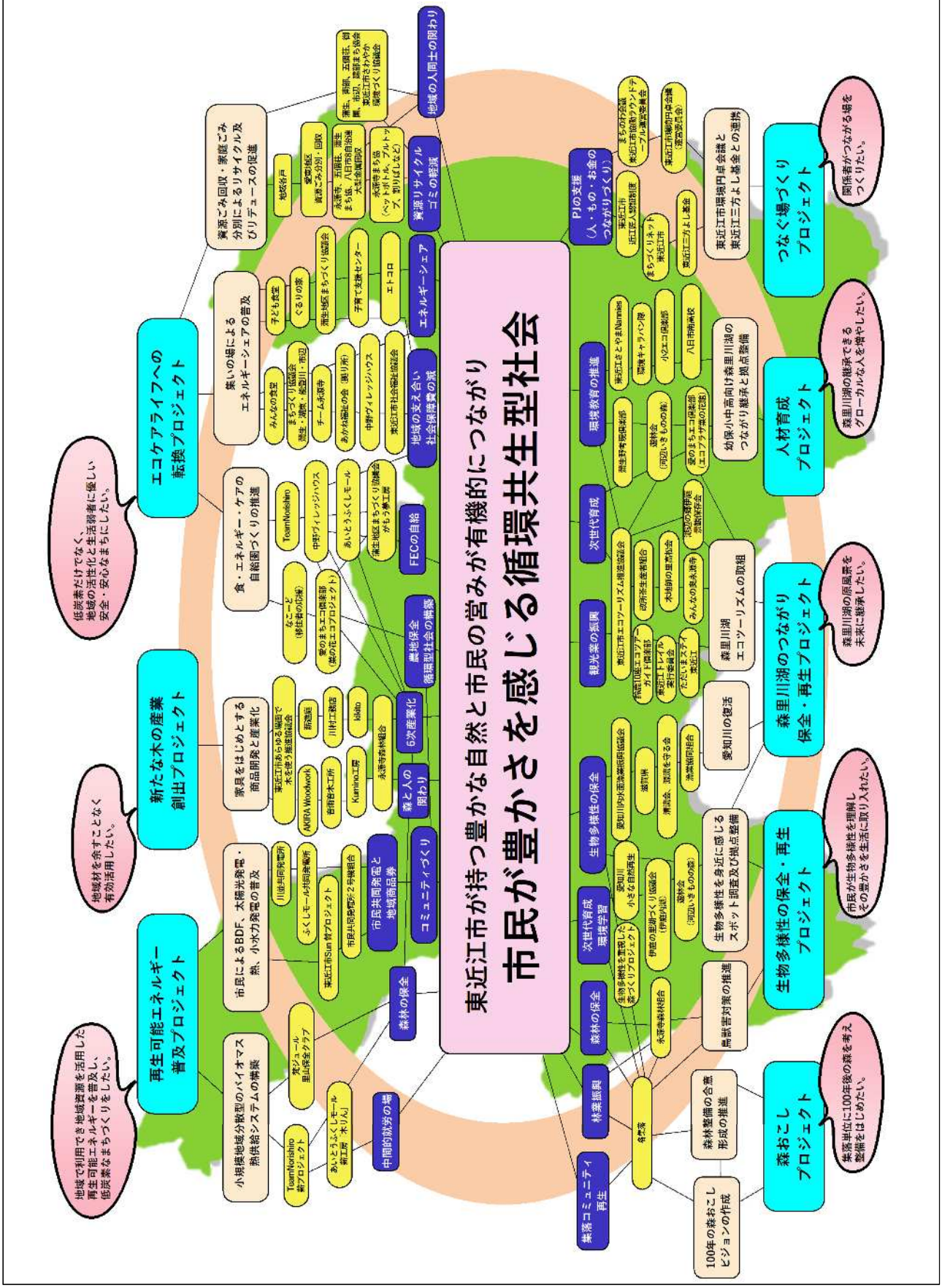

①代表的な取組の拡がり

- 最も重要な代表的な取組の拡がりについては、計画策定前の平成 28 年（2016 年）において取組団体数は 149 であったが、４年後の令和２年（2020 年）には 1.6 倍の 234 まで増加しています。
- 特に２年に１度、重点テーマを設定して、各ステークホルダーによる取組状況や今後の普及に向けた方向性を共有する環境円卓会議を開催し、そのテーマとした森、愛知川に関する重点プロジェクトは、行政・専門家・東近江三方よし基金などの支援を受け、市民・事業者・行政・専門家が協働して取組を拡げています。
- しかし、「資源ごみ回収・家庭ごみ分別によるリサイクル及びリデュースの促進」については、まちづくり協議会などを中心に、堆肥化、資源ごみの回収の取組団体数は増加していますが、市民一人当たりのごみ発生量は増加し、リサイクル量も減少しています。今後は、環境負荷や廃棄物の発生を抑制するためにごみの発生抑制を実現する施策の１つとしてリデュースの促進を重視するとともに、市民へごみの分別や再資源化の仕組みや流れ（廃食用油のＢＤＦ化など、ごみのエネルギー化も含む）を知らせることによって、市民の資源循環への意識の変化を促すことが大切です。
- 「再生可能エネルギー普及プロジェクト」については、太陽光発電は設置件数・容量も増加して一定普及しています。今後は木質バイオマスや太陽光の熱利用など、太陽光発電以外の再生可能エネルギーの更なる促進が課題です。また、再生可能エネルギーを増やせばよい、二酸化炭素を減らせばよいということだけではなく、エネルギーと地域経済をつなぐ仕組みやその意義について普及していくことが重要です。

②取組や取組を行う団体やキーパーソンのつながり

- 評価軸である「社会（つながりの増加)」について、環境円卓会議や各プロジェクトの推進会議により取組を行う団体やキーパーソンとのつがながりが増えてきているほか、遊林会、あいとうふくしモールなどのように複数のプロジェクトに係わる団体もあり、プロジェクト間のつながりも増えてきています。
- 重点プロジェクトの取組は、一定実現していると言えますが、環境基本計画が目指す将来像の実現には、現状の重点プロジェクトだけでは困難な状況であり、今後の更なる取組の充実と普及が必要です。

③評価軸である環境（二酸化炭素の削減）・経済（地域経済活性化）・社会（つながりの増加）の到達状況

- 取組ごとの評価変数より、貢献度評価ツールを用いて、環境（二酸化炭素の削減量：ｔ-$CO_2$)、経済（地域循環額：円)、社会（地域と関わる時間：1,000 人・時間）ごとの貢献度評価を定量化しました。
- 重点プロジェクトの取組の拡がりにより、平成 29 年（2017 年）から令和２年（2020 年）の４箇年で、二酸化炭素は 17,411 トン削減、地域循環として 28 億 2,771 万円が発生、地域と関わる時間が 2,078 千人・時間増加しました。

- 二酸化炭素の削減に特に貢献した取組は、1)市民による太陽光発電の普及、2)地域ぐるみの森林整備の取組です。
- 地域循環額の発生に特に貢献した取組は、1)市民による太陽光発電の普及、2)地域ぐるみ森林整備の取組、3) 集いの場づくりの取組、4)ローカルファイナンスの取組、5) 地域材の循環システムづくりの取組です。
- 地域と関わる時間の増加に特に貢献した取組は、1)集いの場づくりの取組、2)市民による太陽光発電の普及、3)資源ごみの回収の取組です。
- しかし、第２次環境基本計画で設定した令和 12 年（2030 年）の目標値に対する達成度は、平成 29（2017 年）から令和２年（2020 年）の増加分において、環境は二酸化炭素削減量（令和 12 年（2030 年）−平成 25 年（2013 年）の二酸化炭素排出量）の２％、経済は市内で生産・消費した額（地域自給額）の４％、社会は家族や家族以外の地域と関わる年間時間の５％と、現在の重点プロジェクトの取組だけでは低く、更なる取組の拡大が必要です。
- 評価軸である環境・経済・社会の到達状況については、本計画完了時には、その時点の人口・世帯・労働生産性・１kWh 当たりの二酸化炭素排出量、温室効果ガスの削減対策などにより、専門家の支援を受けて試算する必要があります。

■今後の課題

- 近年の国の「気候非常事態宣言」、「2050 年カーボンニュートラル宣言」など新たな環境政策が発信されています。これらは、悪化する気候変動に対処するためのものであり、市として取り組むべきものについては本計画に反映し、取組を充実していくことが重要です。

# 第６章 計画の推進

計画の実行性を高める推進体制と進捗管理について示します。

## １　計画を推進する各主体の役割

環境基本計画の将来像を実現するためには、市民、事業者及び市の協働が不可欠です。これまでの環境基本計画の進捗管理は、行政施策の達成目標を基に進捗管理してきました。しかし、市民の様々な取組により将来像に近づいているかどうかについては、評価されていませんでした。このため、計画の推進主体である市民、事業者及び行政の代表と専門家で構成する「東近江市環境円卓会議」で評価及び進捗管理を行います。ここでは、市民、事業者、市及び環境円卓会議の役割を明らかにします。

### （１）　市民及び事業者

市民及び事業者は、家庭や地域、学校、職場などで地域の環境特性に応じて取組を実践することに加え、市及び専門家とともに協働で取組を実施していくことが求められます。

【役割】

- ■　本計画の市民及び事業者の取組案を実践します。
- ■　地域で環境保全活動を積極的に行い、参加します。
- ■　市のホームページ、広報など環境の取組に関心を持ちます。

### （２）　市

市は、環境基本計画に準拠して市民及び事業者と協働し、関連各課は部局横断の連携を行い、地域の環境特性に応じて取組を実践します。

【役割】

- ■　本計画の市の取組を実践します。
- ■　専門家からの助言及び指導を受けながら、地域で環境保全活動などが積極的に行えるよう努めます。
- ■　市民に環境の取組に関心を持ってもらうため、ホームページ、広報など、情報の発信に努めます。

### （３）　東近江市環境円卓会議

市民、事業者、行政、専門家等が対等の立場で参加し、共通のテーブルで環境への取組を協議し、進捗管理する組織です。

【役割】

- ■　環境基本計画について、市民参加で進捗管理をします。
- ■　環境基本計画の将来像に向け、市民が実際行う代表的な取組を指標とし、環境活動の普及を行い、更なる取組につなげます。

## ２　計画の進捗管理

計画を着実に推進していくためには、市の施策や市民及び事業者の取組の進捗状況などを定期的に把握、評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画策定から具体的な行動の実施、運用、点検、評価及び改善までの一連の流れを、「PLAN（計画）」→「DO（実行）」→「CHECK（点検）」→「ACTION（改善）」というＰＤＣＡサイクルを活用することにより計画の進捗管理を図ります。「CHECK（点検）」の東近江市環境円卓会議では、本計画で設定した将来像に近づいているかどうかを実感できる代表的な取組を指標とし、この取組指標により市民参加で進捗管理を行います。

### （１） 計画（PLAN）

- 市民、事業者、関連各課などの意見を広く取り入れた第２次環境基本計画に即し、関係課が事業実施計画及び予算化を計画的に行います。
- (4)の見直し結果を、計画に反映します。

### （２） 実行（DO）

- 市は、実施計画に基づき担当部課が具体的な取組を実施します。
- 市民、事業者及び市は協働して目指す将来像を実現するため、基本方針に沿って取組を進めます。

### （３） 点検（CHECK）

- 市は毎年度、取組指標について、実績をとりまとめます。
- 将来像の実現について、①取組指標の拡がり、②取組指標や取組を行う団体やキーパーソンのつながり、③評価軸である環境（二酸化炭素の削減）・経済（地域経済活性化）・社会（つながりの増加）の達成状況で示します。
- 環境円卓会議は、２年に１度、取組評価の状況の確認や普及に向けた意見交換会を行い、課題等を抽出します。環境円卓会議の翌年度は市民への普及活動を行います。

### （４） 改善（ACTION）

- 本計画に沿った取組状況の点検結果を踏まえて、課題を共有し取組を改善します。なお、必要に応じて、取組や計画の見直しを行います。
- 策定から５年後に環境基本計画全体の中間見直しを行います。

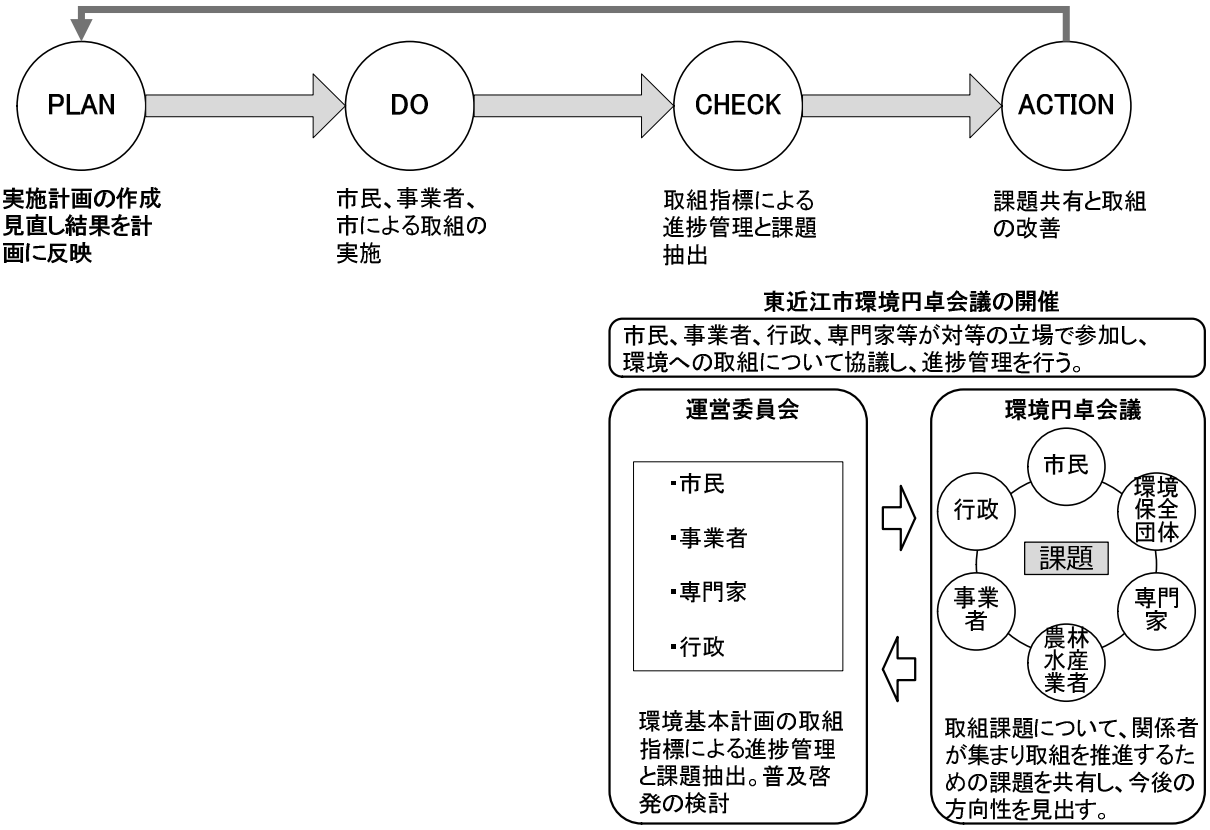


図６-１　環境基本計画と東近江市環境円卓会議による PDCA サイクル

## ３　計画の推進方策

個別計画等との調整、計画や取組の周知、広報、予算措置など、計画を推進するための推進方策やその方向性について示します。

### （１）　進捗状況の公開

市は、市の環境の現状及び良好な環境の保全に関して講じた施策と評価について、市ホームページなどを通じて公開することにより、市民、事業者などに対して十分な情報提供を行います。

### （２）　個別計画との調整

本計画は総合計画を始め、本市の他の個別計画や国県の計画などと調整を図りながら推進します。

### （３）　計画や取組の周知、広報

本計画や取組の周知、広報のため、計画書及び概要版の広報に努めます。更に、環境に関するイベントや出前講座など広報を心掛けます。

### （４）　予算措置

本計画に掲げられた取組を実施するため、計画の進捗状況や取組の有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。

# 資料

東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例（環境基本条例）
東近江市環境審議会諮問、答申
東近江市環境審議委員
第２次環境基本計画の策定経過
東近江市における地球温暖化対策シナリオ
用語解説

## 東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例（環境基本条例）

○東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例（環境基本条例）

平成１８年（２００６年）３月２７日
条例第７号
改正　平成２１年（２００９年）１２月２１日条例第３１号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　良好な環境の保全に関する基本的施策
第１節　施策の策定等に関する基本方針（第７条・第８条）
第２節　環境基本計画（第９条）
第３節　環境上の基準（第１０条）
第４節　良好な環境の保全のための行動指針（第１１条・第１２条）
第５節　良好な環境の保全を推進するための施策（第１３条―第２０条）
第３章　環境審議会（第２１条）
第４章　雑則（第２２条）
附則

東近江市は湖東平野の中央部に位置し、全体としては東西に長く、東側と西側で南北に膨らんだ鼓形（つづみがた）をした総面積３８３．３６平方キロメートルの市域を形成している。市域の東側には三重県境に沿って鈴鹿山脈の山並みが横たわり、西側では一部が琵琶湖に面し、その大部分は沖積平野で占められている。また、鈴鹿山脈を源とする愛知川が市域のほぼ中央部を流下して琵琶湖に注いでおり、湖岸近くには西の湖に次いで大きな伊庭内湖もある。一方、山地部から山麓や丘陵にかけてはブナ・ミズナラ・カエデ類などの夏緑広葉樹林、シイ・カシ類の照葉樹林、コナラ・クヌギ・アベマキなどの落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ・ヒノキ植林などの森林植生が分布し、沖積平野には社寺林や河畔林、湿生林、ヨシ群落などの多様な植生が生育している。こうした豊かな植生や自然環境に依存して、生態系の頂点に位置するイヌワシ・クマタカなどの猛禽類をはじめとして、特別天然記念物のカモシカなど、多種多様な野生動物が生息している。

悠久の昔から、この多様で豊かな自然の中で、人々は歴史的・文化的遺産を築き、固有の風土を発展させ、豊かな生活を享受してきた。しかし、急速な都市化の進展や自然の改変、また人々の社会活動や生活様式の大きな変化などによって、自然や風土を含めた環境に少なからぬ影響を与え続けた結果、さまざまな環境問題が地域のみならず、今や、地球規模の環境にまで及び、人類の生存基盤を脅かしかねない状況にある。環境問題はあまりにも広く、さまざまな課題が山積しており、それぞれの分野からの対応が迫られている。このため、その解決には発生源対策の徹底や循環型社会の形成、水源涵養・大気浄化・気象条件の緩和などの公益的機能をもつ森林を中心とした植生の保全・回復・創出、また生物多様性保全など、豊かな環境と風土を次世代に引き継いでいく東近江市民の行動が必要である。

ここに、市民による自主的、主体的な環境問題の解決を新たな文化の創造としてとらえた「環境文化」を推し進め、自然との共生を基本とした新しい環境観のもとに環境保全の基本となる方向性を示し、将来にわたる市民の健康で文化的な生活を実現するための良好な環境の具現化を目指して、この条例を制定するものである。

### 第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市における良好な環境の保全について、基本理念を定め、並びに

市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めて、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、良好な環境を確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「環境文化」とは、環境問題の解決を目指しながら、健康で文化的な市民生活の確保による心の豊かさを追求し、自然環境を保全し、自然の中で生活と一体となって実現していくことをいう。

(2)　「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3)　「良好な環境」とは、市民が健康な心身を保持し、快適な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。「生活環境」とは、人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。「自然環境」とは、自然の生態系をめぐる大地、大気、水及び動植物をいう。

(4)　「生物多様性の保全」とは、多種多様な野生生物との共生を図り、豊かな自然を将来世代へと引き継ぐことをいう。

(5)　「地球環境の保全」とは、人の活動による地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

（基本理念）

第３条　良好な環境の保全は、市域の生活環境と自然環境が、人の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることに鑑み、次に掲げる基本理念により推進するものとする。

(1)　市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を享受することができるような生活環境を確保するとともに、人の生存基盤である良好な環境が将来にわたって維持されるよう図らなければならない。

(2)　生態系を構成しているあらゆる生物は、自然の中で共生していることを認識し、生物多様性の保全を図るとともに、多様で良好な自然環境が地域の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されなければならない。

(3)　快適な地域環境を創造するため、水、緑、歴史、文化等、地域の地理的、歴史的及び文化的特色のある個性を生かした美しい景観の形成を図るとともに、伝統文化、歴史的遺産が保全され、並びに活用されることなどにより、良好な環境の保全が適切に行われなければならない。

(4)　地球資源の有限性と地球環境の重要性を認識し、自らの行動や事業活動を環境面から見直し、地球環境保全を視野に入れ、省資源、省エネルギーの徹底や資源リサイクルの推進などを行うことにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指さなければならない。

(5)　良好な環境を確保するため、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、協働して環境保全型社会の実現に取り組むことにより、環境文化の推進を図らなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、自ら率先して良好な環境の保全に取り組むとともに、市民及び事業者の良好な環境の保全への取組みを支援するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、自らの意識改革と日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全に積極的に取り組み、市が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全に関する自らの社会的責任を認識し、事業活動を行うに当たっては、良好な環境の保全に支障をきたさないよう努めなければならない。

２　事業者は、事業活動に伴う汚染物質等の環境への負荷の低減に努めなければならない。

３　事業者は、市が実施する良好な環境の保全に関する施策に参画し、協力しなければならない。

## 第２章　良好な環境の保全に関する基本的施策

### 第１節　施策の策定等に関する基本方針

（基本的施策）

第７条　市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全のために、次に掲げる施策を実施するよう努めなければならない。

(1)　人と自然との共生、生態系に配慮した自然環境の保全及び生物多様性の保全

(2)　公害の防止及び生活環境の保全

(3)　地域における循環型社会形成の推進

(4)　良好な景観の保全並びに歴史的及び文化的遺産の保全

(5)　地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全

(6)　前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する施策

（広域的な環境保全）

第８条　市は、自らが策定し、実施するより良い環境の保全施策について、広域的な観点から国及び他の地方公共団体に協力要請しながら、必要の範囲内において、その推進を図るようにしなければならない。

### 第２節　環境基本計画

第９条　市長は、良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　良好な環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第２１条に規定する東近江市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第３節　環境上の基準

第１０条　市長は、良好な環境を確保するための望ましい環境上の基準を定め、良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、その基準が確保されるように努めなければならない。

２　前項の環境上の基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

### 第４節　良好な環境の保全のための行動指針

（環境行動指針）

第１１条　市長は、良好な環境の保全等を誘導するため、市、市民及び事業者がそれぞれの立場で日常生活、事業活動及び施策の推進において環境に配慮すべき事項（以下「行動指針」という。）を定めなければならない。

２　市、市民及び事業者は、行動指針を遵守するよう努めるものとする。

（地域環境行動計画）

第１２条　市民団体等は、基本理念にのっとり、その地域内の良好な環境の保全の確保のために、総合的かつ具体的な施策（以下「地域環境行動計画」という。）を策定し、市長に提出することができる。

２　市長は、前項の地域環境行動計画が提出されたときは、その計画を実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第５節　良好な環境の保全を推進するための施策

（森林資源及び水資源の保全等）

第１３条　市は、森林及び植物の持つ二酸化炭素固定機能による温室効果ガスの削減、豊かな生態系の維持及び回復、防災機能の維持等、快適な地域環境の創造に取り組むため、良好な森林資源の保全と創出に努めるものとする。

２　市は、市民生活の基盤である水資源の保全及び確保のための施策を講ずるよう努めるものとする。

（身近な緑の保全及び創出）

第１４条　市は、市民にとって身近な緑の保全及び創出のため、沿道及び公共施設等の緑化に努めるものとする。

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第１５条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境に配慮し、適切に行うよう努めるものとする。

２　市は、前項の規定による環境への配慮について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（市民活動への支援）

第１６条　市は、市民の良好な環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境学習の推進）

第１７条　市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全に関する環境学習の推進、普及啓発事業の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境情報の提供）

第１８条　市は、良好な環境の保全に関する教育及び学習が振興するようにするため、並びに市民及び事業者の良好な環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（環境白書の作成）

第１９条　市は、市の環境の現状及び良好な環境の保全に関して講じた施策の内容等について、これを公表するものとする。

（技術交流及び体制の整備）

第２０条　市は、国、県及びその他の地方公共団体並びに大学、事業者、市民及び国際的に交流のある機関とも連携しながら、環境保全に関する情報交換及び技術交流に努めるものとする。

２　市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全に関する施策を策定し、並びに実施するために必要な調査及び情報収集体制の整備に努めるものとする。

第３章　環境審議会

第２１条　環境基本法（平成５年法律第９１号）第４４条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関し、基本的事項を調査審議するため、東近江市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　環境基本計画に関する事項
(2)　市民の環境を守るための条例に関する事項
(3)　その他良好な環境の保全に関する重要事項

３　審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員２０人以内で組織する。
(1)　環境保全に関し、学識経験を有する者
(2)　市民のうち環境保全に関し、識見を有する者
(3)　関係行政機関の職員

４　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　雑則

（委任）

第２２条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成１８年（２００６年）４月１日から施行する。

附　則（平成２１年（２００９年）条例第３１号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 東近江市環境審議会諮問、答申

■諮問

東　環　第　１１３９　号
令　和　３　年　１０　月　２０　日

東近江市環境審議会
会長　仁　連　孝　昭　様

東近江市長　小　椋　正　清

第２次東近江市環境基本計画の中間見直し及び排水基準の一部改正について（諮問）

「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」（東近江市環境基本条例）第 21 条第２項及び「東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例」第 19 条の規定により下記の事項について、貴審議会に諮問をいたします。

記

１　第２次東近江市環境基本計画の中間見直しについて

本市では、「東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例」第９条に基づき平成 29 年３月に第２次東近江市環境基本計画を策定し、平成 29 年度から環境関連施策の推進に努めてまいりました。策定から４年が経過し、環境を取り巻く情勢も大きく変化しており、これまでの取組の推進におきましてもさまざまな課題が指摘されているところです。

こうしたことから、本計画の中間年にあたり見直しを行いますので、貴審議会の意見を求めるものです。

２　排水基準の一部改正について

本市では、特定事業場から公共用水域に排出される水について、国の定める排水基準に基づき「東近江市生活環境保全及び公害防止に関する条例施行規則」により排水基準を定めています。

今回の一部改正は、国の定める排水基準において、基準値、名称の変更が見直された項目及び湖沼水質保全特別措置法に基づく政省令の改正により、規制が重複している有害物質以外の排出水の総量に係る排水基準を廃止するため貴審議会の意見を求めるものです。

■答申

令和４年１月18日

東近江市長　小　椋　正　清　様

東近江市環境審議会
会長　仁　連　孝　昭

第２次東近江市環境基本計画の中間見直し及び排水基準の一部改正について（答申）

令和３年10月20日付け東環第1139号で諮問のあった標記の件について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

１　第２次東近江市環境基本計画の中間見直しについて

別冊の「第２次環境基本計画（中間見直し）（案）」のとおりとし、計画の策定及び推進に当たっては次の意見に留意されるよう要望します。

(1) 現計画の目標は高い目標値であるが、市民、事業者、行政が協力し目標達成に向けて引き続き取り組んでいかれたい。

(2) 環境基本計画について広く市民に周知を図り、環境課題へ関心を持ち取組に参加されるよう情報発信に努められたい。

(3) 生物多様性地域戦略とエネルギー戦略の策定が基本計画の推進にとって重要で、その検討が必要である。

２　排水基準の一部改正について

国の水質汚濁防止法の排水基準見直しに伴う変更及び湖沼水質保全特別措置法との規制重複に伴い廃止するものであり、妥当と認める。

## 東近江市環境審議会委員

任期：令和２年（2020 年）４月１日から令和４年（2022 年）３月 31 日

| | 委員名 | 部　門 | 所　属 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 仁連　孝昭 | 学識経験者 | 成安造形大学 | 会長 |
| 2 | 野間　直彦 | 学識経験者 | 滋賀県立大学 | |
| 3 | 山崎　亨 | 学識経験者 | アジア猛禽類ネットワーク | |
| 4 | 藤井　絢子 | 学識経験者 | NPO法人<br>菜の花プロジェクトネットワーク | |
| 5 | 藤岡　康弘 | 学識経験者 | 元滋賀県水産試験場　場長 | |
| 6 | 浅見　正人 | 関係行政機関 | 東近江環境事務所　所長 | |
| 7 | 金（きむ）　再奎 | 関係行政機関 | 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター | |
| 8 | 向　真史 | 市民代表 | 八日市商工会議所<br>副会頭 | |
| 9 | 藤関　明雄 | 市民代表 | 東近江市観光協会　副会長 | |
| 10 | 綾　康典 | 市民代表 | 蒲生野考現倶楽部 | |
| 11 | 植田　すゑ子 | 市民代表 | 東近江市商工会<br>元女性部長 | |
| 12 | 佐川　昭子 | 市民代表 | 蒲生地区まちづくり協議会　会長 | 副会長 |
| 13 | 小西　恵美子 | 市民代表 | 市辺地区まちづくり協議会 | |
| 14 | 水野　扶美 | 市民代表 | 東近江市永源寺森林組合 | |
| 15 | 猪田　道代 | 市民代表 | 東近江市農業委員会 | |
| 16 | 池田　正男 | 市民代表 | 公募委員 | |

## 第２次環境基本計画の策定経過

| | |
|---|---|
| 平成27年度（2015年度） | |
| 平成27年（2015年） | |
| 7月29日 | 第１回環境審議会：諮問、基本的事項、現状と課題 |
| 11月24日 | 第２回環境審議会：構成の見直し、将来像、取組（基本施策） |
| 12月8日～21日 | 市民アンケート調査：市民　630人／1,503人<br>事業者　139事業所／240事業所 |
| 12月3日～2月3日 | まちづくり協議会ワークショップ |
| 平成28年（2016年） | |
| 3月8日 | 第３回環境審議会：重点プロジェクト、計画の推進 |
| 平成28年度（2016年度） | |
| 平成28年（2016年） | |
| 7月15日 | 環境保全活動に対する自治会アンケート |
| 7月20日 | 第１回環境審議会：素案の修正検討 |
| 10月26日 | 第２回環境審議会：環境基本計画答申案策定 |
| 11月8日 | 環境基本計画答申 |
| 11月 | 庁内検討 |
| 12月 | 議会説明 |
| 平成29年（2017年度） | |
| 12月～1月 | パブリックコメント |
| 3月 | 環境基本計画策定 |
| 令和3年度（2021年度） | |
| 令和3年（2021年） | |
| 10月20日 | 第１回環境審議会：諮問、見直し骨子 |
| 令和4年（2022年） | |
| 1月12日 | 第２回環境審議会：環境基本計画見直し答申案策定 |
| 1月18日 | 環境基本計画中間見直し案答申 |

## 東近江市における地球地域温暖化対策シナリオ

このシナリオは、2010 年に作成した「2030 年東近江市の将来像」をもとに、東日本大震災による我が国の長期エネルギー需給見通しの変化、省エネ機器の効率の改善、2015 年に実施した地球温暖化対策に対する市民・事業者の意識調査を踏まえて作成したものである。

具体的には、住みたい街、豊かさを感じることのできる街はどのような姿なのか、その実現のためにはどのような取組が必要なのか、地域資源を活用し地域の活力を高められる取組はどのようなものなのか、などに関する議論の結果に基づいて、その社会の中でどれだけ二酸化炭素削減が可能なのか、地域の経済の状況はどうなるのか、を定量的に検証したものである。

それらを踏まえ、国の地球温暖化対策計画で記載されている対策・施策の削減効果を見込みつつ、市が持つ豊かな自然と人々の営みを有機的につなげ、地域の自給力と創富力を高める地域完結型の社会構造への転換、更なる省エネと再生可能エネルギーの導入促進を通じて、2030 年度に 2013 年度比で 58%の温室効果ガスの排出削減を目指したシナリオを作成した。

なお、本シナリオは、人口ビジョン、市民、事業者へのアンケート、意見交換会等をもとに、最善の状況で算出しているものである。

### （1）人口・世帯数

| | 2000 年 | 2025 年 | 2030 年 | 増減率（2030/2000） |
|---|---|---|---|---|
| 人口（人） | 114,323 | 109,363※1 | 104,740※2 | －8% |
| 世帯数（世帯） | 34,952 | | 26,185 | －25% |
| 世帯当たり人数（人） | 3.3 | | 4.0 | 22% |

※1　東近江市人口ビジョン（2015 年 10 月策定）の値

※2　国立社会保障・人口問題研究所の予測値

2030 年には、核家族時代と違って、大家族で暮らしたり、共同生活をする人が多くなっている想定で、１世帯当たりの人数が増えている。地域で一緒に暮らす「縁者」の考え方が広まっている。

### （2）年齢構成

| | 2000 年 東近江市 | 2030 年 東近江市 | 2000 年（全国） | 2030 年（全国）※1 |
|---|---|---|---|---|
| 15 歳未満 | 16.8% | 12.1% | 14.6% | 9.7% |
| 15～64 歳 | 65.4% | 57.5% | 67.9% | 58.5% |
| 65 歳以上 | 17.8% | 30.5% | 17.3% | 31.8% |

※1　国立社会保障・人口問題研究所

子育て家庭や母子・父子家庭、共働き家庭に対する支援や環境が充実しているため安心して子育てができ、このことが地域の活力につながっている。農と結びついたライフスタ

イルが実現できる場所として移住者が増え、全国平均よりも相対的に高齢者の比率が低くなっている。

（３）100 万円当たりの労働時間（労働生産性）の向上

| | 2000 年 | 2030 年 | 改善率 |
|---|---|---|---|
| 1 次産業 | 386 時間 | 284 時間 | 26% |
| 2 次産業 | 63 時間 | 47 時間 | 25% |
| 3 次産業 | 133 時間 | 103 時間 | 23% |

100 万円の商品・サービスを生産する際に必要な労働時間であり、特に１次産業で大幅に向上している想定である。

（４）年齢・性別ごとの就業率

| | 2000 年 | 2030 年 | 増減率 |
|---|---|---|---|
| 15～64 歳男性 | 81.4% | 83.9% | 2.5% |
| 65 歳以上男性 | 33.3% | 40.3% | 7.0% |
| 15～64 歳女性 | 56.2% | 76.1% | 19.9% |
| 65 歳以上女性 | 12.0% | 23.7% | 11.7% |
| うち市内で働く人の割合 | 約 66% | 約 83% | 17% |

女性の就業率が上がり、共働きやワークシェアリングなどの働き方も増えてきている。地域を支える新たな仕事は、市内で様々に起業する人や、ＮＰＯ、地域団体などが担い手として行っている。結果、地元で働く人の割合が 17%増えている。

（５）１kWh 当たりの二酸化炭素排出量

| | 2000 年※1 | 2030 年※2 | 改善率 |
|---|---|---|---|
| 1kWh 当たりの $CO_2$ 排出原単位（kg-$CO_2$/kWh） | 0.358 | 0.356 | 0.6% |

※1　この数値は 2005 年の実績値

※2　長期エネルギー需給見通し（2015 年公表）の電源構成（原子力は 21%）を使用して計算した値

（６）旅客・貨物輸送量

| | 2000 年 | 2030 年 | 増減率 |
|---|---|---|---|
| 旅客輸送量（百万人 km） | 770 | 655 | －15% |
| 貨物輸送量（百万トン km） | 414 | 3546 | －19% |

地域のみんなで支え合う社会になり、近場での移動が活発になっている。地域で働く人々の協力で、効率よくものを運ぶ仕組みができあがり、人や物の移動量自体が減少している。

（７）エネルギー消費量

2000 年（単位：ktoe）

| | 石炭 | 石油 | ガス | 系統電力 | 太陽風力 | バイオマス | 合計 | 再エネの比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭 | 0.0 | 20.5 | 5.1 | 20.0 | 1.2 | 0.0 | 46.8 | 2.6% |
| 業務 | 0.0 | 8.6 | 5.4 | 15.2 | 0.4 | 0.0 | 29.6 | 1.4% |
| 産業 | 15.8 | 137.7 | 22.3 | 72.7 | 0.0 | 0.0 | 248.5 | 0.0% |
| 旅客 | 0.0 | 30.2 | 0.0 | 2.6 | 0.0 | 0.0 | 32.8 | 0.0% |
| 貨物 | 0.0 | 30.8 | 0.1 | 0.2 | 0.0 | 0.0 | 31.1 | 0.0% |
| 合計 | 15.8 | 227.8 | 32.8 | 110.7 | 1.6 | 0.0 | 388.7 | 0.4% |

※１ktoe は、１トンの石油を燃焼させたときに得られるエネルギー

2030 年（単位：ktoe）

| | 石炭 | 石油 | ガス | 系統電力 | 太陽風力 | バイオマス | 合計 | 再エネの比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭 | 0.0 | 2.4 | 3.6 | 4.9 | 6.0 | 1.3 | 18.3 | 40.2% |
| 業務 | 0.0 | 0.9 | 4.5 | 11.0 | 1.9 | 0.2 | 18.5 | 11.1% |
| 産業 | 7.2 | 65.2 | 31.6 | 45.8 | 0.8 | 1.0 | 151.6 | 1.2% |
| 旅客 | 0.0 | 10.0 | 0.0 | 3.0 | 0.0 | 0.1 | 13.1 | 0.6% |
| 貨物 | 0.0 | 19.6 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.2 | 19.9 | 1.0% |
| 合計 | 7.2 | 98.1 | 39.7 | 65.0 | 8.7 | 2.9 | 221.4 | 5.2% |

エネルギーの消費そのものを減らすためのライフスタイルや仕組みが広がり、市全体で約 43%のエネルギー使用量が減っている。ストーブで薪を燃やしたり、農機具にＢＤＦ を使うなど、暮らしの身近なところで再生可能エネルギーが使われ、市全体のエネルギー消費の約５％を再生可能エネルギーで賄っている。

（８）温室効果ガスの削減対策など

省エネ機器や対策の普及率、再生可能エネルギーの導入量等については、2015 年実施した「市民・事業者アンケート調査」を用いた。

2015 年アンケート

| | | 設　問 | 「今後行いたい」の回答率 |
|---|---|---|---|
| 市民 | 家庭での暮らし | 地域の交流・近所づきあいなどを活発にする | 72.1% |
| | | 日常生活において節電等の省エネルギーに努める | 91.1% |
| | | 太陽光発電等を設置する | 42.5% |
| | | 暖房装置として薪ストーブやペレットストーブを導入する | 19.0% |
| | | 給湯設備を薪やペレットなどのボイラーにする | 11.9% |
| | | 家電等を買うときは効率のよい機器類（家電・給湯・空調など）に買い替える | 88.6% |
| | | 住宅の新築・改修時のエコ住宅化 | 65.4% |
| | | 太陽熱温水器等を設置する | 27.3% |
| | | ＨＥＭＳ（ホームエネルギーマネジメントシステム）を導入する | 35.4% |
| | ヒトの移動 | 地元産の野菜等を買う | 86.5% |
| | | なるべく市外等のショッピングセンターではなく、地元の商店を利用する | 66.5% |
| | | 市内でのガソリン車の使用を控え、なるべく徒歩・自転車、公共交通、電気自動車にする | 52.7% |
| | | 市外への車の移動をなるべく鉄道にする | 34.3% |
| | | エコドライブに努める | 83.0% |
| | | 自動車を買い替える時は、ハイブリッドカーや電気自動車にする（自動車を持たない場合は「５」に○） | 62.9% |
| | | 多少面倒でもゴミの分別や廃食油の回収などを行い、リサイクルを推進する | 86.3% |
| | その他 | 森林や里山の整備や保全活動のボランティアに参加する | 44.3% |
| | | 地球温暖化やエネルギー問題に関するイベント・講習に参加する | 47.6% |

| | | 設　問 | 「今後行いたい」の回答率 |
|---|---|---|---|
| 事業者 | 職場での働き方 | 給湯器を薪やペレット、BDF などのボイラーにする | 6.5% |
| | | 太陽光発電等を設置する | 48.9% |
| | | 太陽熱温水器等を設置する | 22.3% |
| | | ＢＥＭＳ（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入する | 37.4% |
| | | 日常業務において節電等の省エネルギーに努める | 97.8% |
| | 産業のエネルギー消費 | 石油の消費をバイオマス転換する | 12.2% |
| | | 石油の消費を天然ガスに転換する | 21.6% |
| | | 産業で用いる機械類を高効率に転換する | 51.8% |
| | | 太陽光発電、水力発電を行い産業用の電力に充てる | 38.8% |
| | モノの移動 | 県内および近隣へのトラックによるモノの輸送の一部を鉄道や湖上船舶にする | 10.8% |
| | | トラックを購入等するときはハイブリッドカーや電気自動車に買い替える（トラックを持たない場合は「５」に○） | 27.3% |
| | | 遠方へのトラックによるモノの輸送の一部を海上輸送にする | 10.8% |

※「今後行いたい」と回答（「現在行っている」も含む）：環境基本計画に掲げられるべき施策についての市民・事業者の関心や意識を把握するため実施したアンケート調査結果

【市民アンケート調査】
調査対象：市内の 20 歳以上の居住者から無作為で 1,503 人を対象とした。
配布回収方法：郵送
配布日：平成 27 年 12 月 8 日
回収日：平成 27 年 12 月 21 日
回収率：41.9%（630 人／1,503 人）

【事業者アンケート調査】
調査対象：従業員数 20 名以上の市内事業者 240
配布回収方法：郵送
配布日：平成 27 年 12 月 8 日
回収日：平成 27 年 12 月 21 日
回収率：57.9%（139 事業所／240 事業所）

## （9）将来社会の姿とその試算の根拠となった「2030 年の東近江市の将来像」での意見

| | 2000 年データ | | 将来(2030 年)社会の姿とその試算の根拠となった将来像での意見の例 |
|---|---|---|---|
| 人口・世帯数 | 114,323 人<br>34,952 世帯<br>世帯当たり 3.3 人 | ⇒ | 104,740 人（社人研データ、2025 年は市の人口ビジョン）<br>26,185 世帯<br>世帯当たり 4.0 人<br>【コミュニティ】核家族時代と違って、大家族で暮らしたり、共同生活をしたりする人が出てきました／地縁や血縁によるつながりだけではなく価値観や目的を同じくする仲間が、共に暮らした方がより助け合える関係になるという考えが広がったからです。<br>【雇用・就業と産業】農と結びついたライフスタイルが実現できる場所として移住者が増えています。2030 年の東近江市は移住者が増え、いろいろな文化が交流する場になっています。 |
| 年齢構成<br>(カッコは全国平均) | 15 歳未満：16.8%（14.6%）<br>15～64 歳：65.4%（67.9%）<br>65 歳以上：17.8%（17.3%） | ⇒ | 15 歳未満：12.1%（9.7%）<br>15～64 歳：57.5%（58.5%）<br>65 歳以上：30.5%（31.8%）<br>【教育・子ども】子育てする人や子どもが身近に増えたことで、若い人たちも、結婚、出産、育児の喜びや幸せを身近に感じられるようになり、少子化にも歯止めをかけることができました。 |
| 就業率 | 15～64 歳男性：81.4%<br>65 歳以上男性：33.3%<br>15～64 歳女性：56.2%<br>65 歳以上女性：12.0% | ⇒ | 15～64 歳男性：83.9%<br>65 歳以上男性：40.3%<br>15～64 歳女性：76.1%<br>65 歳以上女性：23.7%<br>【雇用・就業と産業】女性の就業率があがり、共働きやワークシェアリングなどの働き方も増えてきました。(地域を支える新たな)仕事は、市内で様々に起業する人や、NPO、地域団体などが担い手として行っています。 |
| 内、市内で働く人 | 約 66% | ⇒ | 約 83%<br>【雇用・就業と産業】職住近接の生活スタイルが一般的になり、子育て家庭や共働き家庭等に対する支援や環境が充実。さまざまな分野で魅力ある雇用が創出され、地元で働く人の割合が 2 割近く増えました。 |
| 市内での働き方の割合 | 第 1 次産業：6.1%<br>第 2 次産業：51.6%<br>第 3 次産業：42.3% | ⇒ | 第 1 次産業：2.8%<br>第 2 次産業：68.1%<br>第 3 次産業：17.6%<br>自給のための農作業：3.1%<br>第 6 次産業：5.9%<br>コミュニティのための仕事：2.5%<br>(バスの運行，子育て，教育，介護福祉など)<br>【コミュニティ】防災、防犯に始まり、必要なものを分かち合い、つながりの中で助け合って暮らしています。<br>【教育・子ども】いわゆるサラリーマンとしての就職以外の多様な道を目指すことができ、活き活きと働いています。子どもたちは、家族や親せきはもちろんのこと、地域のおじいさんやおばあさん、家族の関わるグループや友人など、多くの人に携わることができ、皆に育てられています。<br>【雇用・就業と産業】多くの市民が家庭菜園や市民農園を楽しむようになり、自分たちが食べるものを自分たちで作るライフスタイルが進み、農業への関心が増しています。<br>【自然との関わり】、耕作放棄されていた田畑は、市民や農作業をやりたい人たちに貸し出され、農に関わる人が増えていきました。<br>【交通】自転車や公共交通のことを考えたまちをめざした、みんなの協力でバスを走らせる。 |

| | 2000 年データ | | 将来(2030 年)社会の姿とその試算の根拠となった<br>将来像での意見の例 |
|---|---|---|---|
| 一日当たりの生活時間 | 男性（40 歳 就業者の場合）<br>仕事：7.4 時間<br>家事：0.2 時間<br>交際・社会参加：0.5 時間<br>女性（40 歳 就業者の場合）<br>仕事：4.6 時間<br>家事：3.3 時間<br>交際・社会参加：0.3 時間 | ⇒ | 男性<br>仕事：2 時間減(就業者のみ)<br>家事：0.5 時間増(就業者のみ)<br>交際・社会参加：1～1.5 時間増<br>女性<br>仕事：0.5 時間増(就業者のみ)<br>家事：0.5 時間減(就業者のみ)<br>交際・社会参加：0.5～1 時間増<br>【雇用・就業と産業】女性の就業率があがり、共働きやワークシェアリングなどの働き方も増えてきました。職住近接の生活スタイルが一般的になり、家庭での時間や地域社会のための活動を大切にする人が増えてきたため就業時間は今と比べて 2 時間/日ほど少なくなりました。 |
| 仕事(労働生産性) | 生産額 100 万円当たりの<br>労働時間<br>第 1 次産業：386 時間<br>第 2 次産業：63 時間<br>第 3 次産業：133 時間 | ⇒ | 生産額 100 万円当たりの労働時間<br>第 1 次産業：284 時間<br>第 2 次産業：47 時間<br>第 3 次産業：103 時間<br>農業：平均して約 26%の向上(専業農家 81%向上，経営の多角化・こだわり農家 25%低下，自給 50%低下)<br>製造業：約 25%向上<br>サービス業：約 23%向上<br>【雇用・就業と産業】専業農家のあり方は大きく 2 つの方向に向かいました。一つは、大規模集約農家。もう一つはこだわり農家です。加えて、6 次産業を実践する農家が登場しています。 |
| 家庭の消費の内訳<br>(民間消費支出) | 第 1 次産業：1.3%<br>第 2 次産業：22.1%<br>第 3 次産業：76.5% | ⇒ | 第 1 次産業：2.0%<br>第 2 次産業：20.7%<br>第 3 次産業：77.3%<br>農林水産品：50%増加，食料品：現状維持<br>木製品：50%増加，電気機械：50%増加<br>輸送機械：50%減少，廃棄物：50%減少<br>電気・ガス：75%減少，運輸：50%増加<br>教育・医療・介護福祉：現状維持<br>その他：製造業は全般的に減少<br>【食・消費・ごみ】お米は、米粉の利用先が増え、米の需要も高まっています。<br>【医療・福祉】畑作業やサロンでのおしゃべり、地域の学校での活躍などで予防ができ、充実した老後の生活を送ることができています。<br>【食・消費・ごみ】モノを買うときは、長く使えるものを選び、壊れても修理し使います。生産者や販売側はごみになるものを作ったり販売したりせず、消費者はごみになるものを買わないように心がけています。 |
| 市内事業者の生産構造<br>(投入係数)<br>※ 市内の業者が何にお金を使っているのか | 省略 | ⇒ | 全産業：廃棄物処理への支出割合が半減し、リサイクル(その他製造業)への割合が増える。<br>農林業・食料品：石油関連の支出割合が 15%減、同業間での支出が増える。<br>建築業：窯業(コンクリート)・金属製品の支出割合が半減し、木製品への支出が増える。<br>公務・教育：石油関連への支出割合が半減し、木製品への支出が増える。電力関連への支出割合が半減し、電気機械への支出が増える。運輸への支出は現状レベルを維持<br>【食・消費・ごみ】産業廃棄物は、各産業別に分別処理が徹底されており、食品工場などから出る食品系廃棄物は 100%堆肥化や飼料化されています。<br>【雇用・就業と産業】公共施設の多くは、建て替えのときに木造に切替わりました。2030 年には、図書館や学校も木造が多くなっています。さらに地元木材で建てた住宅も増えてきています。 |

| | 2000 年データ | | 将来(2030 年)社会の姿とその試算の根拠となった将来像での意見の例 |
|---|---|---|---|
| 財政収支 | 省略 | ⇒ | 公的支出(消費・固定資本)が 20%減<br>ただし運輸と医療介護への支出は現状レベルを維持する<br>【交通】2030 年の私たちの生活は、自分たちが必要とするもの、身近な人たちが必要としているものは、できるだけみんなの力でという努力で成り立っています。<br>【教育・子ども】、安心して子どもを産み育てることができるように、産前教育や子育て相談、病児・病後保育所、障害のある子たちを支えるシステムなどを整えました。 |

## （１０）地域の経済

| | 2000 年 | 2030 年 | 増減率 |
|---|---|---|---|
| 人口（人） | 114,323 | 104,740 | －8% |
| 生産額（百万円） | 1,198,170 | 1,204,428 | 1% |
| 業務用建物床面積（m²） | 1,606,677 | 1,904,199 | 19% |

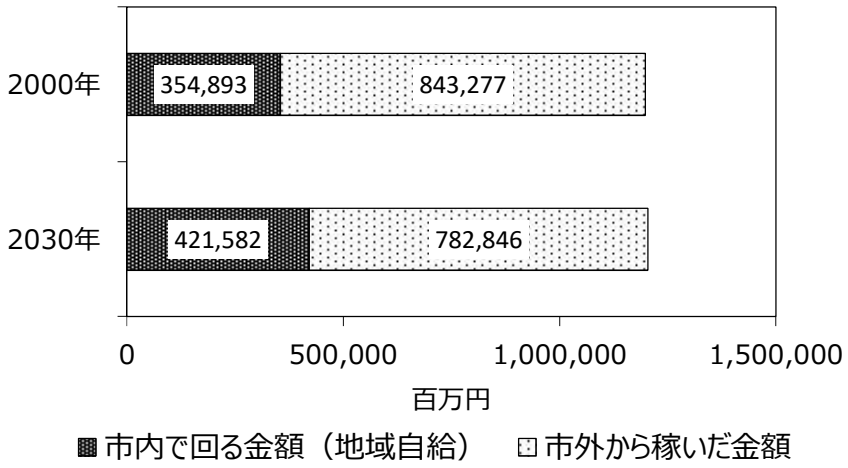


図：　生産額の変化

人口減少や生活のゆとりを望む人が増えることから全体としての産業生産は若干縮小する。しかし、その中で１次産業は自給自足の生活や、ライフスタイルの改善としての家庭料理の見直し、地産地消システムの確立、休耕田の有効活用などによって地域内で生産される生産物が大幅に増加する。

第２次産業の生産については、節約志向の高まりや「もったいない市場」の活性化などから多少縮小しているが、適正技術を活かした地域内の自立型中小企業の活躍により、“市内で生産・消費した額（いわゆる地域内で回る金額）”は 19%増加し、地域内での経済循環は拡大され、地域雇用の創出にも貢献している。

第３次産業は、地域の力で賄うサービス業、教育業（農業体験、暮らし体験など）、福祉業が増えることで移輸入額が減少し、市内自給額が増加する。特に、移輸出額が伸びを見せているのは、豊かな自然を生かした暮らし体験、体験型農業、エコツーリズムなどが盛んになることで市内を訪れる人が増え、地域が活性化したことを意味する。

（１１）地域の人と人とのつながり

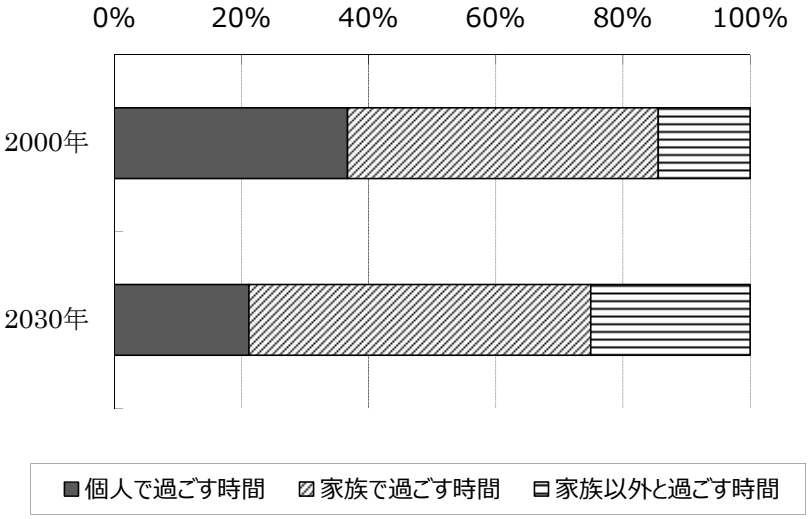


図：　家庭生活からみた「一緒にいる時間」の変化

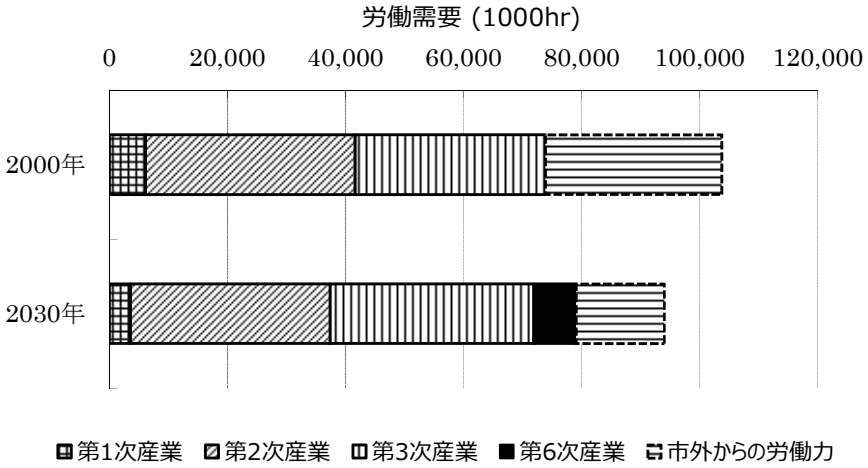


図：　労働需要とそれを支える労働力の構成

シナリオの中では、近所づきあいの活発化や家族団らんの生活を取り戻すなど、ライフスタイルの変化によって、家庭におけるエネルギー消費を 10%削減することを目指してい

る。計算の過程では、目的別の生活時間をパラメータとして与えるようになっており、これに“誰と一緒にいたか”という項目を加えることで、生活時間の変化から見た人と人とのつながりの変化を見ることができる。

生活時間の中でも特に家庭生活に関するもの（「身の回りの用事」「食事」「家事」「介護・看護」「育児」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」「休養・くつろぎ」「趣味・娯楽」「スポーツ」「ボランティア活動・社会参加活動」「交際・付き合い」の合計）について、誰と一緒に過ごしている時間か、という観点から集計した。

ライフスタイルの変化によってエネルギー消費を減らすということは、「個人でいる時間」を減らし「家族での時間」「家族以外との時間」にシフトすることを意味するものであり、10%のエネルギー消費削減のためには「個人でいる時間」を約４割減らすことが必要である。

さらに、計算ではパラメータとして各産業の部門ごとに「域内雇用率」を設定し、アウトプットとして各産業の部門ごとに必要とされる労働力が時間単位で得られる。これを集計することで、地域内で必要とされる労力が、どれだけ地域の人々によって支えられているかを示すことが可能である。計算の結果、地域全体としての労働需要は減少しているが、地域の人々が地域のために働くこと、例えば農商工の連携やコミュニティ内部での助け合いによる教育、福祉から生まれる仕事（図中では第３次産業に含まれている）の創出などによって、地域の人が地域のために働く時間は増加することが予想される。

## （１２）温室効果ガスの削減

（単位：千 t-$CO_2$）

| | 1990年 排出量 | 2000年 排出量 | 2013年 排出量 | **2025年** | | | | **2030年** | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 排出量 | 削減率 | | | 排出量 | 削減率 | | |
| | | | | | 1990年比 | 2000年比 | **2013年比** | | 1990年比 | 2000年比 | **2013年比** |
| 家庭 | 108 | 151 | 173 | 68 | -37% | -55% | **-61%** | 51 | -53% | -66% | **-71%** |
| 業務 | 89 | 98 | 175 | 67 | -24% | -32% | **-62%** | 59 | -34% | -40% | **-66%** |
| 産業 | 862 | 794 | 1,037 | 534 | -38% | -33% | **-49%** | 468 | -46% | -41% | **-55%** |
| 運輸 | 291 | 182 | 225 | 112 | -61% | -38% | **-50%** | 96 | -67% | -47% | **-58%** |
| 旅客 | | 95 | | 50 | | -47% | | 41 | | -57% | |
| 貨物 | | 87 | | 62 | | -29% | | 55 | | -37% | |
| 小計 | 1,350 | 1,225 | 1,611 | 781 | -42% | -36% | **-52%** | 673 | -50% | -45% | **-58%** |

2030 年度には、2013 年度比で 58%の温室効果ガスの排出を削減する。今回の想定条件下では、その 58%の温室効果ガス排出量削減のうち、「2030 年東近江市の将来像」に描かれた地域社会の構造転換、すなわち地域社会でうまれる「つながり」に由来する削減分は約 37%に相当し、自然共生を基本とした持続可能な地域社会にむけての、社会のあり方そ

のものからの構造変化が脱温暖化の観点から見ても大きな意義を持つことが示唆される。

各部門別の主な削減対策は以下の通りである。

表：　部門別主な削減対策

| | 先端技術などによる削減 | 地域社会の構造転換などによる削減 |
|---|---|---|
| 家庭 | エネルギー機器の高効率化，断熱水準の改善、系統電力の排出係数の減少など | 1 世帯当たりの人数の増加、ライフスタイルの変化、薪ストーブ・太陽熱給湯器等の導入，住宅のパッシブ化、再生可能エネルギーの利用など |
| 業務 | 事業所のエネルギー機器の高効率化，断熱水準の改善、系統電力の排出係数の減少など | 第 3 次産業生産額の増減（排出の少ない部門への転換）、薪ストーブ・太陽熱給湯器等の導入、事業所のパッシブ化、再生可能エネルギーの利用など |
| 産業 | 製造工程の機器の効率化、専業農家の大規模集約化、農作業・製造工程でのエネルギー構成の変化（産業の燃料転換）、系統電力の排出係数の減少など | 第 1､2 次産業生産額の増減（エコ産業への転換）、農業経営の多角化，自給自足的な農業の実施、農作業・製造工程での再生可能エネルギーの利用など |
| 交通（旅客、貨物） | 自動車の燃費改善、電気自動者の普及、系統電力の排出係数の減少など | 温室効果ガス排出の少ない交通機関へのモーダルシフト、環境に配慮した運転、地域内輸送の効率化、再生可能エネルギーの利用など |
| 2030 年全体の削減率に占める割合 | 21%<br>（2013 年比で－58%削減のうち） | 37%<br>（2013 年比で－58%削減のうち） |

# 用語解説

【あ行】

**一般廃棄物**

産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか家庭から発生する家庭系ごみや、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいる。それらの処理責任は廃棄物処理法において、市町村にあるとされています。

**移輸入、移輸出**

地域内で生産された商品が地域外へ販売されることが移輸出。地域外で生産された商品を地域内へ購入してくることが移輸入

**えこ・すまいる**

「（温室効果ガスの）低排出を考えに入れた自己管理」を目的に平成20年度（2008年度）より取り組んでいる東近江市役所独自の環境マネジメントシステム。

**エコケアライフ**

脱炭素につながるだけでなく、地域の活性化にもなる、生活弱者に優しい、安全・安心なまちづくりにつながる暮らし方のこと。

**エコツアー**

エコツーリズムの考え方に沿った旅行行程、又はプログラムのことを、エコツアーといいます。具体的には、環境学習の要素を持ち自然を探訪するツアー、農山漁村や地域の風土・文化等を訪ねるツアー、少数民族の暮らしや文化・風土などを訪ねるツアー等が挙げられま

**エコツーリズム**

自然体系、動植物の生態の観察、独自の地域文化とのふれあいを楽しみながら自然環境保全や人との共生を体験する余暇活動。

**エコともチケット**

東近江市が家庭から出る廃食油の回収拡大を進めるため、市内を巡回するちょこっとバス11路線で廃食油回収をする際、透明のペットボトルに入れた廃食油を乗車時に運転手に渡した時に交換でプレゼントされる乗車運賃100円分になる「ちょこっとバス　エコともチケット」のこと。

**エコファーマー**

平成11年７月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第４条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名で、平成12年８月の「全国環境保全型農業推進会議（会長：熊沢喜久雄東京大学名誉教授）」に寄せられた応募の中から選ばれたもの。エコファーマーになると、環境保全型農業直接支払交付金による支援や農業改良資金の特例措置が受けられます。

**温室効果ガス**

地表から放出される熱（赤外線）を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の６物質が温室効果ガスとして、削減の対象となっています。

【か行】

**外来魚**

海外から移輸入された魚類の総称。代表的な魚にブラックバス、ブルーギルなどがいます。

**外来生物法**

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律第78号）」の略称で、外来生物の規制及び防除に関する日本の法律です。この法律の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することです。そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

## 河辺林

河川の周辺に繁る林のこと。かつては集落への水害を防いだり、薪などを採ったりするための里山として地域に活用されていたが、燃料革命以後は利用されることが少なくなり放置、荒廃が進みました。近年は、固有生物の生息地として注目され、市民団体などで保全が始まっています。河畔林や渓畔林から落ちた葉や小枝は、川の中の小さい生きものの餌になり、川に落ちた昆虫は魚の餌になります。

## 環境こだわり農業

化学合成農薬及び化学肥料の使用量が慣行的使用量を50%以上削減して行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮して農作物を栽培するものを指します。「滋賀県環境こだわり農業推進条例」に規定しています。

## 環境マネジメントシステム

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続きであり、国際標準化機構（ＩＳＯ）が発行したＩＳＯ14001に基づくものが代表的な事例です。

## 環境リスク

人の行動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性を示す概念。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくに当たっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重

## 緩衝帯

農地に隣接する里山を帯状に整備し、野生動物が生息しにくく追い払い等が行いやすいエリアのこと。荒廃した里山や耕作放棄地の管理は、藪などを好んで生息する野生動物を集落に寄せ付けない効果を発揮します。

## 希少種

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき、国内に生息、生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響により減少が見られる種等のこと。正式には「国内希少野生動植物種」といいます。

## 基盤整備

基盤整備とは、既成の水田・畑における土地及び労働生産性を向上させるため、農地基盤の整備を行う一連の整備のこと。主な内容は、区画整理、農地整備、用排水整備、土壌保全、客土、床締め及び暗渠排水などであり、通常「土地改良」といわれている。

## 休閑地

一時耕作をやめている耕地、又は利用されてない土地、空き地のこと。

## グランドデザイン

グランドデザインは、これから取り組む事業やプロジェクトの全体像を明確化するもの。どういう方向に向かって進むのか、そしてその向かった先はどのような状態になっているのかを明らかにします。

## グローカル

グローバルな観点で物事を考える能力を兼ね備えつつ、地域、経済・社会(ローカル)の持続的な発展に情熱を注ぐ人材のこと。

## 光化学スモッグ

オゾンやアルデヒドなどからなる気体成分の光化学オキシダントと、硝酸塩や硫酸塩などからなる固体成分の微粒子が混合して、周囲の見通し（視程）が低下した状態をいう。光化学オキシダントを主成分とするスモッグ。健康に影響を及ぼすことがある大気汚染の一種。工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物）が、日光に含まれる紫外線により光化学反応を起こして変質しオゾンなどが発生します。

## コージェネレーションシステム

ガス等を駆動源とした発電機で電力を生み出しつつ、排熱を利用して給湯や冷暖房に利用するもの。コージェネレーションは「熱」と「電力」を同時生産する設備の総称であり、「熱」を主体に生み出す燃焼機関は、電力を生み出せる可能性があり、「電気」を生み出す燃焼機関は、同時に熱を放出しています。これを互いに再利用することで、限りあるエネルギー資源を最大限に活用する試みです。

【さ行】

## 再生可能エネルギー

化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。代表的な再生可能エネルギー源としては、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等があります。

## サプライチェーン

日本語で「供給連鎖」と訳され、原材料、部品等の調達から、生産、流通を経て消費者に至るまでの一連のビジネスプロセスのこと。

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じたごみのうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物。それらの処理責任は同法において、排出事業者にあるとされています。

## 湿生林

沖積平野部で見られるヤナギやヨシ群落などの湿生植物が群生する場所のこと。

## ジビエ料理

狩猟による鳥獣肉をジビエと言い、これを用いた料理のこと。

## 純移輸出額

純移出等とは主に移輸出額から移輸入額を控除したもの。県内で消費（固定資本の増を含む）した財・サービスは、県内で生産されたものと県外で生産されたもの（移輸入）ですから、県内消費総計から「移輸入」を控除すると県内で生産され消費された財・サービスであり、これに県内で生産され県外で消費されたもの（移輸出）を加えると、県内で生産された財・サービスに一致します。　県内総生産＝県内総支出－移輸入＋移輸出

## 循環共生型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

## 薪炭林

薪（たきぎ）や炭の原料となる木材を採取するための森林。クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、エノキなどの樹種で構成された、いわゆる里山の雑木林を指します。

## 水源かん養

降雨時に河川などへの水の流出を軽減させる働き（洪水緩和）と、無降雨時に河川などへ水を安定的に供給する働き（渇水緩和）という二つの働きのことで、河川や琵琶湖の水位を平準化する役割をもちます。

## スマートハウス

ＩＴ（情報技術）を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅。具体的には、太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー機器、家電、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、CO2排出の削減を実現する省エネ住宅のことを指します。省エネ、創エネ設備を備えた住宅がエコ住宅であるのに対し、エネルギーマネジメントシステムで最適化されたエコ住宅がスマートハウス（＝賢い住宅）と言えそうで

## 生態系サービス

暮らしを支える、食料や水の供給、気候の安定など、自然（生物多様性）から得られる恵みのこと。国連の主導で行われた「ミレニアム生態系評価（ＭＡ）」では、生態系サービスを「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の４つに分類しています。

1)供給サービスは、食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス。2)調整サービスは、環境を制御するサービス。3)文化的サービスは、精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。4)基盤サービスは、1)から3)までのサービスの供給を支えるサービスで、例えば、光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環、水循環などがこれに当たります。

## 生物多様性

特定の範囲に生息、生育する生物の多様さの程度で、様々な生息、生育環境がある「生態系の多様性」、様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれます。

**総付加価値額**

付加価値額とは企業が生産によって生み出した価値であり、企業の総生産額から、その生産のために消費した財貨や用役の価額を差引いた額。付加価値の計算法には控除法と加算法がある。控除法では付加価値を（生産額－非付加価値）又は（販売額－非付加価値）として計算します。

**ゾーニング**

農振計画や都市計画等の土地利用計画において、用途ごとに区分して一団の地域又は地区の指定等を行うこと。この場合は、木材生産の効率化を進める上での区域分けを指します。

【た行】

**多段階利用**

資源やエネルギーを利用すると品質が下がるが、その下がった品質レベルに応じて何度も利用すること。

**着地型観光**

観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。主に都会にある出発地の旅行会社が企画して参加者を目的地へ連れて行く従来の「発地型観光」と比べて、地域の振興につながると期待されています。

**沖積平野**

主に河川による堆積作用によって形成される平野の一種。海浜堆積物によって形成される海岸平野と区別される。河川の流速が減じて運搬された土砂が氾濫原や河口、更に沖合にかけて堆積して平野となります。

**底質**

河川、湖沼、海洋、水路等の水域において、水底を構成している表層のこと。広義では水底を構成している堆積物及び岩石を指し、主に侵食による運搬作用によって堆積した砂泥、生物の遺骸、不溶性塩などから形成されている。狭義では表層土類や岩盤類の直上に蓄積した不溶物を指し、その状況を調べることによって水質汚濁の状況などが把握されます。

**脱炭素化社会**

化石燃料に依存しない生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造の確立により、豊かな県民生活及び経済の成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減され、排出した温室効果ガスが森林などに吸収作用で相殺して、実質的にゼロにする社会のこと。

**特定外来植物**

外来生物法に基づき、環境省が指定していた特定外来種には選定された生物種の中の植物種を指す。

**土地利用型農業**

米、麦、大豆などに代表されるように反当収入は低いが大規模に経営できる経営形態。

【な行】

**二次的自然**

人の手を入れないことによって自然の姿を保つ原生林や水源地のような一次的自然環境に対して、人が適度に関わることによって、自然の植生や生きものの多様性が守られている環境のこと。里山や田んぼ、小川や水辺など日本人が心に描くふるさとの原風景はほとんどがこれにあたります。

**日本遺産**

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備、活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的として

**認定農業者**

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者、農業生産法人のこと。担い手農業者（にないてのうぎょうしゃ）とも呼ばれます。

【は行】

**バイオマス**

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

**パッシブ化**

建物の性能を上げる事により、高性能の熱交換器による空調設備だけで、アクティブな冷暖房器具が不要であるという意味合いから『パッシブ（passive：受身の）』と呼ぶ。

**ヒートアイランド現象**

ヒートアイランド（heat island＝熱の島）現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになりました。ヒートアイランド現象は「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」と言うこともできます。都市化の進展に伴って、ヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念されています。

**ペレット**

おが粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料のこと。ペレットストーブ、ペレットボイラー、吸収式冷凍機の燃料として用いられる。木質バイオマスペレットとも呼ばれます。

**保護樹林・保護樹木**

豊かな自然環境を保全するため、「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保護樹木・保護樹林として指定した市内にある貴重な樹木・樹林のこと。

【ま行】

**マイクロプラスチック**

海洋などの環境中に拡散した微小なプラスチック粒子。厳密な定義はないが、大きさが1ミリメートル以下、ないしは5ミリメートル以下のものを示します。海洋を漂流するプラスチックごみが太陽の紫外線や波浪によって微小な断片になったものや、合成繊維の衣料の洗濯排水に含まれる脱落した繊維などが含まれます。

**モーダルシフト**

トラックによる幹線貨物輸送を、「地球に優しく、大量輸送が可能な海運又は鉄道に転換」すること。

【や行】

**遊休地**

住宅や農地や駐車場などを初めとした、どのような用途でも使われておらず、有効活用されていないような土地のこと。遊休している土地のこと。

**要注意外来植物**

外来生物法に基づき、環境省が指定していた特定外来種には選定されていないが、適否について検討中、調査不足から未選定とされている生物種の中の植物種のこと。2015年３月26日をもって廃止され、「生態系被害防止外来種」に変更されました。

【ら行】

**ラウンドテーブル**

円形のテーブルで会議をすることから、座り順といった上下関係を定めない会議で、「平等に意見を述べる」ということを意味・意図しています。

**リデュース**

環境負荷や廃棄物の発生を抑制するために無駄・非効率的・必要以上な消費・生産を抑制あるいは行わないこと。

**ローカルファイナンス**

国や県に頼らない、その地域独自の財政のこと。

**６次産業化**

１次産業とこれに関連する第２次、第３次産業に係る事業の融合により雇用と所得を生み出すこと。

【アルファベット、数字】

**ＢＤＦ**

バイオディーゼルとは、バイオディーゼルフューエルの略で、生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つである。諸外国においてバイオディーゼルとして規格化がなされているのは脂肪酸メチルエステルのみであるが、厳密に化学的な定義はない。原料となる油脂からグリセリンをエステル交換により取り除き粘度を下げる等の化学処理を施し、ディーゼルエンジンに使用できるようにしている。Bio Diesel Fuelの頭文字をとってＢＤＦと略されることもある（ＢＤＦは登録商標）。

**ＣＳＲ**

企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的（ボランタリー）に社会に貢献する責任のこと。ＣＳＲは企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をする責任を指します。

**Ｃ材**

木材を品質（主に曲がりなどの形状）や用途によって分類する際の通称。基本的に、A材は製材、B材は集成材や合板、C材はチップや木質ボードに用いられます。

**ＩＣＴ**

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「ＩＴ（Information Technology）」に代わる言葉として使われている。海外では、ＩＴよりＩＣＴのほうが一般的です。

**ＰＤＣＡサイクル**

活動をそれぞれPlan-Do-Check-Action(PDCA)という観点から管理するフレームワーク。①Plan：まず目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込みます。②Do：組織構造と役割を決めて人員を配置し、組織構成員の動機づけを図りながら、具体的な行動を指揮、命令します。③Check：途中で成果を測定、評価します。④Action：必要に応じて修正を加えます。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たなＰＤＣＡサイクルを進めます。

**ＰＭ2.５**

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいもの（粒径2.5μm以下の微小粒子状物質）をいう。ＰＭ2.5については、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、欧米諸国では、独立の項目として環境目標値が設定。日本においても、このような状況を踏まえ、中央環境審議会における審議を経て、平成21年９月にＰＭ2.5に係る環境基準が定められた。

**３Ｒ**

リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再使用）、リサイクル（Recycle 再生利用）の３つの英語の頭文字「Ｒ」をとって「３Ｒ」と呼ぶ。国では、３Ｒに対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース、リユース、リサイクル推進月間（略称：３Ｒ推進月間）」と定め、広く普及啓発しています。なお、リペア（Repair 修繕する）やリフューズ（Refuse （購入を）拒否する）などを加え、４Ｒ、５Ｒなどとして啓発することも増えてきていますが、本計画では、こうした概念も含め、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして「３Ｒ」という言葉を用いています。

**第２次東近江市環境基本計画（中間見直し）**
令和４年（2022 年）３月　発行

東近江市市民環境部環境政策課
〒527-8527　滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号
ＩＰ：050-5801-5633　　TEL：0748-24-5633

PIONEER CITY

東近江イズム

HIGASHIOMISM